

# 大町市都市計画 マスタープラン



令和6年3月

大町市



# 《 目 次 》

## 序 章 大町市都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープラン改定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象区域.....	3
4 計画の対象期間.....	3
5 計画の構成.....	4

## 第1章 大町市の特性と課題

1 大町市の概要.....	5
2 分野別の特性と課題.....	8
3 まちづくりに関する市民意向.....	28

## 第2章 都市計画マスタープラン見直しの視点

1 上位・関連計画の整理.....	33
2 立地適正化計画及び緑の基本計画との整合性.....	41
3 まちづくりにおける主要課題.....	44

## 第3章 全体構想

1 まちづくりの目標.....	47
2 分野別の整備方針.....	58

## 第4章 地区別構想

1 地区区分の設定.....	71
2 大町地区.....	72
3 平地区.....	82
4 常盤地区.....	91
5 社地区.....	100
6 八坂地区.....	109
7 美麻地区.....	118

## 第5章 実現化方策

1 都市計画制度の運用の考え方.....	127
2 分野別施策.....	131
3 都市計画マスタープランの進行管理.....	138

## 資料編

1 計画策定の経過.....	140
2 策定体制.....	141

# 序章 大町市都市計画マスタープランについて

本章では、大町市都市計画マスタープラン改定の背景及び目的、計画の位置づけ、計画の対象区域、計画期間、計画の構成を示します。

## 1 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

### 都市計画マスタープランとは？

- 都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的な方向性を示す計画です。
- 正式名称は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）と言い、住民に最も近い立場にある市町村が、独自の都市政策や住民の意向などを反映して策定するものです。

本市では、平成 15 年（2003 年）3 月に大町市第 3 次総合計画を上位計画とする「大町市都市計画マスタープラン」を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。

その後、平成 18 年（2006 年）の八坂村・美麻村との合併、都市機能の無秩序な拡散防止や中心市街地の活性化に向けた「まちづくり三法」の改正、平成 19 年（2007 年）3 月に策定された「大町市第 4 次総合計画」との整合など、新たなまちづくりの基本的な方向性を明らかにするため計画の見直しを行い、平成 26 年（2014 年）3 月に「大町市都市計画マスタープラン改定版」（以下、「旧計画」という。）を策定しました。

旧計画の目標年次は令和 15 年（2033 年）となっていますが、近年の人口減少・少子高齢化の急速な進行や頻発・激甚化する自然災害への対応、平成 29 年（2017 年）3 月に策定された「大町市第 5 次総合計画」との整合など、社会情勢の大きな変化や上位関連計画の改定を踏まえて、計画の見直しを行うこととしました。

表 序-1 大町市における計画策定の主な経過

年次	計画策定の主な経過
平成 13 年(2001 年) 3 月	「大町市第 3 次総合計画 基本構想」策定
平成 15 年(2003 年) 3 月	「大町市都市計画マスタープラン」策定
平成 18 年(2006 年) 1 月	八坂村・美麻村との合併
平成 19 年(2007 年) 3 月	「大町市第 4 次総合計画 基本構想」策定
平成 26 年(2014 年) 3 月	「大町市都市計画マスタープラン」改定
平成 29 年(2017 年) 3 月	「大町市第 5 次総合計画 基本構想」策定
令和 4 年(2022 年) 4 月	「大町市立地適正化計画」策定（居住誘導区域、都市機能誘導区域等を設定）
令和 6 年(2024 年) 3 月	「大町市都市計画マスタープラン」改定（本計画）

## 2 計画の位置づけ

「大町市都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という。）は、本市の最上位計画である「大町市第5次総合計画」、長野県が広域的な視点から定める「大北圏域（大町・池田・白馬都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等の上位計画に則して定めるものです。

本計画で定める方針は、用途地域や都市計画道路等の都市計画の決定や見直しの際の根拠となるとともに、関連する分野別計画の策定や見直し、個別・具体的なまちづくりの取組の事業化等に当たっての指針となります。

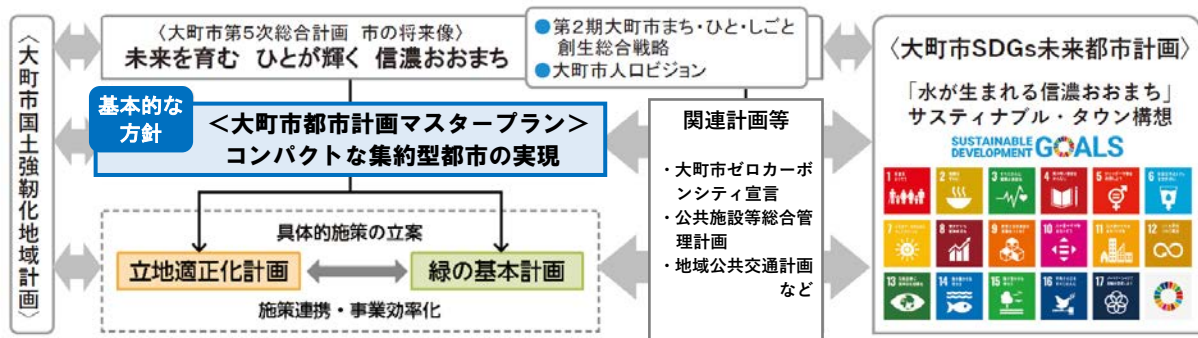


図 序-1 計画の位置づけ

分野	計画の名称	計画の対象範囲	計画で定めること	計画期間 ※目標年は年度単位				
				R4~R8 (2022~2026年)	R9~R13 (2027~2031年)	R14~R18 (2032~2036年)	R19~R23 (2037~2041年)	R24 (2042年)
行政全般	総合計画	基本構想	市全域	■行政運営の指針 ■全分野の施策を体系化				
	基本計画	市全域		■2030年のあるべき姿 ■自治体SDGs推進の取組				
	SDGs未来都市計画	市全域		■人口減少の克服に向けた基本目標や施策の基本的な方向、具体的な施策				
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	市全域		■人口減少の克服に向けた基本目標や施策の基本的な方向、具体的な施策				
公共施設	公共施設等総合管理計画	市全域		■公共施設等の総合的・計画的な管理の基本方針				
公共交通	地域公共交通計画	市全域		■公共交通ネットワークの将来像 ■目標を実現するための取組				
防災	国土強靱化地域計画	市全域		■災害リスクの把握、脆弱性評価、取組方針				
都市計画	都市計画マスタープラン	市全域	■都市計画に関する基本的な方針 ・全体構想 ・地区別構想 ・実現化方策	反映				
	立地適正化計画	都市計画区域内	■コンパクト+ネットワークの方針 ■誘導区域、誘導施設	社会・経済情勢を踏まえ概ね5年ごとに見直し				
	緑の基本計画	市全域	■緑の将来像 ■実現のための取組	目標年 R24 (2042年)				

図 序-2 上位・関連計画の計画期間の対応関係

### 3 計画の対象区域

#### 計画の対象区域

#### 大町市全域

本計画の対象区域は、旧大町市のエリアで指定されている都市計画区域に加え、都市計画区域外となっている地区を含めた「大町市全域」とし、市域全体を一体的に捉えたまちづくりの方向性を示すものとし、



図 序-3 計画の対象区域

### 4 計画の対象期間

#### 計画の対象期間

#### 令和6年度（2024年度）～ 令和24年度（2042年度）

本計画の対象期間（計画期間）は、「令和6年度（2024年度）」を初年度として、目標年度をおおむね20年後の「令和24年度（2042年度）」とします。

なお、計画期間内であっても、社会・経済情勢の大きな変化や上位計画の改定などにより必要が生じた場合には、計画の見直しを行うものとし、

## 5 計画の構成

本計画は、序章と5つの章で構成します。

「大町市の特性と課題」及び「都市計画マスタープラン見直しの視点」を整理した上で、市域全体を対象としたまちづくりの目標や分野別の整備方針を示す「全体構想」、市域を6地区に区分し、各地区の特性に応じた整備方針を示す「地区別構想」、計画の実現に向けた取組や進行管理の考え方を示す「実現化方策」を定めます。

表 序-2 大町市都市計画マスタープランの構成

章の構成	内 容
序 章 大町市都市計画マスタープランについて	1 都市計画マスタープラン改定の背景と目的 2 計画の位置づけ 3 計画の対象区域 4 計画の対象期間 5 計画の構成
第1章 大町市の特性と課題	1 大町市の概要 2 分野別の特性と課題 3 まちづくりに関する住民意向
第2章 都市計画マスタープラン見直しの視点	1 上位・関連計画の整理 2 立地適正化計画及び緑の基本計画との整合性 3 まちづくりにおける主要課題
第3章 全体構想	1 まちづくりの目標 2 分野別の整備方針
第4章 地区別構想	1 地区区分の設定 (大町、平、常盤、社、八坂、美麻の6地区) 2 地区別の特性・課題 3 地区別のまちづくり構想
第5章 実現化方策	1 都市計画制度の運用の考え方 2 分野別施策 3 都市計画マスタープランの進行管理

# 第1章 大町市の特性と課題

本章では、全体構想の策定に先立ち、大町市の地勢や沿革、分野別の特性と課題、まちづくりに関する市民意向を整理します。

## 1 大町市の概要

### 1-1 位置・地勢

- 長野県の北西部、大北圏域に位置する大町市
- 北アルプスをはじめとする豊富な自然資源

本市は、長野県北西部の大北圏域に位置し、その西部一帯に「日本の屋根」と呼ばれる北アルプスの山岳を連ねています。

また、北アルプスを源流とする高瀬川や仁科三湖などの豊富な自然資源にも恵まれ、四季を通じて山岳観光都市としての地勢を備えています。

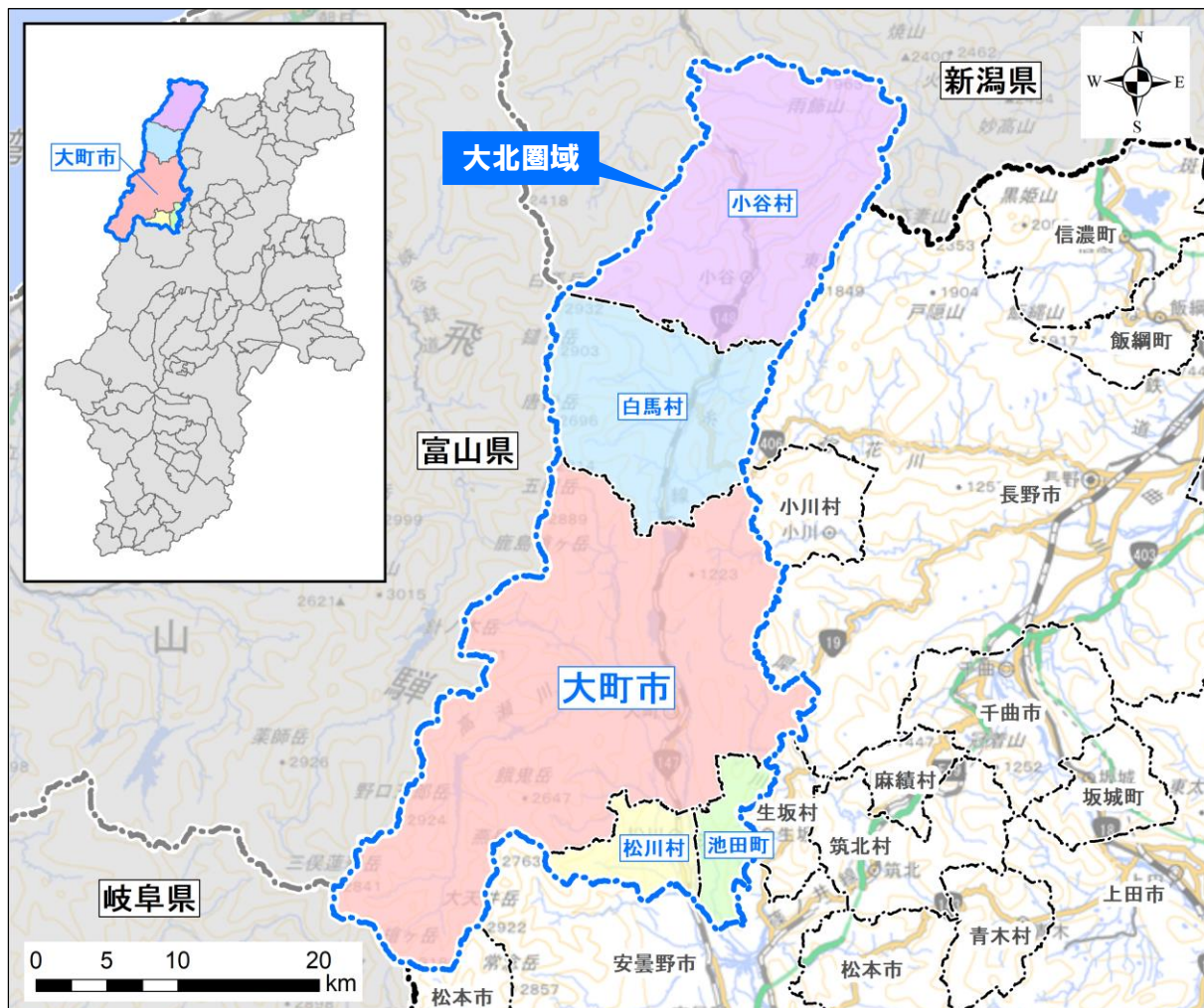


図 1-1 大町市の位置・地勢

## 1-2 歴史（市の成り立ち）

- 塩の道・千国街道の交通の要衝「仁科の里」
- 街道沿いに残された歴史的な町並み
- 平成 18 年（2006 年）1 月に「八坂村」「美麻村」を編入合併

平安時代の後半、社地域を中心に伊勢神宮の荘園である「仁科御厨」が置かれ、豪族仁科氏が御厨司として支配を預かっていました。

鎌倉時代に入ると仁科氏は、定期的に「市」を開き、市街地の形成を進め、今も五日町、堀六日町、八日町などの町名がその名残を残しています。また、国宝仁科神明宮をはじめ多くの文化財も残しており、古くからこの地域は「仁科の里」と呼ばれています。

江戸時代、松本藩の支配下に入った大町は、松本と日本海を結ぶ「千国街道（塩の道）」の中間地点に位置し、交通要衝の地であったことから、日本海側との交流、物流などが盛んに行われていました。このため、街道沿いには、当時の歴史的建物が残されています。



図 1-2 千国街道（塩の道）略図

昭和以降は、昭和 29 年（1954 年）7 月に「大町」「平村」「常盤村」「社村」が合併し大町市としての市政が発足し、さらに、平成 18 年（2006 年）1 月に「八坂村」「美麻村」を編入合併し、現在の大町市となりました。

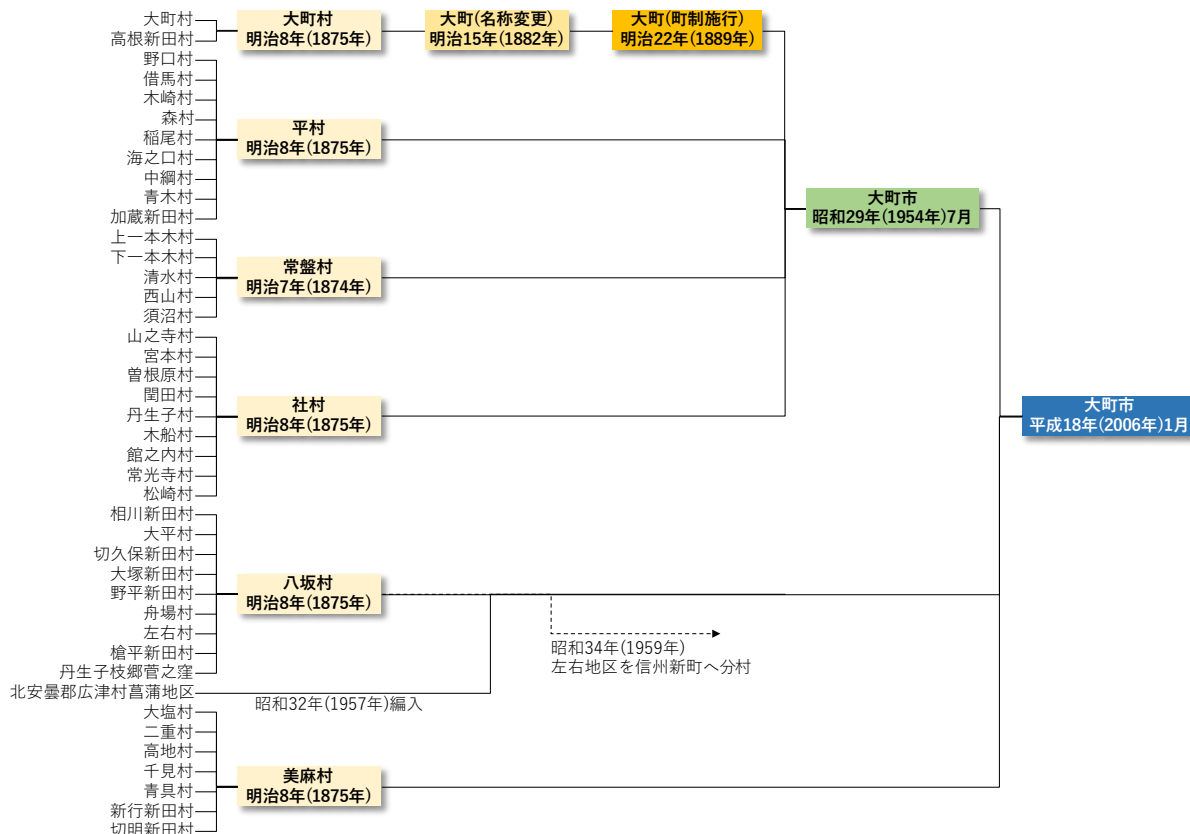


図 1-3 大町市の変遷（明治以降の合併系図）

出典：大町市「大町市統計要覧 2020」

### 1-3 地形・気象

- ❑ 東西北を山々に囲まれ、南側に松本平が広がる。
- ❑ 毎年 50cm 前後の最深積雪が記録されている。

本市の西側に 3,000m 級の北アルプス、市街地東側には 1,000m 級の山々が連なり、山に囲まれた地形が特徴です。

市街地の標高は 700m 余りで、南北に広がり、南側に松本平が広がっています。

気象は、気温差が大きく降水量が少ない内陸性気候で、冬季は偏西風の影響を受け、毎年 50cm 前後の最深積雪が記録されています。

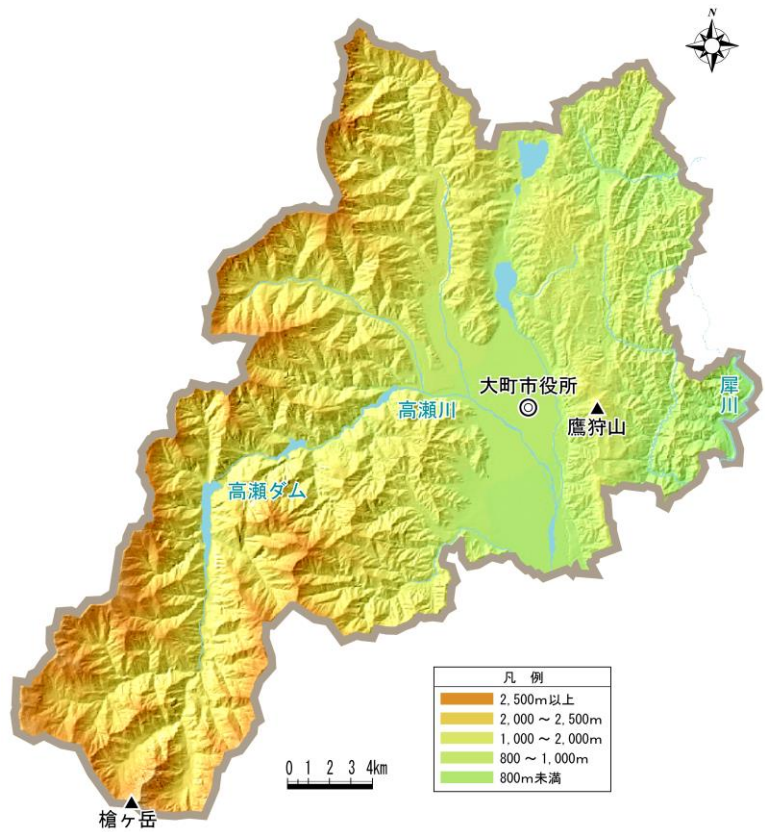


図 1-4 大町市の地形

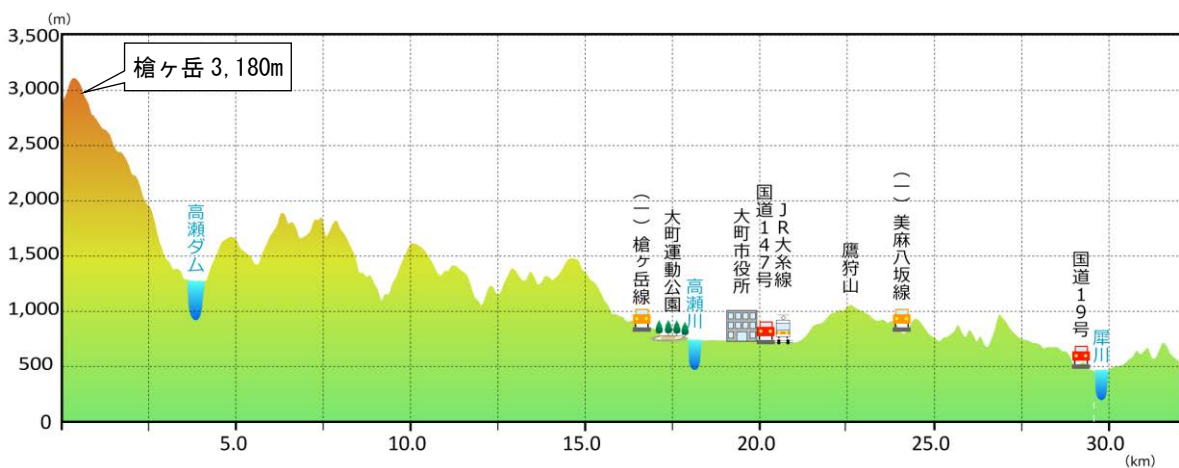


図 1-5 断面図

## 2 分野別の特性と課題

### 2-1 人口

#### (1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

- 令和2年国勢調査による総人口は26,029人
- 現状のまま推移した場合(社人研推計)、20年後の令和22年には総人口が約8,000人減少し、高齢化率は9.6ポイント増加すると予測される。

令和2年国勢調査による本市の総人口26,029人に対して、社人研による将来推計人口(R5推計)をみると、20年後の令和22年(2040年)には、総人口が17,984人と、約8,000人減少すると予測されています。

また、高齢化率(老年人口割合)をみると、令和2年(2020年)時点の38.9%に対して、令和22年(2040年)には48.5%と、9.6ポイント増加すると予測されています。

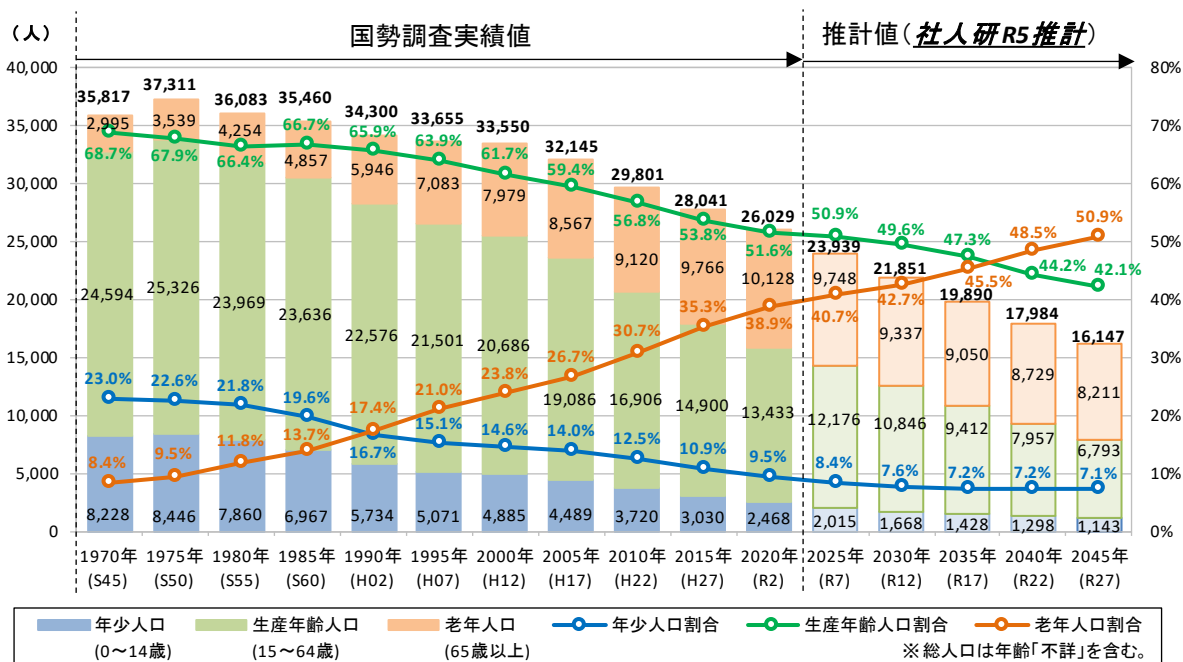


図 1-6 大町市の総人口・年齢3区分別人口の動向

出典：[1980～2020年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025～2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」再編加工

## (2) 移住に関する相談件数・移住世帯の推移

- 移住に関する相談件数、移住世帯・移住人数は平成29年頃から増加傾向
- 近年は、相談件数が約300件/年、移住者数は約90人/年
- 関係人口の拡大を図りながら、定住人口増加につなげていくことが求められる。

平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)までの直近10年間の移住の状況をみると、移住に関する相談件数及び移住世帯・移住人数は平成29年(2017年)頃から増加傾向にあり、この10年間で364世帯、662人が市に移住されています。また、近年は、相談件数は約300件/年、移住者数は約90人/年となっています。

今後は、関係人口の拡大を図りながら、定住人口の増加につなげていくための取組を推進していくことが求められます。

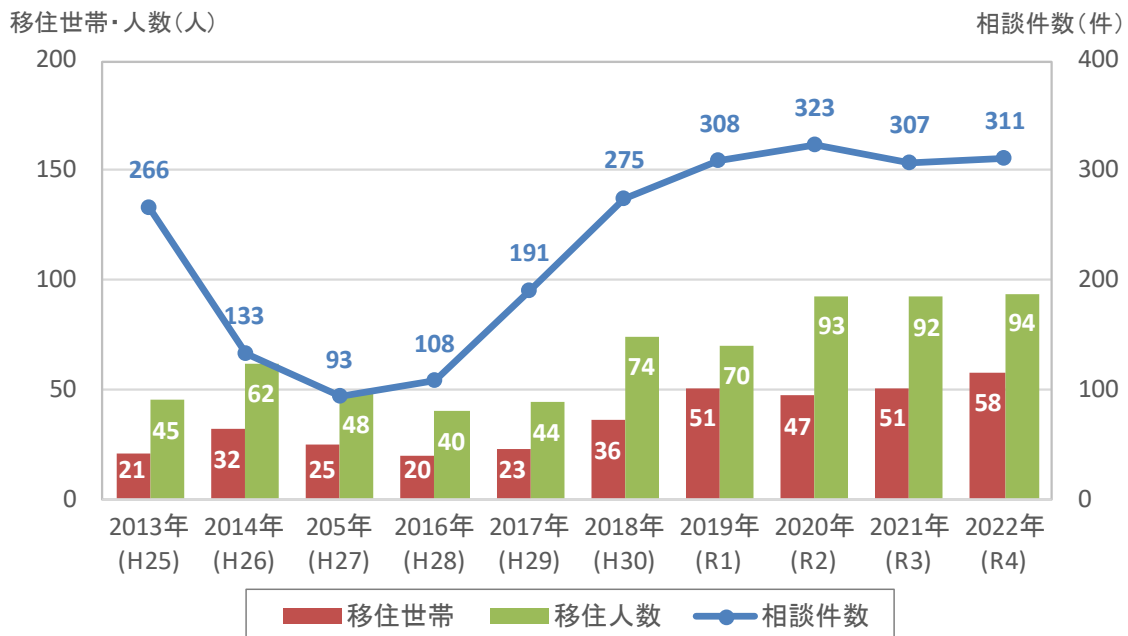


図 1-7 移住世帯・人数及び相談件数の推移

出典：大町市「年度別定住関係データ」再編加工



### (3) 都市計画区域及び用途地域内の人口動向

- 都市計画区域及び用途地域内人口は減少傾向
- 都市計画区域が指定されていない住宅地・集落地について、一体的な土地利用に取り組むための仕組みを検討する必要がある。

本市の令和2年国勢調査による総人口は 26,029 人で、そのうち都市計画区域内の人口は 24,405 人（総人口の 93.8%）、用途地域内の人口は 12,951 人（総人口の 49.8%）で、直近5年間では減少傾向となっています。

現在の都市計画区域は、合併した八坂・美麻地区のほか、大町地区においても鹿島川周辺の一部地域、木崎湖－青木湖間沿道が区域指定されていません。

この現状を踏まえ、生活・経済基盤の構築を目指した都市施設の整備や、農業集落・中山間地、山間部が有する自然環境の保全など、一体的な土地利用に取り組むための仕組みを検討する必要があります。

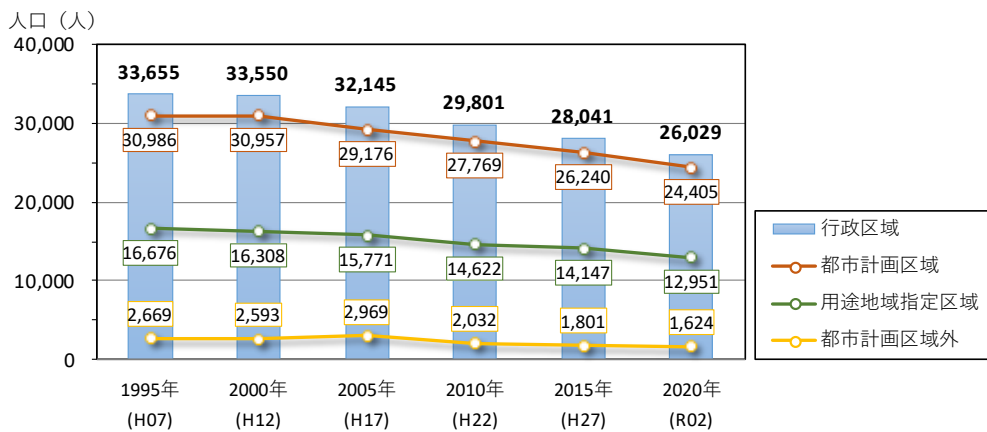


図 1-8 区域別の人口の推移

出典：[1995～2010年] 大町市「令和元年度都市計画基礎調査（国勢調査）」  
 [2015～2020年] 総務省統計局「国勢調査（都市計画の地域区分，男女別人口）」



図 1-9 都市計画区域と用途地域の指定状況

## 2-2 土地利用

### (1) 土地利用区分別の構成

□ 山林や田、水面などの自然的土地利用が約95%を占めており、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を有する

本市の土地利用区分別の構成をみると、山林や田、その他自然地、水面などの「自然的土地利用」が約95%を占めており、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を有しています。

都市的土地利用は全体の約5%となっており、内訳をみると、住宅用地(1.5%)、道路用地(1.1%)としての利用が多くなっています。

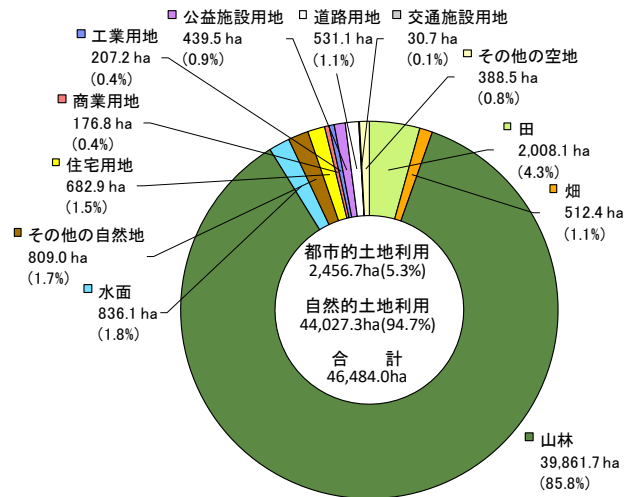


図 1-10 土地利用区分別の構成

出典：大町市「令和元年度都市計画基礎調査」再編加工

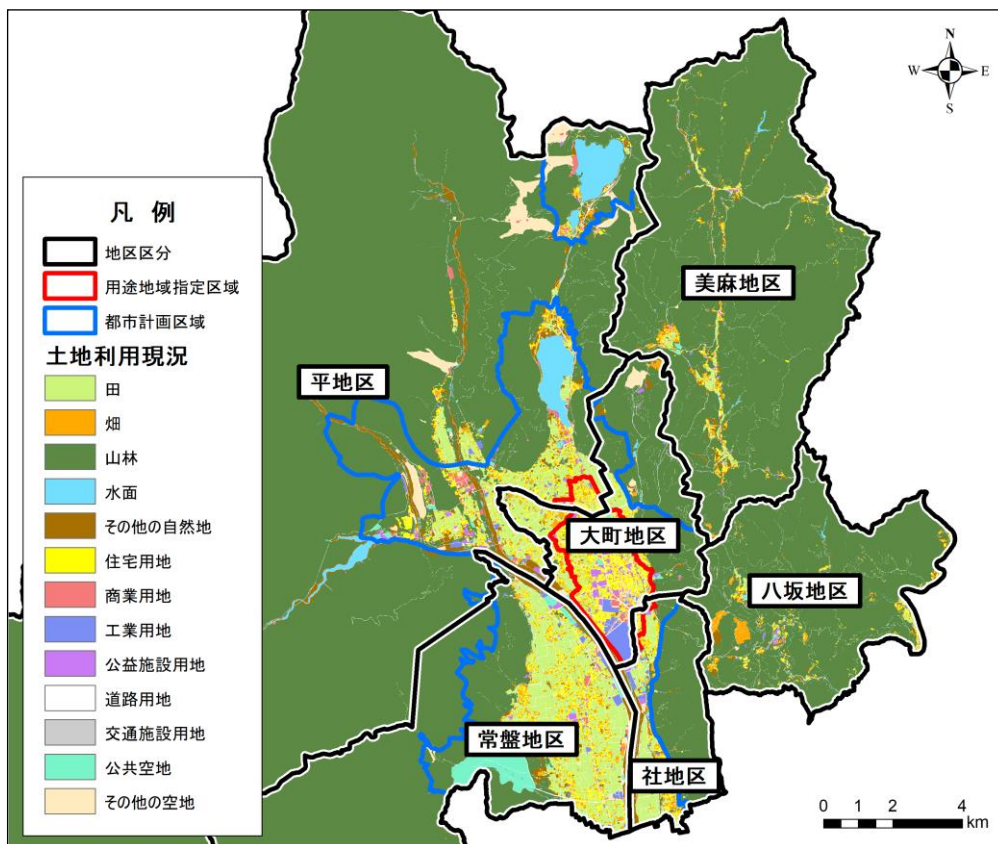


図 1-11 市全体の土地利用現況

出典：大町市「令和元年度都市計画基礎調査」再編加工

## (2) 用途地域内の土地利用現況

- 用途地域内は、住宅用地や道路用地などの都市的土地利用が約 70%を占める。
- 用途地域内に残る集団的農地のあり方、旧学校跡地の利活用、松本系魚川連絡道路のインターチェンジ計画地周辺等における土地利用の規制・誘導方策のあり方など、土地利用の再検討が必要となっている。

用途地域内における土地利用の内訳をみると、都市的土地利用が約 70%を占めており、そのうち、住宅用地 (28.2%) や工業用地 (13.5%) としての利用が多くなっています。

その一方、用途地域内に残る集団的農地のあり方、比較的規模の大きい公益施設用地である旧大町北高校跡地や小学校再編に伴う大町北小学校と大町西小学校の跡地の利活用、松本系魚川連絡道路のインターチェンジ計画地周辺等における土地利用の規制・誘導方策のあり方など、将来のまちづくりの方向性を勘案する中で、土地利用の再検討が必要となっています。

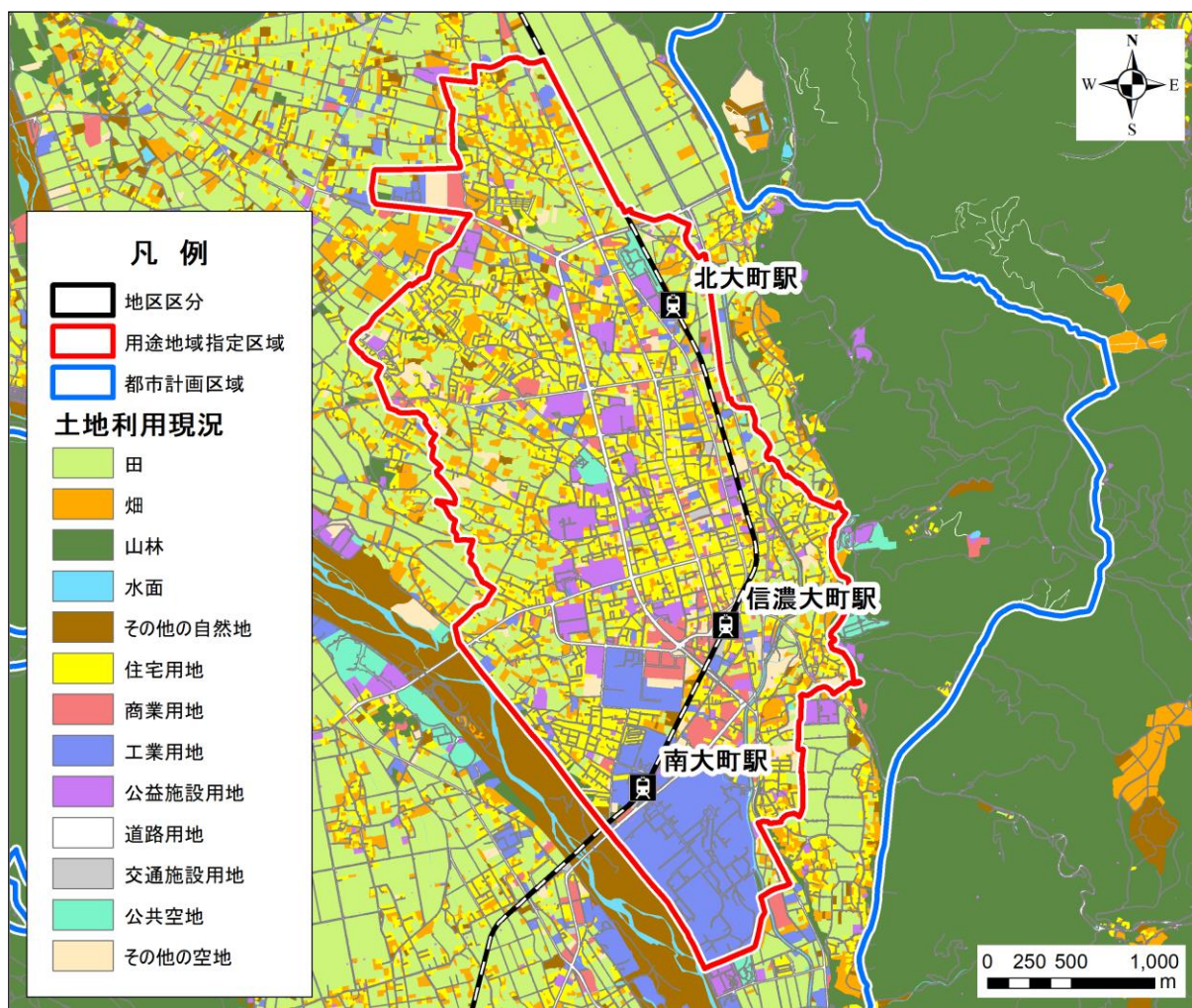


図 1-12 用途地域内の土地利用現況

出典：大町市「令和元年度都市計画基礎調査」再編加工

### (3) 新築件数・農地転用の動向

- 住宅新築件数の半数以上が白地地域における立地
- 既存集落におけるコミュニティを大切にしつつ、まとまりを持って居住するコンパクトな地域づくりに向けた検討を進める必要がある。

近年、住宅新築の半数以上が白地地域における立地であり、これに伴う農地の住宅地への転用のほか、工業用地、太陽光発電施設などへの転用が進んでいます。

このような状況から用途地域内の人口密度は大幅に低下し、低密度な居住地域が市街地から、その周辺地域へと拡がりを見せています。

こうした市街地周辺への外延化は、農地の減少、さらなる低密度な人口集積、自動車利用への依存を高め、それに伴うインフラ基盤整備の維持・拡大による市の財政圧迫などの影響があると考えられます。

このため、既存集落におけるコミュニティを大切にしつつ、まとまりを持って居住するコンパクトな地域づくりに向けた検討を進める必要があります。

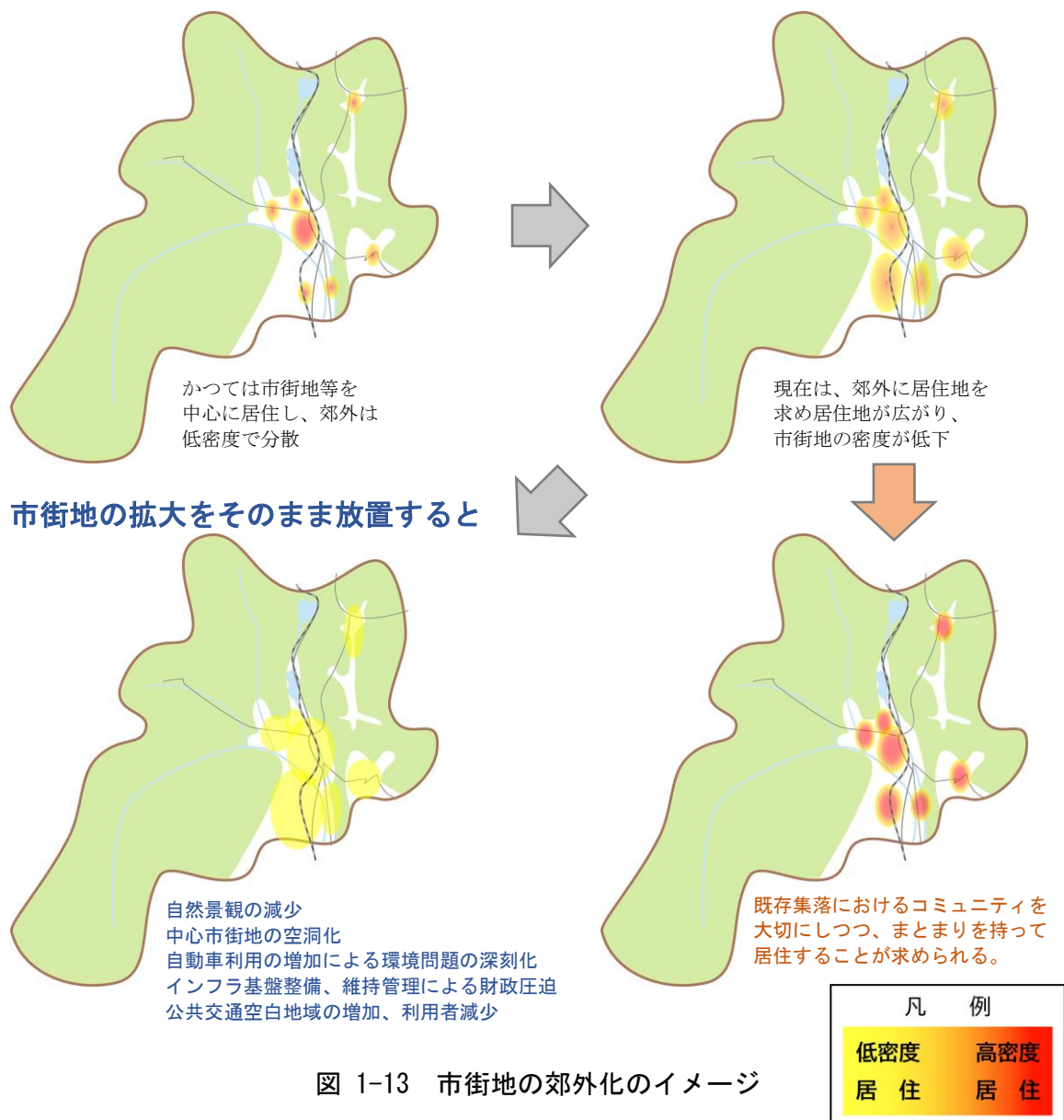


図 1-13 市街地の郊外化のイメージ

## 2-3 道路・交通

### (1) 幹線道路網

- (国)147号、(国)148号、(主)長野大町線等が周辺地域との連携を担う主要な幹線道路として機能
- 松本糸魚川連絡道路の早期整備と幹線道路網の再構築が求められる。

本市の道路網は、(国)147号、(国)148号、(主)長野大町線等が周辺地域との連携を担う主要な幹線道路として機能しています。

しかし、これらの路線は高速性に乏しいことから、日常生活をはじめ、産業・観光などの経済活動や、救急医療及び災害時の緊急輸送道路として機能する地域高規格道路※「松本糸魚川連絡道路」の早期整備が強く求められています。

松本糸魚川連絡道路は、長野県松本市から新潟県糸魚川市に至る延長約100kmの交流促進型の道路であり、松本～大町～糸魚川の生活圏を連絡し、広域的な交流・連携が期待されている道路です。長野自動車道などの高規格幹線道路※と一体となって、効率的で質の高い高速交通ネットワークを形成するとともに、北アルプスの雄大な山々や日本海沿岸の海洋リゾート等、観光資源の豊かな地域を連絡する広域観光ルートとしても期待されます。

また、松本糸魚川連絡道路を広域道路網の軸とする市内の幹線道路網の再構築についての検討も必要となっています。

注) 道路名の表記  
 (国)：一般国道  
 (主)：主要地方道  
 (一)：一般県道  
 (都)：都市計画道路

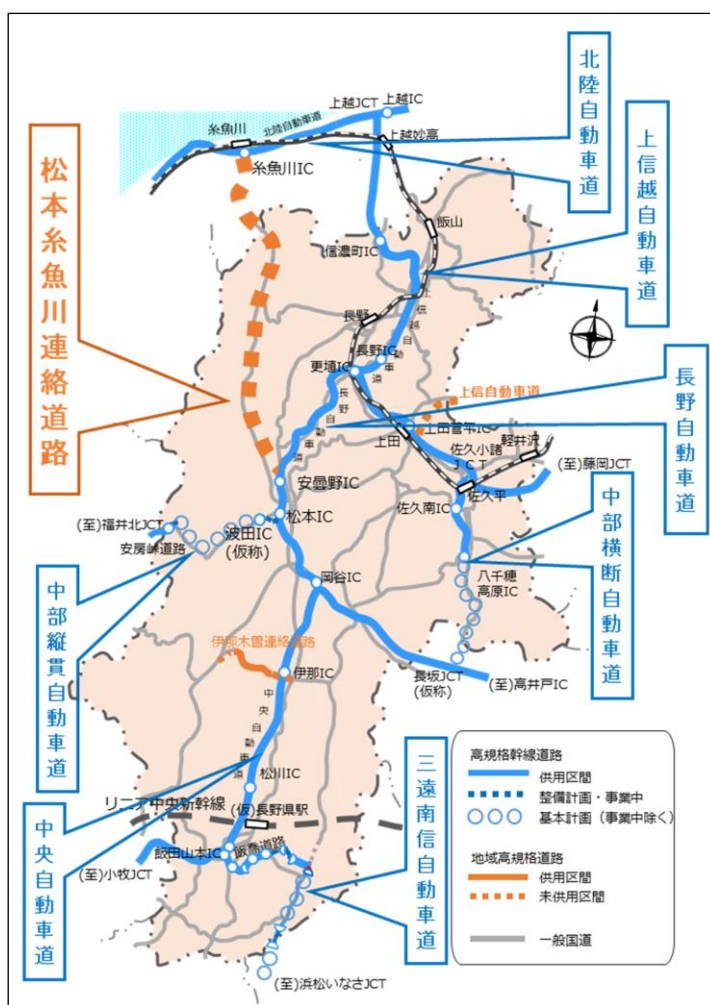


図 1-14 長野県の高規格道路ネットワーク

出典：大町建設事務所「松本糸魚川連絡道路オープンハウス展示パネル(R5.2)」

※地域高規格道路 高規格幹線道路を補完し、地域の自立的な発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線

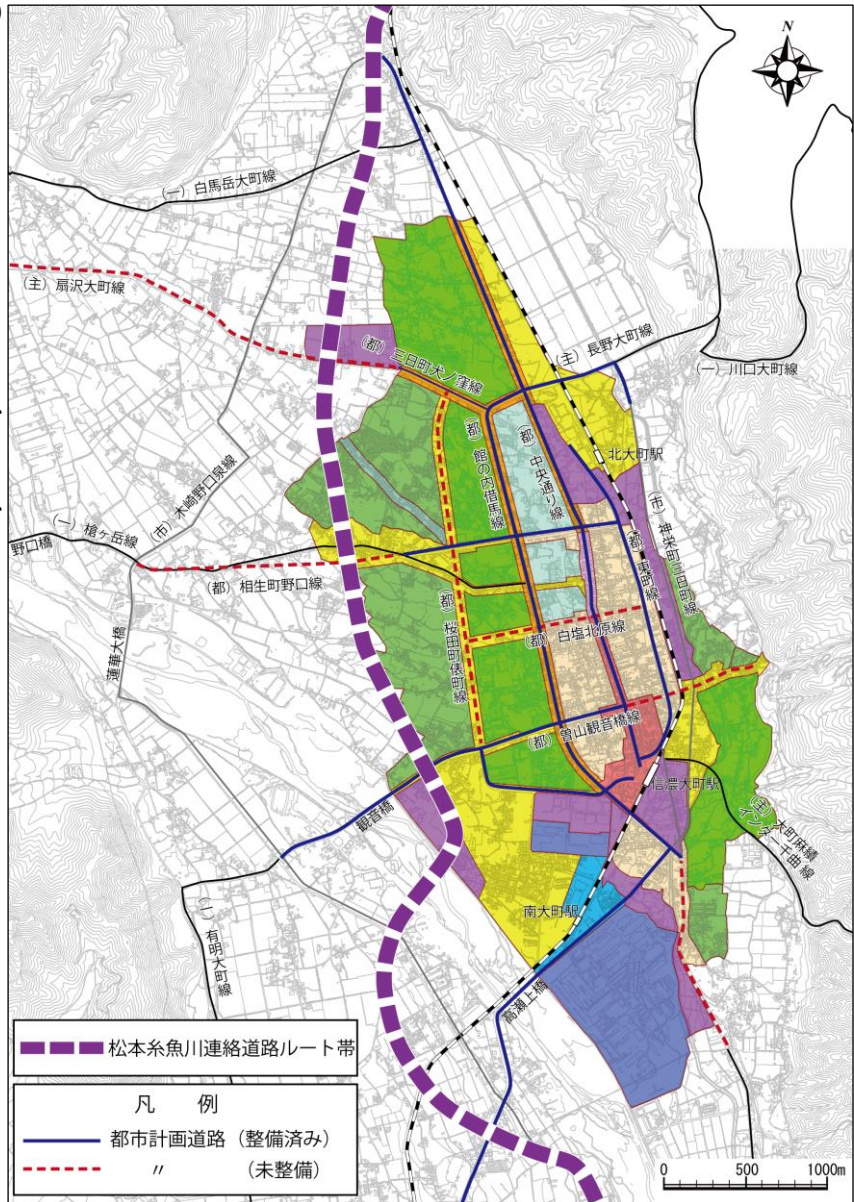
※高規格幹線道路 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路

## (2) 都市計画道路

- 都市計画道路は10路線が都市計画決定されており、改良率は64.8%
- 松本系魚川連絡道路の進捗にあわせ、計画的な道路配置と整備が求められる。

本市の都市計画道路<sup>※</sup>は、10路線(28.37km)が都市計画決定されており、令和5年(2023年)3月末時点の改良済延長は18.39km(改良率64.8%)で、その他の区間については未整備(概成済区間<sup>※</sup>なし)となっています。

未整備区間のうち、(都)三日町犬ノ窪線、(都)相生町野口線については、松本系魚川連絡道路のルート帯と交差する位置関係にあり、アクセス道路としての役割を担うことも想定されます。その他の未整備区間とあわせて、上位・関連計画で定める方針と整合を図りながら、必要に応じて都市計画道路の見直しを行うなど、計画的な道路配置と整備を進めていく必要があります。



注) 松本系魚川連絡道路ルート帯について

- ・ルート帯の幅は100mで設定しています。
- ・ルート帯とは、今後具体的にルート(線)を計画する範囲のことです。道路幅が100mになるわけではありません。(令和6年3月現在)

図 1-15 都市計画道路の整備状況

出典：大町市「令和元年度都市計画基礎調査」再編加工

**※都市計画道路** 都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

**※概成済区間** 改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(おおむね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路)を有する区間

### (3) 公共交通

#### ① 鉄道

- コロナ禍の影響もあり、令和2年度以降、信濃大町駅の乗車人員が大きく減少
- JR 大糸線は日常生活や経済活動等を支える重要な移動手段の一つであり、利用促進等に向けた取組を継続していくことが求められる。

本市では、JR 大糸線が南北方向に運行されており、鉄道駅が9駅あります。

信濃大町駅の1日当たりの平均乗車人員の推移をみると、1,200人/日前後で推移していましたが、コロナ禍の影響もあり、令和2年度(2020年度)以降、乗降客数が大きく減少しています。

JR 大糸線は、日常生活をはじめ、観光などの経済活動等においても重要な移動手段であることから、利用促進に向けた取組を継続していくことが求められます。

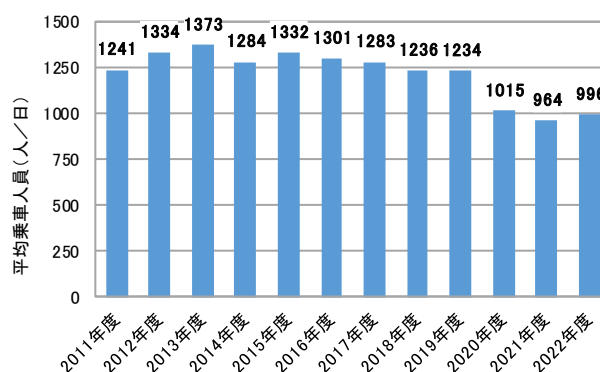


図 1-16 信濃大町駅の平均乗車人員の推移

出典：JR 東日本「各駅の乗車人員」再編加工

#### ② 市民バス「ふれあい号」

- 直近5年間の年間乗車人員は横ばい傾向
- 市民バスは高齢者や来訪者等の重要な移動手段の一つであり、利便性の向上や利用促進等に向けた取組を継続していくことが求められる。

本市では、市民バス「ふれあい号」が運行されています。

市民バスの年間乗車人員の推移をみると、コロナ禍の影響もあり、令和2年度(2020年度)以降、乗車人員が大きく減少しています。

市民バスは、高齢者や来訪者等の重要な移動手段であるとともに、環境負荷の大きい自動車依存からの脱却には不可欠なものであることから、利便性の向上や利用促進等に向けた取組を継続していくことが求められます。

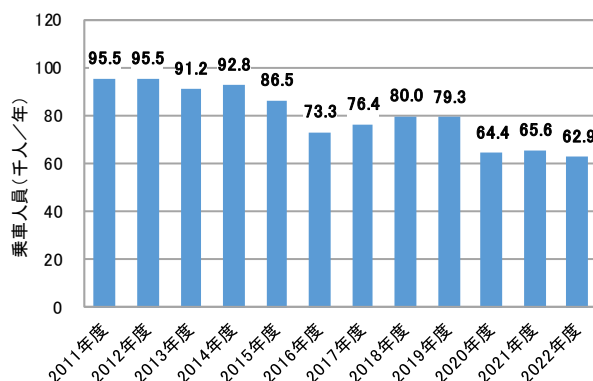


図 1-17 市民バスの年間乗車人員の推移

出典：大町市「市民バスふれあい号 コース別乗車人員表」再編加工

## 2-4 防災・減災

### (1) 水害

- 住宅用地（市全体）の約35%に「洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）」が指定
- 被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための対策や、浸水リスクと共存できる住まい方への転換等が求められる。

本市では、1級河川の高瀬川、犀川のほか土尻川、当信川、農具川、稲尾沢川、鹿島川、籠川、乳川、金熊川の一部において「洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）※」が指定されています。

令和元年度都市計画基礎調査による市全体の住宅用地面積 773.6ha のうち、272.6ha（35.2%）で「洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）」が指定されていることから、災害発生時の被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための対策や、浸水リスクと共存できる住まい方への転換等が求められています。

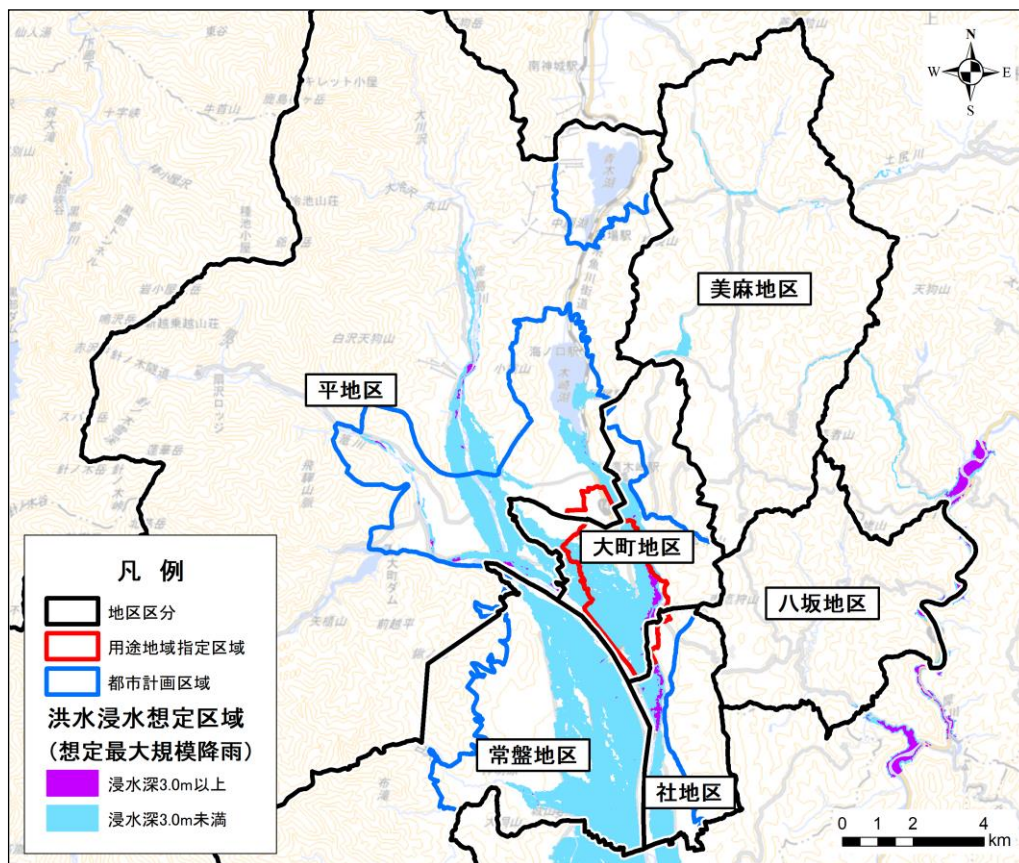


図 1-18 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の指定状況

出典：長野県「長野県が管理する河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」再編加工

※**浸水想定区域** 水防法に基づき作成する河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示したもので、「想定最大規模」の降雨規模は1000年に1回程度（1000年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)程度の降雨）を想定している。

## (2) 土砂災害

- 住宅用地（市全体）の約16%に「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」が指定
- 住宅用地（市全体）の約1%に「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」が指定
- 被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための対策や、土砂災害リスクと共存できる住まい方への転換等が求められる。

本市は、急峻な地形や脆弱な地質のため土砂災害が発生しやすい特性があり、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）※」、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）※」が多数指定されています。

令和元年度都市計画基礎調査による市全体の住宅用地面積 773.6ha のうち、123.5ha（16.0%）で「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」が指定され、9.6ha（1.2%）で「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」が指定されていることから、災害発生時の被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための対策や、土砂災害リスクと共存できる住まい方への転換等が求められています。

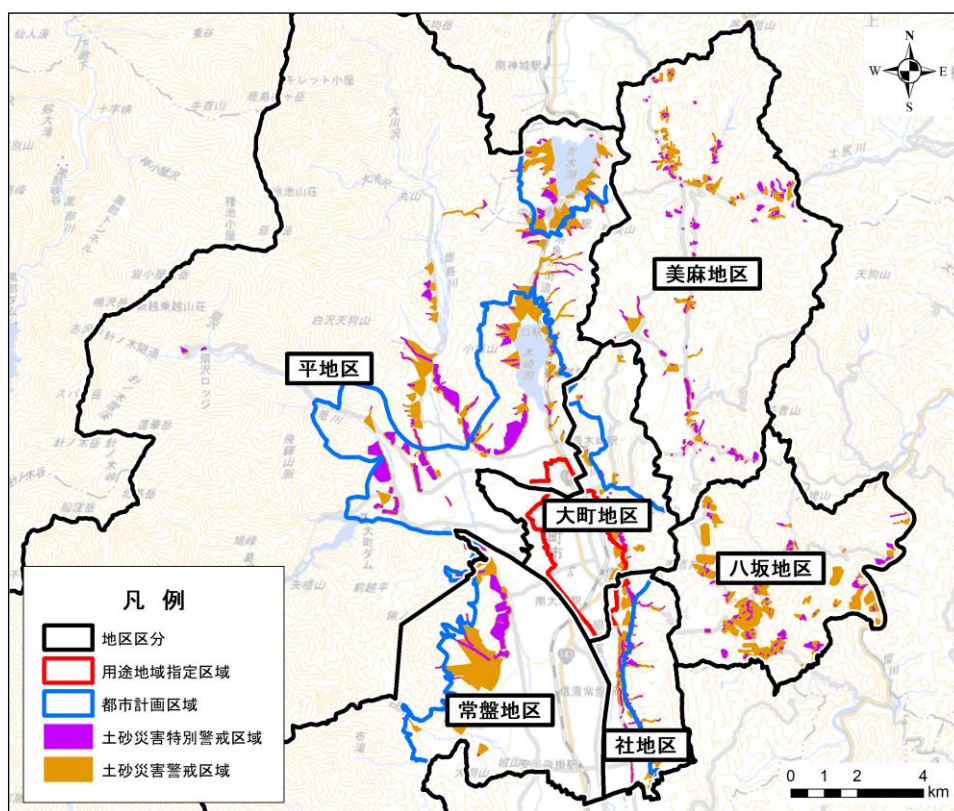


図 1-19 土砂災害警戒区域の指定状況

出典：国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）[令和4年度]」再編加工

※土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生した際に被害等を受けるおそれのある地域が指定され、土砂災害の危険性の周知や避難体制の整備が図られる。

※土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域内で被害等を受けるおそれが特に高い地域で、区域内での開発行為の制限や新築・増改築の際の構造規制等が行われる。

### (3) 地震

- 「糸魚川－静岡構造線断層帯」に位置し、大規模な地震が発生するおそれがある。
- 被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための対策が求められる。

本市は、活断層<sup>※</sup>である「糸魚川－静岡構造線断層帯」に沿って形成された地溝帯の中に形成された内陸盆地で、今後、大規模な地震が発生するおそれがあります。

長野県では、平成26年(2014年)の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年(2011年)の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震に備えるため、防災対策の基礎資料となる被害想定(震度予測)を策定しています。

これによると、「糸魚川－静岡構造線断層帯(全体)」の地震では、震度5強以上の強い揺れが予測されており、災害発生時の被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するための対策が求められます。

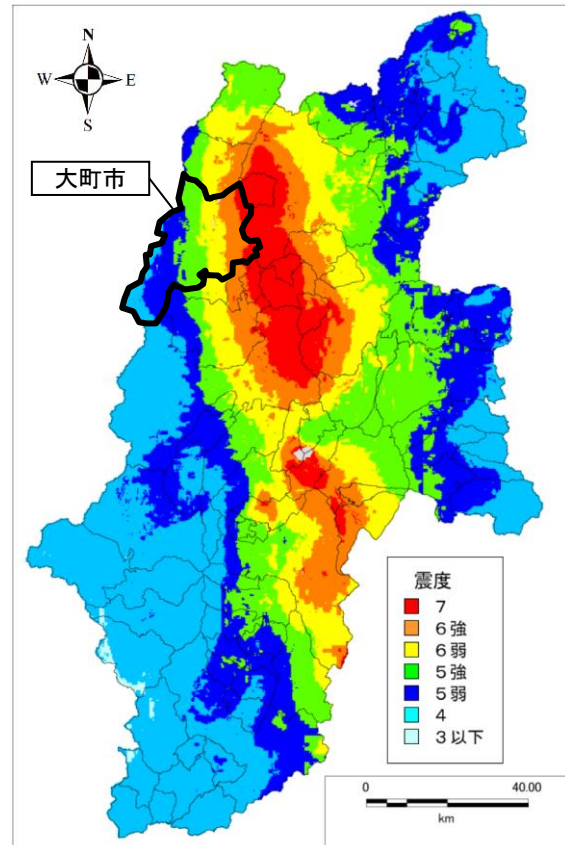


図 1-20 糸魚川－静岡構造線断層帯(全体)の震度予測

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書[平成27年3月]」

### (4) 大雪・雪崩災害

- 八坂地区を除いた市全域が「豪雪地帯」に指定
- 持続可能で安定的な除雪体制の構築等が求められる。

本市では、八坂地区を除いた市全域が「豪雪地帯<sup>※</sup>」に指定されており、大雪による影響から長期間自動車交通が途絶するなどの住民の生活に著しい支障が生じる可能性があるため、長期的な視野に基づく総合的な雪対策や、持続可能で安定的な除雪体制の構築等を検討していく必要があります。

※活断層 長期にわたり活動を繰り返し、今後も活動し続けることが予測される断層のことであり、活動は地震を引き起こす。

※豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法で規定される「積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」をいう。



## (2) 都市公園・ポケットパーク

- 都市公園は8か所整備されており、都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積は111.46㎡で長野県内1位
- 中心市街地ではポケットパークが9か所整備されており、水を生かしたまちづくりが進められている。

本市では、都市公園として、近隣公園※3か所、地区公園※1か所、運動公園※1か所、広域公園※1か所、緑地※2か所の合計8か所（開設済都市公園面積の合計 267.5ha）が整備されています。

公園の整備状況や充足状況を示す指標である「都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積」は111.46㎡となっており、長野県内1位となっています。また、総人口1人当たりの都市公園（国営アルプスあづみの公園を除く）面積は、13.5㎡/人となっており、大町市都市公園条例による標準面積（10㎡/人）を上回っています。

本市の中心市街地では、空地等を活用したポケットパーク※が9か所整備されており、水路を取り入れた潤いある空間を有するものなど、水を生かしたまちづくりが進められています。



図 1-22 都市公園の分布

注)  
 ・都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積は、長野県「2023年長野県の都市計画」より。  
 ・都市計画区域人口及び総人口はR5.4.1現在

- ※近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園（西公園、大町文化公園、やしろ公園）
- ※地区公園 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園（大町公園）
- ※運動公園 主として運動の用に供することを目的とする公園（大町運動公園）
- ※広域公園 1つの市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園（国営アルプスあづみの公園（大町・松川地区））
- ※緑地 主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地（高瀬渓谷緑地公園、大町駅前広場公園）
- ※ポケットパーク 道路整備・交差点改良等によって生まれたスペースや空地等を利用した小規模な公園・緑地

## 2-6 自然環境

### (1) 森林（国有林・民有林・保安林）

- 市の総面積の約87%を森林が占め、豊かな森林資源に恵まれている。
- 保安林では、危険箇所を優先順位を付けて治山事業を実施

本市の森林面積は49,125.6haで、市の総面積56,515haの約87%を占めており、豊かな森林資源に恵まれています。

森林面積の内訳は、国有林29,921.4ha(60.9%)、民有林19,204ha(39.1%)となっています。また、民有林面積の約19%に当たる3,695.8haで「保安林※」が指定されており、市内全域の危険箇所を優先順位を付けて、治山事業が行われています。

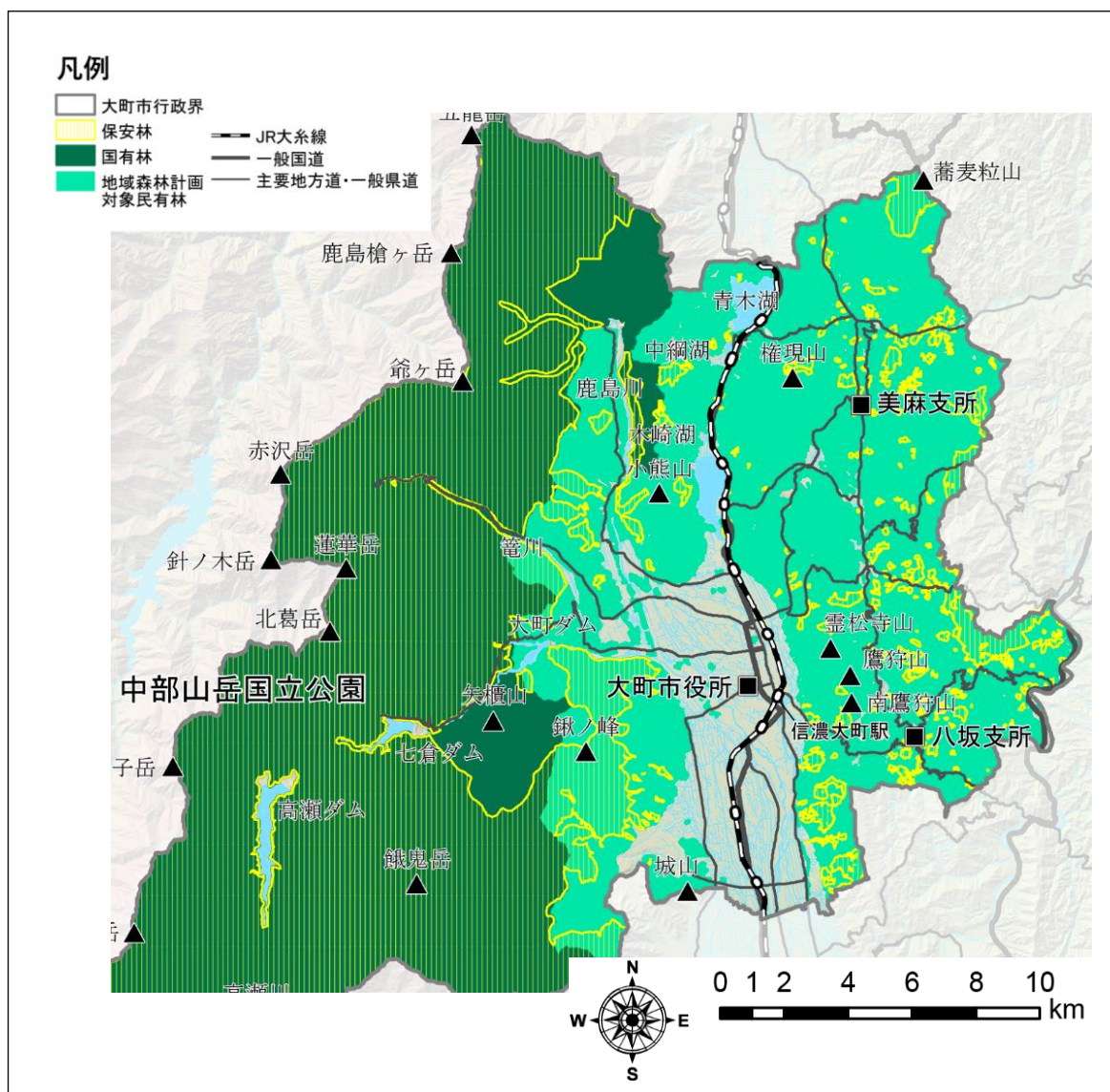


図 1-23 国有林・民有林・保安林の指定状況

出典：大町市「大町市緑の基本計画」

※保安林 森林法に基づき、水源かん養機能の維持や、土砂災害防止のために指定される山林

## (2) ゼロカーボン

- ❑ 大町市の温室効果ガス排出量は減少傾向
- ❑ 2050年までに温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量実質ゼロを目指す [大町市ゼロカーボンシティ宣言より]

近年、世界各地で頻発している異常気象や自然災害は地球温暖化に起因するとされており、その原因は二酸化炭素など温室効果ガスの排出によるものと考えられています。

本市の令和2年度(2020年度)の温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>換算)は、年間193千t-CO<sub>2</sub>\*となっており、部門別の内訳をみると、「運輸部門(自動車、鉄道等)」が64千t-CO<sub>2</sub>(33.1%)で最も多くなっています。また、平成25年度(2013年度)から令和2年度(2020年度)の推移をみると、温室効果ガス排出量は減少傾向となっています。

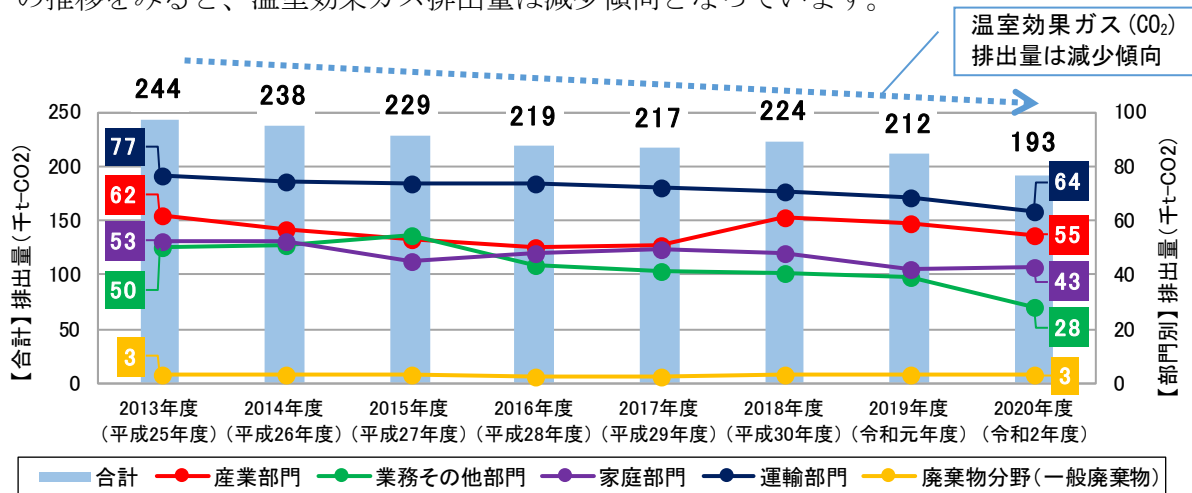


図 1-24 大町市の部門別・温室効果ガス排出量 (CO<sub>2</sub>換算) の推移

出典：環境省「自治体排出量カルテ(部門・分野別の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量の経年変化)」再編加工

本市では、平成14年(2002年)に「大町市環境方針」を制定し、行政分野での省エネ、省資源化に着手する一方、令和2年(2020年)には「SDGs 未来都市」に選定され、気候変動とその影響を軽減するための開発目標(SDGs)に根差した取組も始まっています。

令和3年(2021年)には地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、市町村においても「地球温暖化対策計画」の策定に努めることとされたことから、令和4年(2022年)2月に「大町市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。また、同年3月に「大町市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、二酸化炭素排出量の削減と森林整備を進め、2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げています。

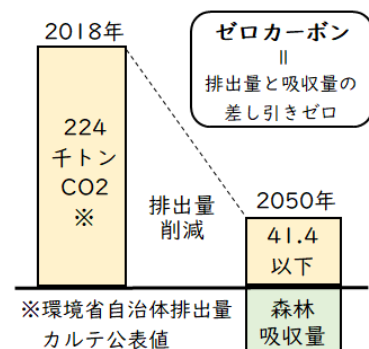


図 1-25 大町市の二酸化炭素排出量の削減目標

出典：大町市「大町市ゼロカーボンシティ宣言」

\*t-CO<sub>2</sub> 温室効果ガスの排出量を表す単位で、6種類の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄)を二酸化炭素基準で換算して重量で表したものを「トンCO<sub>2</sub>」と呼ぶ。

## 2-7 景観

- 青木湖周辺、木崎湖周辺、日向山周辺で「風致地区」が指定
- (国)147号・(国)148号沿道及び(主)扇沢大町線で「景観育成重点地域」が指定
- 国道・県道等から展望できる範囲、住居専用地域、風致地区で「屋外広告物禁止地域」が指定及び信濃大町駅前広場で「屋外広告物許可地域」が指定
- 地域固有の歴史・文化、郷土風景などの保全・活用・継承に向けた取組が必要

本市では、良好な景観の保全・育成を図るための法規制として、「風致地区<sup>※</sup>」、「景観育成重点地域<sup>※</sup>」、「屋外広告物禁止地域<sup>※</sup>」、「屋外広告物許可地域<sup>※</sup>」が指定され、一定の行為の規制や届出制度等が設けられています。景観に関する既存の法規制については、長野県が定めるものが主となっていることから、今後は、地域固有の歴史・文化、郷土風景（景観資源）などの保全・活用・継承に向けた取組が求められます。

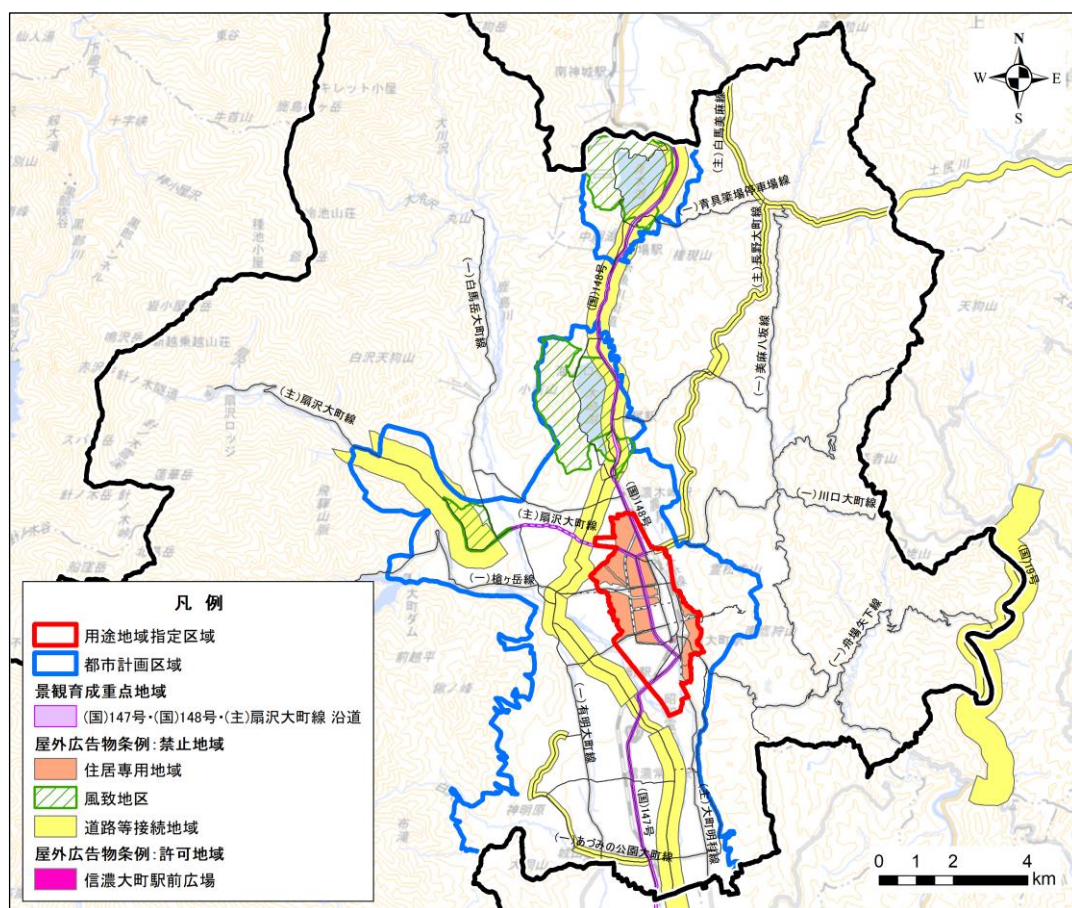


図 1-26 景観に関する法規制状況

出典：長野県「信州くらしのマップ」再編加工

※**風致地区** 都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法に基づき指定される区域

※**景観育成重点地域** 信州の景観の骨格や顔となる様な地域で、特に重点的に景観育成を図る地域。景観法及び長野県景観条例に基づき、建築物の新築等に当たって、より小規模なものから届出が義務づけられる。

※**屋外広告物禁止地域** 屋外広告物条例（長野県）に基づき、屋外広告物（一定の適用除外広告物を除く）の表示や設置が禁止されている区域

※**屋外広告物許可地域** 屋外広告物条例（長野県）に基づき、屋外広告物（一定の適用除外広告物を除く）の表示設置に当たり、市長の許可が必要な区域

## 2-8 処理施設等

### (1) 上水道

- 給水普及率は上水道事業 100%、簡易水道事業 98.0%
- 安全で良質な水の安定供給と適正な事業運営が求められている。

本市の水道は、「上水道事業」と「簡易水道事業」で構成されています。

令和4年度（2022年度）末時点の給水普及率<sup>※</sup>は、上水道事業が100%（現在給水人口23,239人）、簡易水道事業が98.0%（現在給水人口1,518人）となっており、給水区域<sup>※</sup>内で公営水道が利用できる環境が整っている状況です。

近年の人口減少に伴う水需要情勢の変化、管路等の水道施設の老朽化への対応、耐震性の向上、自然災害に備えた機能強化など、安全かつ安定的な水道水の供給に向けた対策が急務となっています。水道は市民生活や産業の発展に欠かせないライフラインであり、安全でかつ良質な水の安定供給のために、適正な事業運営が求められています。

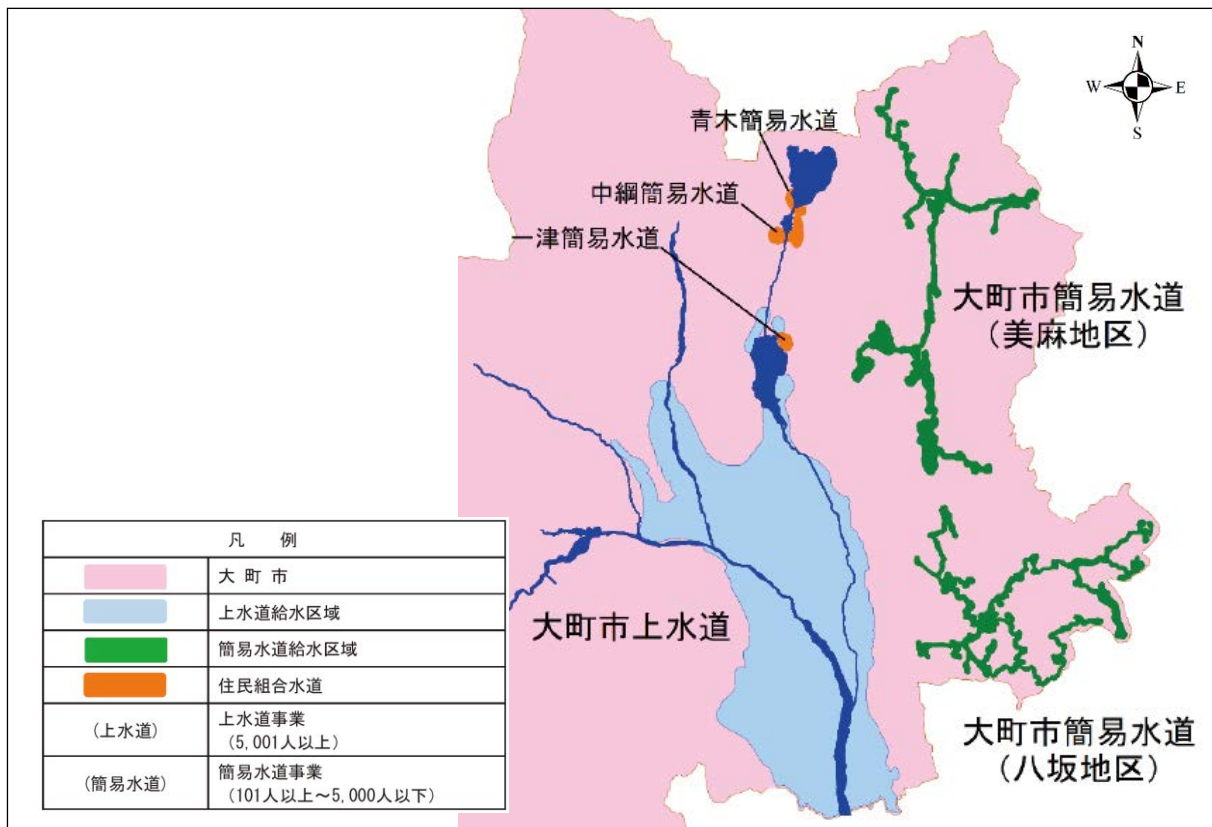


図 1-27 給水区域の指定状況

出典：大町市「大町市水道ビジョン[令和2年3月]」再編加工

※給水普及率 給水区域内人口に占める現在給水人口（給水区域内で実際に給水を受けている人口）の割合  
[現在給水人口／給水区域内人口]

※給水区域 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け、需用に応じて給水を行うこととした区域

## (2) 下水道

- 汚水処理人口の普及率は94.8%、水洗化率は81.4%
- 集合処理区域では、水洗化の促進による下水道接続率の向上が必要
- 個別処理区域では、合併浄化槽の普及促進により水洗化の促進が必要

本市における下水道は、面的に整備を行う集合処理区域<sup>\*</sup>とそれ以外の点在する区域を整備する個別処理区域に区分されます。

令和4年度(2022年度)末時点の市全体の汚水処理人口普及率<sup>\*</sup>は94.8%、水洗化率<sup>\*</sup>は81.4%となっており、集合処理区域内の水洗化は進んでいるものの、未水洗化の住宅(汲み取り式)や浄化槽(合併及び単独浄化槽)の住宅が一部残っていることから、下水道への接続を促進していく必要があります。

また、個別処理区域<sup>\*</sup>においても、合併浄化槽による普及促進を進め、市全体の下水道接続率向上を図っていく必要があります。

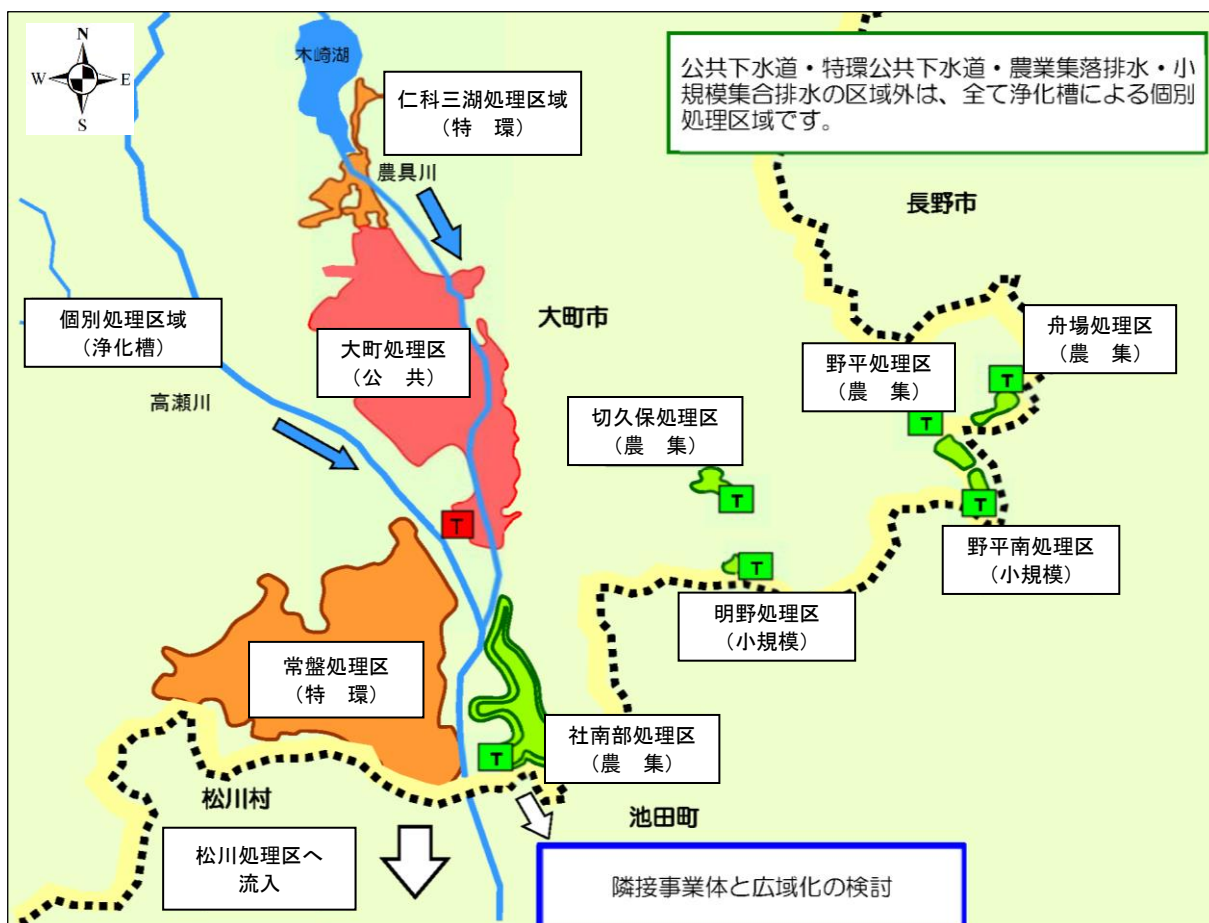


図 1-28 下水道処理区の指定状況

出典：長野県「大町市「水循環・資源循環のみち2022」構想」

※集合処理区域 各家庭からの生活排水や事業所などの排水を管路施設により終末処理場に運び処理する区域であり、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、小規模集合排水事業がこれに当たる。

※下水道汚水処理人口普及率 総人口に占める処理区域内人口の割合 [処理区域内人口/総人口]

※水洗化率 処理区域内人口に占める水洗化人口(処理区域内で実際に下水道に接続し、使用している人口)の割合 [水洗化人口/処理区域内人口]

※個別処理区域 家庭からの生活排水を各家庭に設置された浄化槽により処理する区域

### (3) ごみ焼却場・汚物処理場等

- ごみ処理は「北アルプスエコパーク」にて共同処理（大町市・白馬村・小谷村）
- 汚物処理は「大町市クリーンプラント（し尿処理施設）」にて処理
- 焼却灰等は「大町市グリーンパーク（最終処分場）」にて処理

本市では、ごみ焼却場・汚物処理場として、「大町市環境プラントごみ焼却場・大町市クリーンプラント汚物処理場」が平成7年（1995年）1月に都市計画決定されました。

ごみ処理については、大町市環境プラントの老朽化への対応や処理の効率化等を図るため、平成30年（2018年）8月より北アルプス広域連合が事業主体となり、「北アルプスエコパーク」で大町市・白馬村・小谷村の3市村で共同処理を行っています。北アルプスエコパークの稼働に伴い廃止された「旧環境プラント（旧ごみ焼却場）」については、令和5年度（2023年度）に施設を解体し、跡地を「大町リサイクルパーク」の一部として、資源物の回収を行います。

焼却灰等の処理については、「大町市グリーンパーク（最終処分場）」で埋め立て処分を行っています。第3期埋立地の整備及び整備後の運営は北アルプス広域連合が行う予定です。

汚物処理については、「大町市クリーンプラント（し尿処理施設）」にて、し尿等の処理を行っています。



### 3 まちづくりに関する市民意向

#### 3-1 「立地適性化計画」及び「緑の基本計画」策定に関するアンケート調査

令和3年度に策定した大町市立地適性化計画及び大町市緑の基本計画の検討に当たり、大町市のまちづくりについての市民の意見、考えを把握し、具体的な取組を検討するための基礎資料づくりを目的として、アンケートを実施しています。

ここでは、アンケート結果の一部を記載します。

##### ■ アンケートの実施状況

- 対象者 : 16歳以上の大町市在住者 2,000人
- 調査方法 : 郵送による配布／郵送及びインターネットによる回収
- 調査機関 : 令和2年(2020年)11月11日(水)～11月24日(火)
- 回収数 : 934件(郵送829件、インターネット105件)

##### (1) 今後の居留意向

□ 今後の居留意向は、「現在の居住地に住み続けたい」が約7割を占めている。

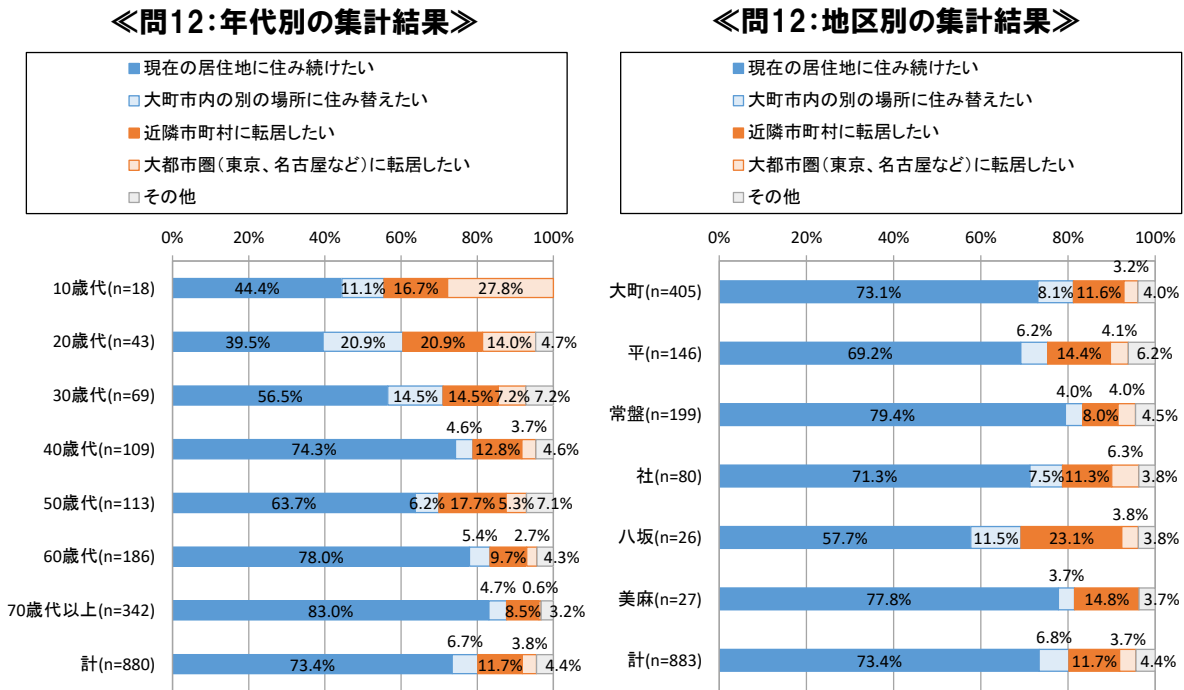


図 1-29 今後の居留意向【左：年代別／右：地区別集計結果】

(2) 居住地を選択する際に重視すること

□ 居住地を選択する際には、「買い物がしやすい」、「自然災害による被害が少ないと思われる」、「病院などの医療機関が近い」、「緑が多く自然に恵まれている」といったことが重視されている。

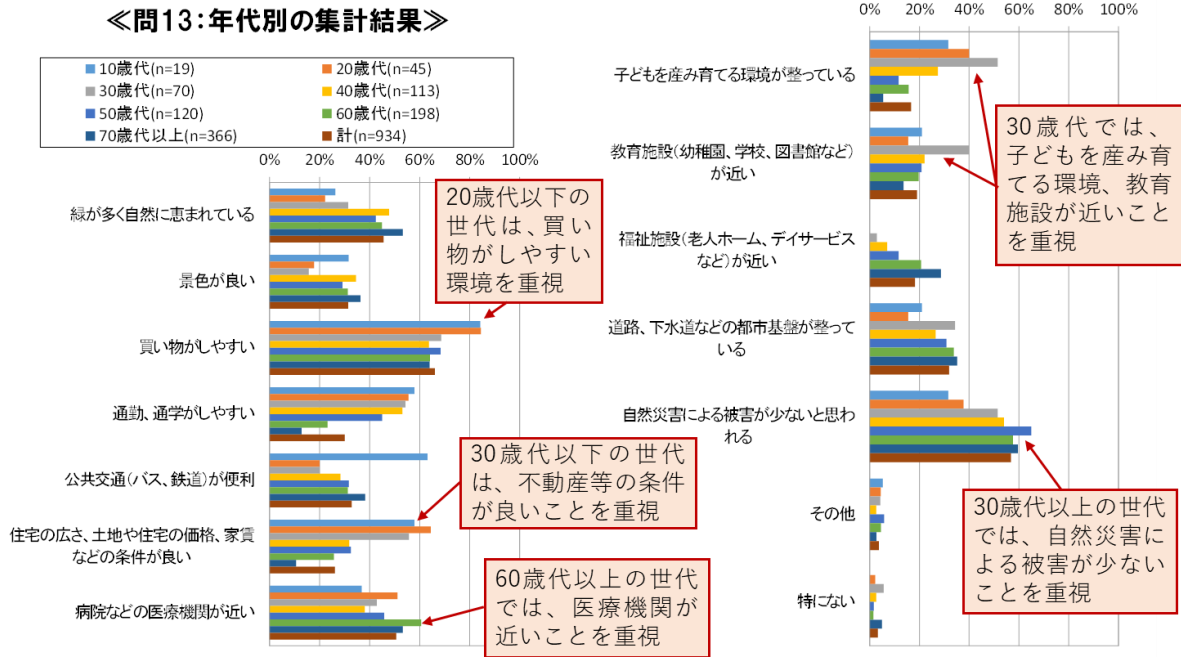


図 1-30 居住地を選択する際に重視すること【年代別集計結果】

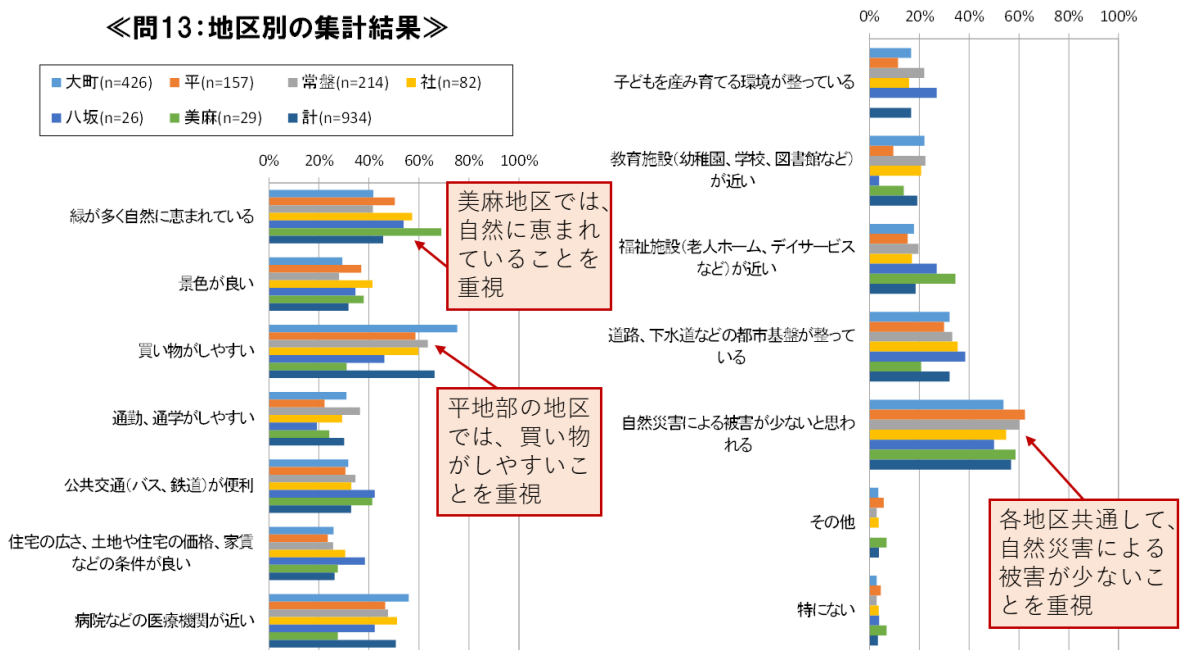


図 1-31 居住地を選択する際に重視すること【地区別集計結果】

### (3) 暮らしやすさに関する評価

区分	“そう思う”の回答割合からみた評価の傾向
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「③自然や緑が豊か」、「④日照や静かさがあり、住環境が良い」の評価が高い。</li> <li>・「①病院や公民館などの施設が近くにある」、「②普段の買い物をするお店が近くにある」の評価が低い。</li> </ul>
道路や交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑤鉄道の駅やバス停が近くにある」、「⑦徒歩や自転車での移動がしやすい」の評価が低い。</li> </ul>
安全や安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や安心に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に「⑧地震や豪雨災害などに対して安全」、「⑩ご近所付き合いが盛んである」の評価が低い。</li> </ul>
緑や景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑫住宅の庭の花木など、地区内に緑が多い」の評価が高い。</li> <li>・「⑪公園や広場などが近くにある」、「⑬川や水路など、水と触れ合える場所が近くにある」、「⑭沿道や街並みの景観が良いと思う場所が多くある」の評価が低い。</li> </ul>

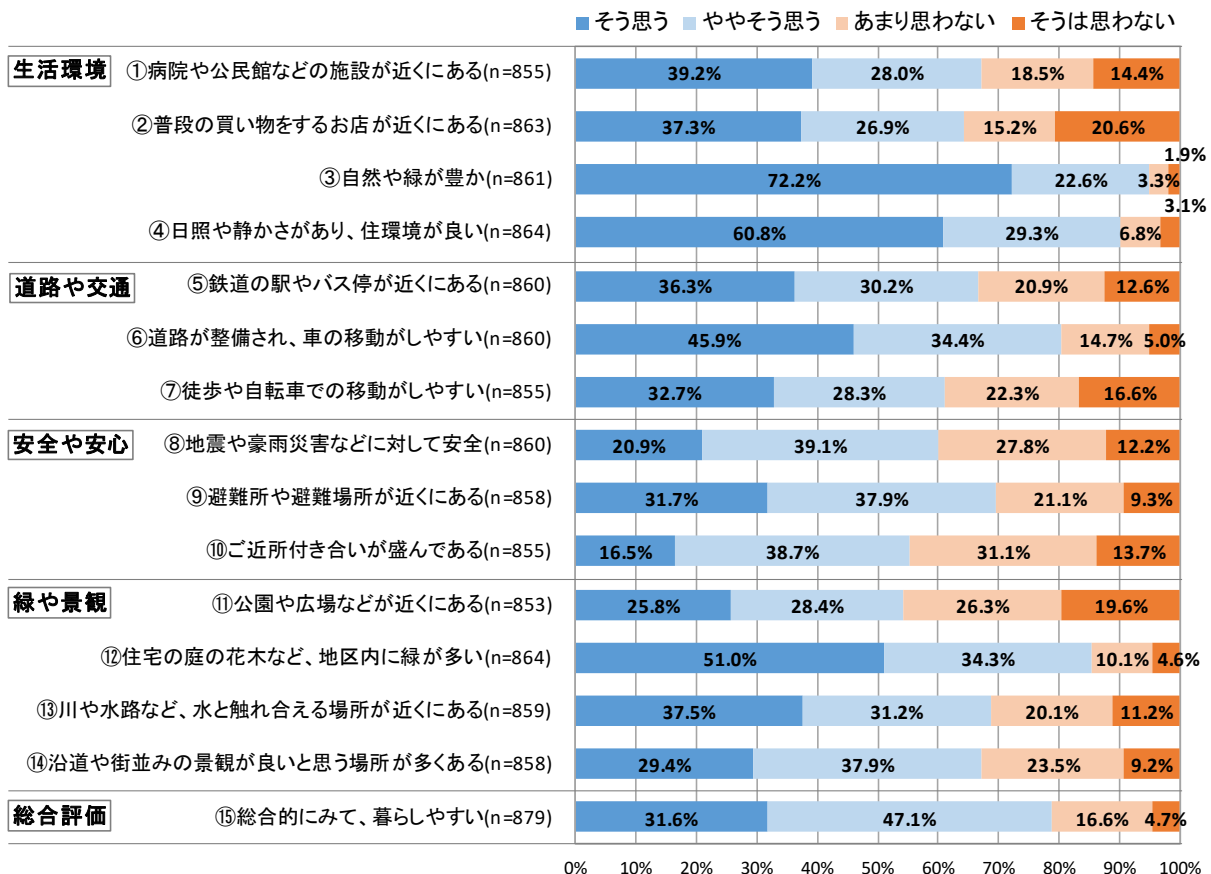


図 1-32 暮らしやすさに関する評価

### 3-2 令和2年度 第10回市民意識調査

令和2年度（2020年度）に実施された「第10回市民意識調査」の中で、まちづくりに関連する設問に対する回答の傾向を整理しました。

#### （1）期待する将来の大町市の姿

- 将来の大町市に期待する姿として、最も多かったのは「保健・医療・福祉・子育て支援が充実した[健康福祉都市]」
- 以下、「自然環境の保護保全を大切にする[自然環境都市]」、「美しい景観を大切にする[景観都市]」の順となっている。

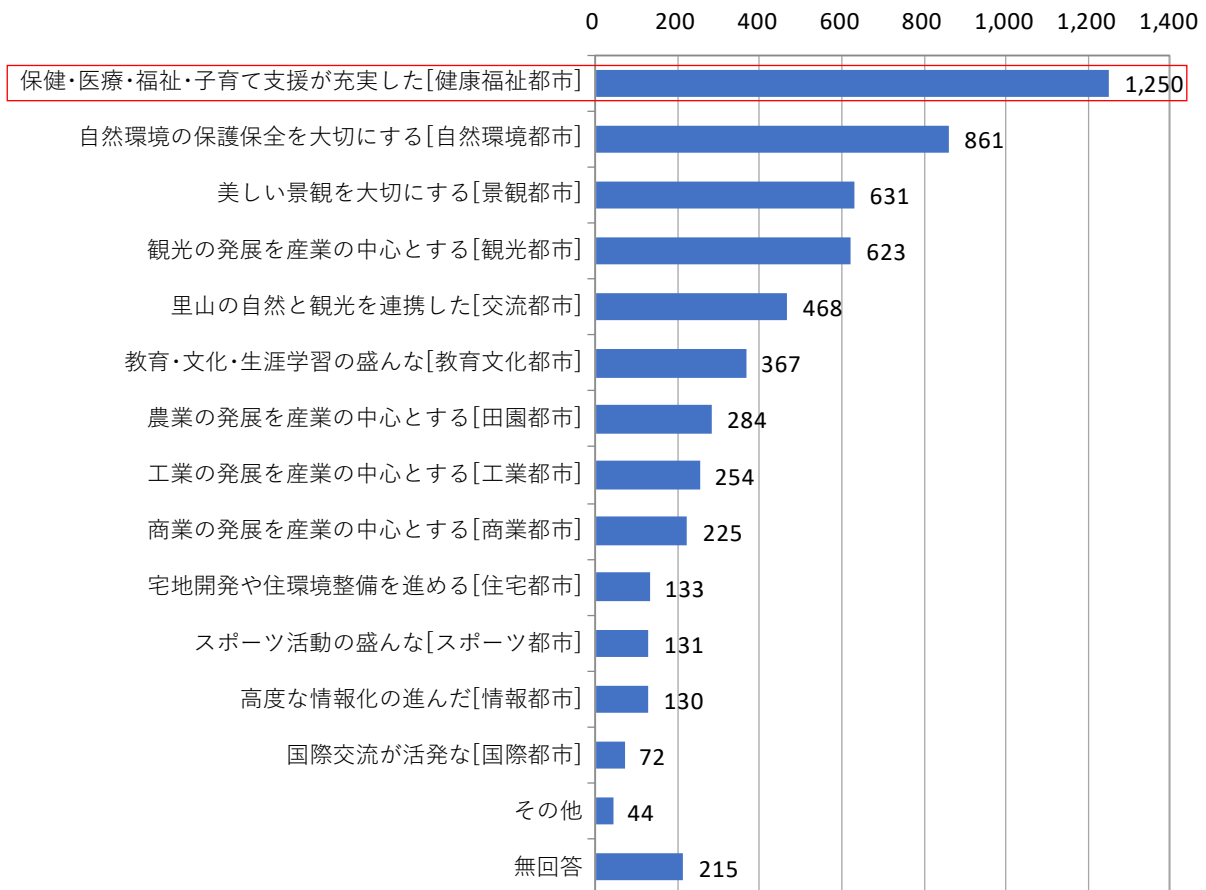


図 1-33 期待する将来の大町市の姿

出典：大町市「令和2年度 第10回市民意識調査」再編加工

## (2) 力を入れてほしい生活基盤整備

- 力を入れてほしい生活基盤整備として、最も多かったのは「中心市街地の活性化」
- 以下、「高速道路や国・県道等の道路網整備」「美しい景観づくりや街並みの整備」、「身近な道路や河川、水路の整備」がほぼ同じ割合となっている。

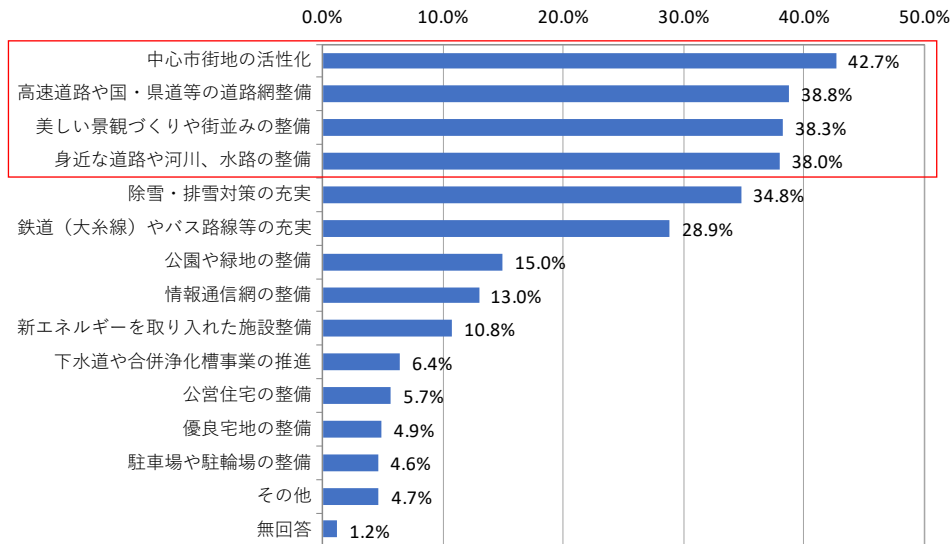


図 1-34 力を入れてほしい生活基盤整備

出典：大町市「令和2年度 第10回市民意識調査」再編加工

## (3) 施設整備が必要と思う公共施設

- 「市立病院や診療所など医療に関する施設」、「福祉センター、介護施設など福祉関係の施設」が上位

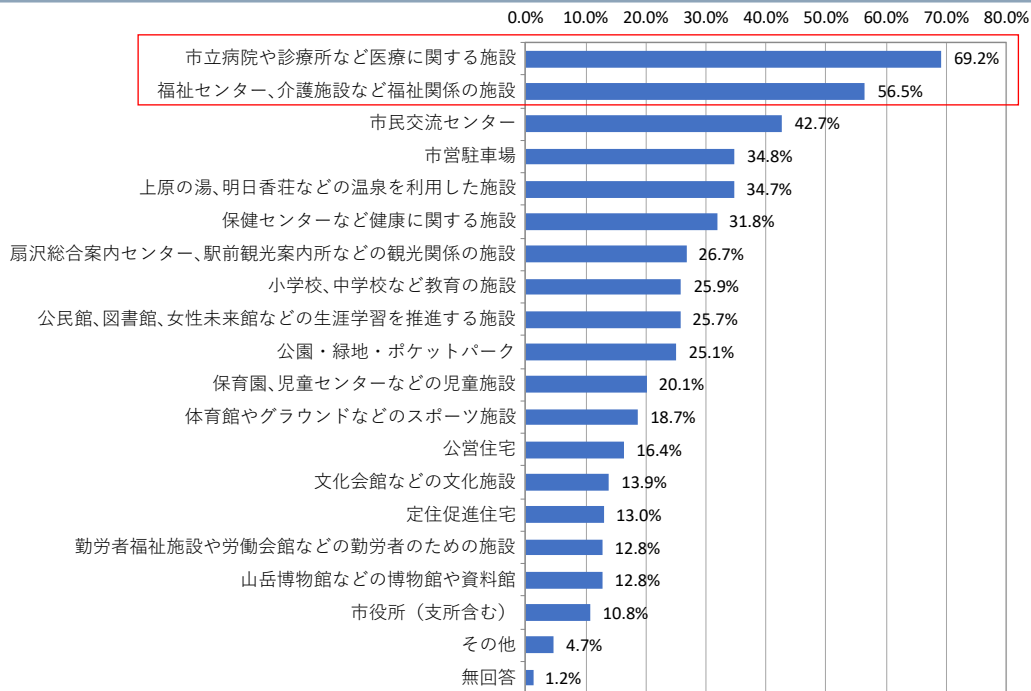


図 1-35 施設整備が必要と思う公共施設

出典：大町市「令和2年度 第10回市民意識調査」再編加工

## 第2章 都市計画マスタープラン見直しの視点

本章では、上位・関連計画で定める方針や立地適正化計画と緑の基本計画との関係性、まちづくりの主要課題を整理し、都市計画マスタープラン見直しの視点を示します。

### 1 上位・関連計画の整理

都市計画マスタープランの見直しに当たり、方針等の整合を図る必要がある主な上位・関連計画を整理しました。

#### 1-1 大町市第5次総合計画※

- 本市が目指すまちづくりの基本的な考え方を示す基本理念を「郷土や文化に誇りを持ち 心から地域を愛するひとを育てる」と設定  
⇒総合計画の基本理念に即して、本計画の「まちづくりの目標」の見直しを行います。
- 令和8年(2026年)の目標人口を「24,000人以上」と設定  
⇒総合計画の目標人口に即して、本計画の「将来人口」の見直しを行います。

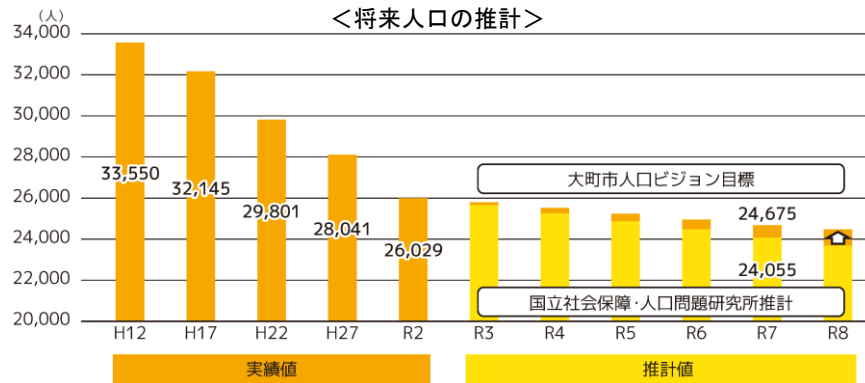
策定主体	大町市
策定年次	基本構想・前期基本計画：平成29年(2017年)3月策定 後期基本計画：令和4年(2022年)3月策定
計画期間	基本構想：平成29年度(2017年度)～令和8年度(2026年度) [10年間] 前期基本計画：平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度) [5年間] 後期基本計画：令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度) [5年間]
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本理念 郷土や文化に誇りを持ち 心から地域を愛するひとを育てる</li> <li>■ 将来像 未来を育む ひとが輝く 信濃おおまち</li> </ul>

※総合計画 市の将来像とまちづくりのテーマ(政策の柱)を示し、市民とともに市の将来像を実現するための基本方針をまとめた最上位計画

基本構想

■ 人口の推移と将来人口

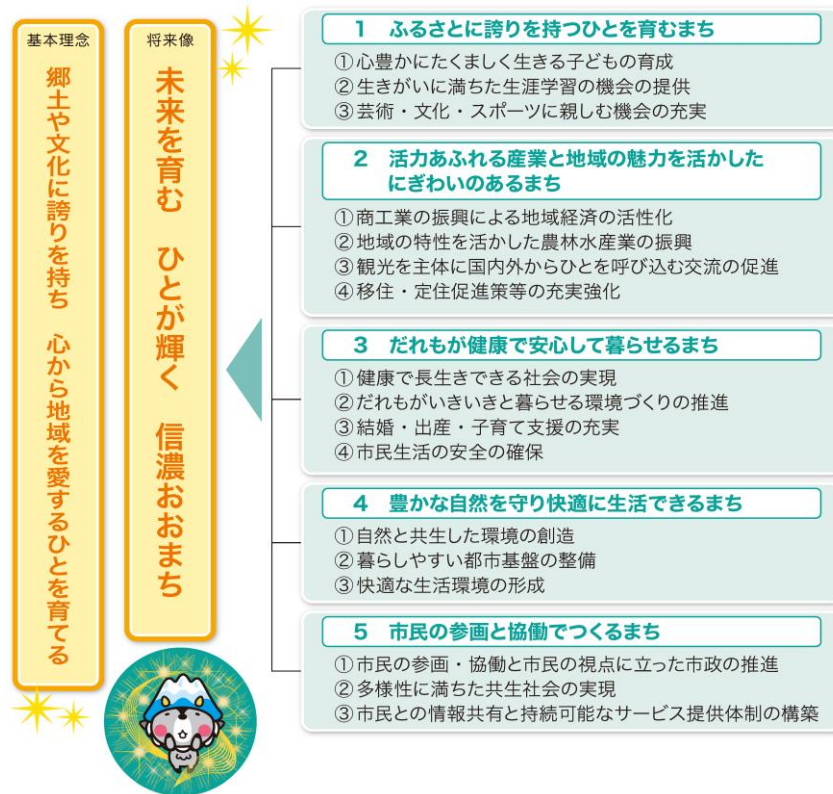
大町市人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定により、地域経済の活性化による働く場の確保、地域の魅力を生かした新しいひとの流れの増加や、移住定住の促進、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる地域づくりの視点から積極的に施策を進めることにより、令和8年の人口を国の推計と比較して約400人増の24,000人以上を維持するための取組を進める。



出典：[H12～R2] 総務省統計局「国勢調査」  
 [R3～R8] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」  
 [R3～R8] 大町市人口ビジョン(平成27年)「人口の将来展望」

■ まちづくりのテーマ

まちづくりのテーマは、市の将来像の実現に向けて市政推進の骨格をなす主要分野ごとに、今後どのようなまちを目指すのかを政策の柱として示したもの



1-2 大町市 SDGs 未来都市計画※

- 「水が生まれる信濃おおまち」サステナブル・タウンの実現に向けて、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める各種施策・事業を展開していくことを位置づけ  
⇒大町市 SDGs 未来都市計画の方針を踏まえ、本計画の「まちづくりの目標」等の見直しを行います。

策定主体	大町市
策定年次	当初 決定：令和2年(2020年)9月 「大町市SDGs未来都市計画」 第1回変更：令和5年(2023年)3月 「大町市第2期SDGs未来都市計画」
目標年次	令和12年(2030年)
全体計画 (将来ビジョン)	<p>■ 将来ビジョン：2030年のあるべき姿</p> <p><b>「水が生まれる信濃おおまち」サステナブル・タウンを実現</b></p> <p>①「水が生まれる信濃おおまち」サステナブル・タウンを実現</p> <p>市民主体の産学官金連携による共創の力により、至高の地域資源である「水」に焦点を当て、経済、社会、環境の三側面から各種取組を推進。多様な課題解決につなげ、「人口減少の克服」によりサステナブル・タウンを実現。100年先の未来においても、今と変わらない「水が生まれる信濃おおまち」を目指す。</p> <p>② 魅力あふれ活力ある「まち・ひと・しごとづくり」を実現</p> <p>「大町市第5次総合計画」にて策定した基本理念と市の将来像を市民等の多様なステークホルダーと共有する。</p> <p>その上で、持続可能な開発目標(SDGs)の推進を踏まえた、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。以下の4つの基本目標を実現するための各種施策・事業を展開し、市民主体の産学官金連携による共創の力で、持続可能な「まち・ひと・しごとづくり」を実現する。</p> <p><b>基本目標 1</b> 安定した雇用の場の確保と新規起業を支援する</p> <p><b>基本目標 2</b> 大町らしさを活かして新しいひとの流れをつくる</p> <p><b>基本目標 3</b> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p><b>基本目標 4</b> 安心安全な暮らしと時代に合った地域をつくる</p>

※大町市 SDGs 未来都市計画 SDGsの達成に向けた主な取組をまとめた計画。国では、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する地方自治体による持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を推進していくことが重要と位置づけており、地方創生分野における日本の「SDGsモデル」の構築に向け、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定している。大町市は「SDGs未来都市」として、令和2年7月に他の32自治体とともに、長野県内の基礎自治体で初めて国から選定された。

### 1-3 大北圏域マスタープラン（都市計画区域マスタープラン※）

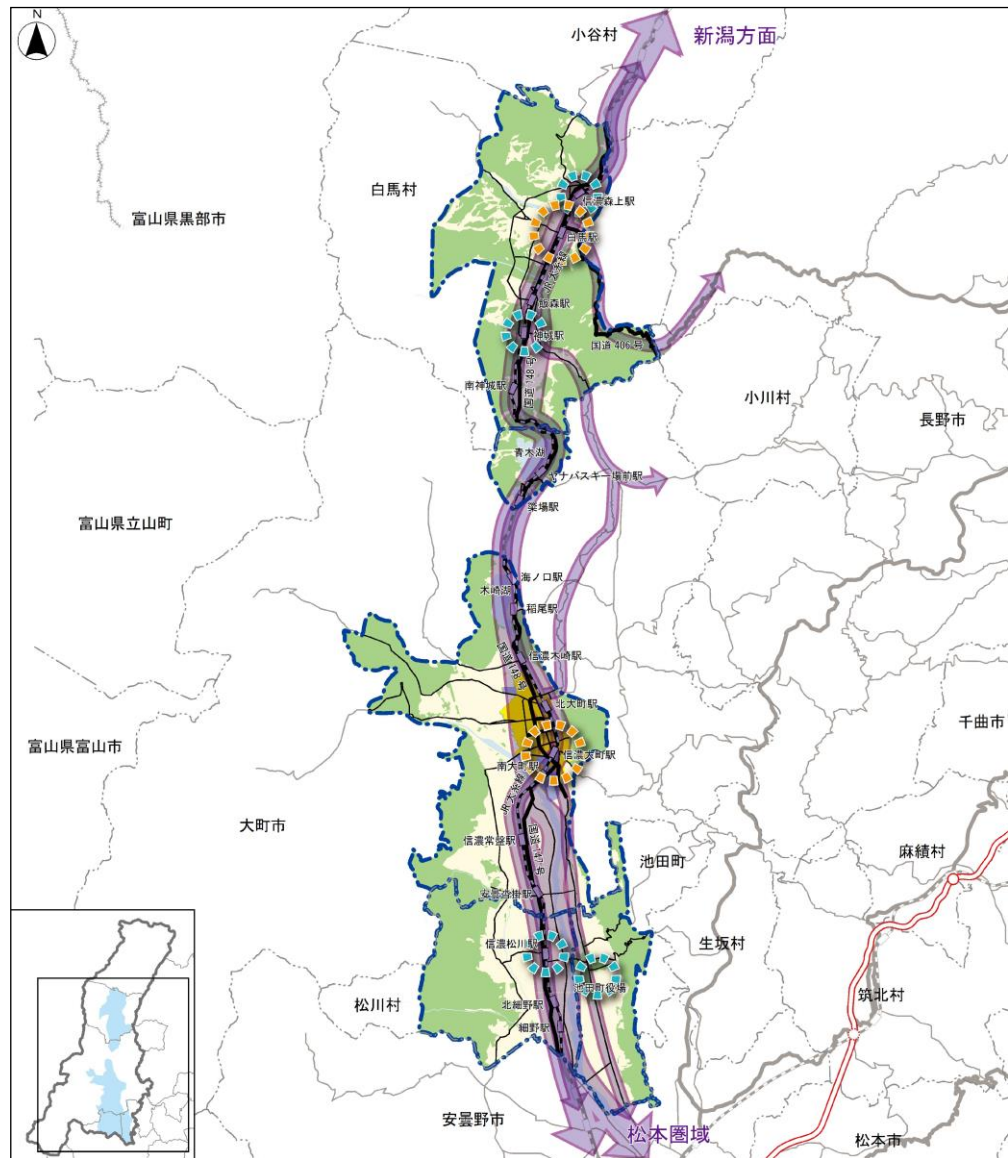
- 都市計画区域内を対象として、主要な都市計画の決定方針等を設定
- 大北圏域（大町市・池田町・松川村・白馬村）の目指す将来構想図を設定  
⇒都市計画区域マスタープランの方針に則して、本計画の「将来都市構造」、「分野別の整備方針」等の見直しを行います。

策定主体	長野県																						
策定年次	当初決定：平成16年(2004年)5月 [大町都市計画区域マスタープラン] 第1回変更：平成28年(2016年)3月 [大町都市計画区域マスタープラン] 第2回変更：令和5年5月 [大北圏域マスタープラン]																						
都市計画の範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画区域の名称</th> <th colspan="2">対象範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大町都市計画区域</td> <td colspan="2">大町市の一部</td> </tr> <tr> <td>池田都市計画区域</td> <td colspan="2">池田町の一部、松川村の一部</td> </tr> <tr> <td>白馬都市計画区域</td> <td colspan="2">白馬村の一部</td> </tr> </tbody> </table>			都市計画区域の名称	対象範囲		大町都市計画区域	大町市の一部		池田都市計画区域	池田町の一部、松川村の一部		白馬都市計画区域	白馬村の一部									
都市計画区域の名称	対象範囲																						
大町都市計画区域	大町市の一部																						
池田都市計画区域	池田町の一部、松川村の一部																						
白馬都市計画区域	白馬村の一部																						
目標年次	都市計画の基本的な方向：令和22年(2040年) 都市施設などの整備目標：令和12年(2030年) [中間年：令和7年(2025年)]																						
都市計画の目標	<p>■ 都市づくりの基本理念</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域の風土を活かし、人を育て、知恵と工夫で次世代に贈るまちづくり</p> <p>北アルプスに生まれた美しい環境、歴史、文化を活かし、魅力的で安らぎのあるまちづくりを、次世代を見すえて進める。そのための人づくり、創意工夫を大切に考える。</p> <p>■ 都市づくりの目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 隣接圏域との結びつきを活かしつつ、自律・共存できるコンパクトなまちづくり</li> <li>② 北アルプスに生まれた自然環境、田園風景の保全</li> <li>③ 災害に強いしなやかな圏域の形成</li> <li>④ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化</li> </ol>																						
将来人口	<p>■ おおむねの人口</p> <p>本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画区域の名称</th> <th>平成27年 (基準年)</th> <th>令和7年 (中間年)</th> <th>令和12年 (目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大町都市計画区域</td> <td>26.3千人</td> <td>おおむね 22.5千人</td> <td>おおむね 20.7千人</td> </tr> <tr> <td>池田都市計画区域</td> <td>19.8千人</td> <td>おおむね 18.2千人</td> <td>おおむね 17.3千人</td> </tr> <tr> <td>白馬都市計画区域</td> <td>8.8千人</td> <td>おおむね 8.0千人</td> <td>おおむね 7.6千人</td> </tr> <tr> <td>圏域計</td> <td>54.9千人</td> <td>おおむね 48.7千人</td> <td>おおむね 45.6千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による統計値。令和7年及び令和12年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による行政区域将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定</p>			都市計画区域の名称	平成27年 (基準年)	令和7年 (中間年)	令和12年 (目標年)	大町都市計画区域	26.3千人	おおむね 22.5千人	おおむね 20.7千人	池田都市計画区域	19.8千人	おおむね 18.2千人	おおむね 17.3千人	白馬都市計画区域	8.8千人	おおむね 8.0千人	おおむね 7.6千人	圏域計	54.9千人	おおむね 48.7千人	おおむね 45.6千人
都市計画区域の名称	平成27年 (基準年)	令和7年 (中間年)	令和12年 (目標年)																				
大町都市計画区域	26.3千人	おおむね 22.5千人	おおむね 20.7千人																				
池田都市計画区域	19.8千人	おおむね 18.2千人	おおむね 17.3千人																				
白馬都市計画区域	8.8千人	おおむね 8.0千人	おおむね 7.6千人																				
圏域計	54.9千人	おおむね 48.7千人	おおむね 45.6千人																				

※都市計画区域マスタープラン 正式名称は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といい、「都市計画区域マスタープラン」、「区域マス」などとも呼ばれる。おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね10年後を目標年次とし、10年以内実施する計画や事業を定める。

圏域構造と  
地域毎の市  
街地像

■ 都市計画区域マスタープラン圏域構造図  
大北圏域（大町市・池田町・松川村・白馬村）



土地利用構成		交通施設	
都市計画区域	住宅地	高速道路	鉄道 (JR等)
都市拠点	商業・業務地	主要幹線道路 国道/主要地方道 (4車線以上) / 一般県道 (4車線以上) / 都市計画道路 (2.2m以上) (4車線相当)	鉄道 (私鉄)
地域拠点	工業地	幹線道路 主要地方道 (2車線以上) / 一般県道 (2車線以上) / 上記を除く都市計画道路	行政界
軸	農用地		
広域交流軸	森林地域		
地域連携軸	主要河川		

## 1-4 長野県流域治水推進計画※

- 「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の軽減」を実現するため、流域治水に関する取組を設定  
 →長野県流域治水推進計画の目標を踏まえ、本計画の「分野別の整備方針（防災・減災の方針）」に「流域治水」の考え方を反映します。

策定主体	長野県									
策定年次	令和3年(2021年)2月策定									
計画期間	令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度) [5か年]									
計画の目標	計画に基づく取組の結果として、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の軽減」を実現し、「安全・安心な地域」の形成を目指す。									
流域治水における取組項目	<p>■ 流域治水における取組項目</p> <p>「流域治水」の取組は、以下の3つを柱とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>河川整備の取組</td> <td>水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>流域における雨水貯留等の取組</td> <td>降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>まちづくりや住民避難の取組</td> <td>長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進する。</td> </tr> </table> <p>3つの柱のうち、「河川整備の取組」は、国や県などの河川管理者が河川整備計画等に基づき、整備を推進する。</p> <p>長野県流域治水推進計画では、対象を明確にするため、「流域における雨水貯留等の取組」及び「まちづくりや住民避難の取組」に絞った計画とする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 流域における雨水貯留等の取組 「留める」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設における雨水貯留施設設置</li> <li>● 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度</li> <li>● 雨水排水規制ガイドライン等の策定</li> <li>● ため池や水田を活用した雨水貯留の取組</li> <li>● 公共下水道(雨水)の整備</li> <li>● 流域の森林整備</li> <li>● 排水ポンプ車の配備</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2) まちづくりや住民避難の取組 「備える」～逃げ遅れゼロ～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置</li> <li>● 浸水想定区域図の作成</li> <li>● 住まい方の工夫の取組</li> <li>● 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定</li> <li>● 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成</li> <li>● 防災知識の普及に関する取組</li> <li>● 「災害時住民支え合いマップ」の作成</li> </ul> </div>	1	河川整備の取組	水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進する。	2	流域における雨水貯留等の取組	降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進する。	3	まちづくりや住民避難の取組	長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進する。
1	河川整備の取組	水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進する。								
2	流域における雨水貯留等の取組	降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進する。								
3	まちづくりや住民避難の取組	長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進する。								

※長野県流域治水推進計画 国や県による河川の整備だけでなく、市町村、民間事業者や県民などのあらゆる関係者が参画、意識を共有し、具体的な達成目標を定め計画的に取り組むために策定された計画

## 1-5 長野県ゼロカーボン戦略\*

- 社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくりに向けて、ゼロカーボンの普及等を重点的に推進していくことを位置づけ
  - 本市では令和4年3月に「大町市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げている
- 長野県ゼロカーボン戦略の目標設定及び、大町市ゼロカーボンシティ宣言の考え方を踏まえ、本計画の「分野別の整備方針（自然環境の方針）」において「ゼロカーボン施策の推進」を位置づけます。

策定主体	長野県
策定年次	令和3年(2021年)6月策定 令和4年(2022年)5月改定
計画期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度) [10年間]
基本目標	<p>■ 計画の最上位目標及び目指す社会の姿、全体を貫くコンセプト</p> <p>社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり</p>
政策の重点方針	<p>■ 2030年までの重点方針</p> <p>◎気候変動の影響は日々深刻化。2030年までが人類の未来を決定づける10年といわれている。</p> <p>◎既存技術をフル活用しつつ、イノベーションを喚起。県民一丸の行動により持続可能な社会を構築</p> <p>① 既存技術で実現可能なゼロカーボンを徹底普及</p> <p>② 持続可能な脱炭素型ライフスタイルに着実に転換</p> <p>③ 産業界のゼロカーボン社会への挑戦を徹底支援</p> <p>④ エネルギー自立地域づくりで地域内経済循環</p>

※長野県ゼロカーボン戦略 2050 ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、中間目標となる2030年度までを計画期間として取組を推進するための計画であり、次の4つの計画をとりまとめたもの（第四次長野県地球温暖化防止県民計画、第一次長野県脱炭素社会づくり行動計画、第一次長野県気候変動適応計画、第六次長野県職員率先実行計画）

## 1-6 信州まちなかグリーンインフラ推進計画※

- 市町村マスタープランで「グリーンインフラ」を位置づけることを目標に設定  
⇒信州まちなかグリーンインフラ推進計画の目標設定を踏まえ、本計画の「分野別の整備方針（自然環境の方針）」において「グリーンインフラ」を位置づけます。

策定主体	長野県																					
策定年次	令和3年(2021年)4月策定																					
計画期間	第I期：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度) [5年間]																					
計画の目標	<p>■ 目標1 グリーンインフラの浸透</p> <p>各地域のまちづくりにグリーンインフラを浸透させるため、以下の<u>全ての計画</u>にグリーンインフラを位置づけることを目指す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象計画</th> <th>策定主体</th> <th>対象区域・市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域マスタープラン</td> <td>県</td> <td>39区域</td> </tr> <tr> <td>市町村マスタープラン</td> <td>市町村</td> <td>44市町村</td> </tr> <tr> <td>緑の基本計画</td> <td>市町村</td> <td>44市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 目標2 グリーンインフラの普及</p> <p>各地域のまちなかにグリーンインフラを普及するため、まちなかにおけるグリーンインフラの導入事例を10件(1圏域につき1件)以上つくることが目指す。</p>	対象計画	策定主体	対象区域・市町村数	都市計画区域マスタープラン	県	39区域	市町村マスタープラン	市町村	44市町村	緑の基本計画	市町村	44市町村									
対象計画	策定主体	対象区域・市町村数																				
都市計画区域マスタープラン	県	39区域																				
市町村マスタープラン	市町村	44市町村																				
緑の基本計画	市町村	44市町村																				
グリーンインフラとは	<p>■ グリーンインフラとは</p> <p>グリーンインフラ(GI)は、「グリーンインフラストラクチャー」の略で、単一目的で整備するグレーインフラとは異なり、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組</p> <p>■ グリーンインフラとグレーインフラの違い</p> <p>グリーンインフラはグレーインフラ（コンクリートや鉄などを材料にした構造物）と対立するものではなく、両者を上手に組み合わせ、それぞれの利点を活かすことが重要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>グリーンインフラ</th> <th>グレーインフラ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間とともに</td> <td>成長する</td> <td>劣化する</td> </tr> <tr> <td>損傷に対して</td> <td>自律的な回復も可能</td> <td>修繕が必要</td> </tr> <tr> <td>機能</td> <td>多機能</td> <td>単一又は少数</td> </tr> <tr> <td>効果の予測</td> <td>困難(定性的)</td> <td>容易(定量的)</td> </tr> <tr> <td>効果の発現</td> <td>時間を要する</td> <td>完成と同時</td> </tr> <tr> <td>環境負荷</td> <td>あり(低)</td> <td>あり(高)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	グリーンインフラ	グレーインフラ	時間とともに	成長する	劣化する	損傷に対して	自律的な回復も可能	修繕が必要	機能	多機能	単一又は少数	効果の予測	困難(定性的)	容易(定量的)	効果の発現	時間を要する	完成と同時	環境負荷	あり(低)	あり(高)
項目	グリーンインフラ	グレーインフラ																				
時間とともに	成長する	劣化する																				
損傷に対して	自律的な回復も可能	修繕が必要																				
機能	多機能	単一又は少数																				
効果の予測	困難(定性的)	容易(定量的)																				
効果の発現	時間を要する	完成と同時																				
環境負荷	あり(低)	あり(高)																				

※信州まちなかグリーンインフラ推進計画 グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、緑地等の適切な保全を図りながら、都市の基盤となる道路や河川、公園等に積極的に取り入れるなど、「まち全体にグリーンインフラを広げていくこと」を目的として、導入する際の展開方針やアクションプラン(行動方針)等を定める計画

## 2 立地適正化計画及び緑の基本計画との整合性

「大町市立地適正化計画」では、中心的拠点（大町地区）の形成に係る具体的な施策、拠点間を結ぶ公共交通・道路ネットワーク形成の方針等を設定しています。生活拠点（平地区、常盤地区、社地区、八坂地区、美麻地区）の形成に係る具体的な施策等については、都市計画マスタープラン（地区別構想）で位置づけるものとします。

また、本市の至高の地域資源である「水」と「緑」を身近に感じられる居住環境の形成を図るため、「大町市緑の基本計画」に位置づけられた施策や方針を都市計画マスタープランの見直しで反映します。

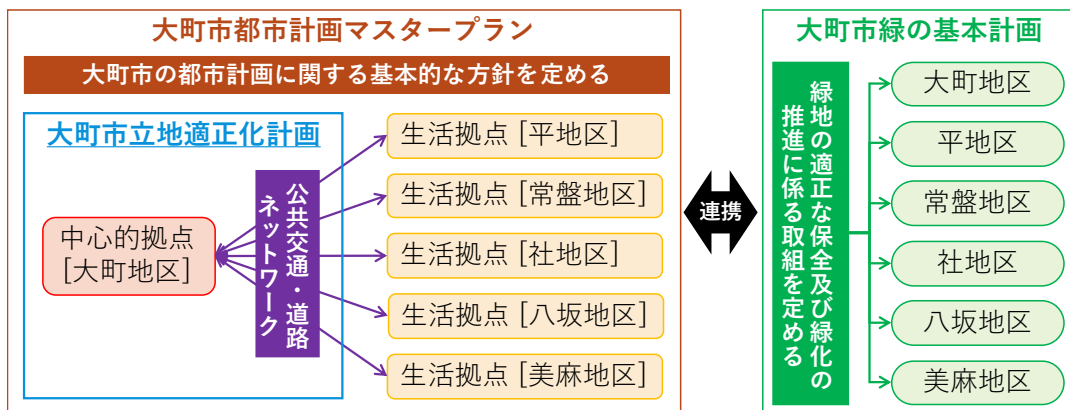
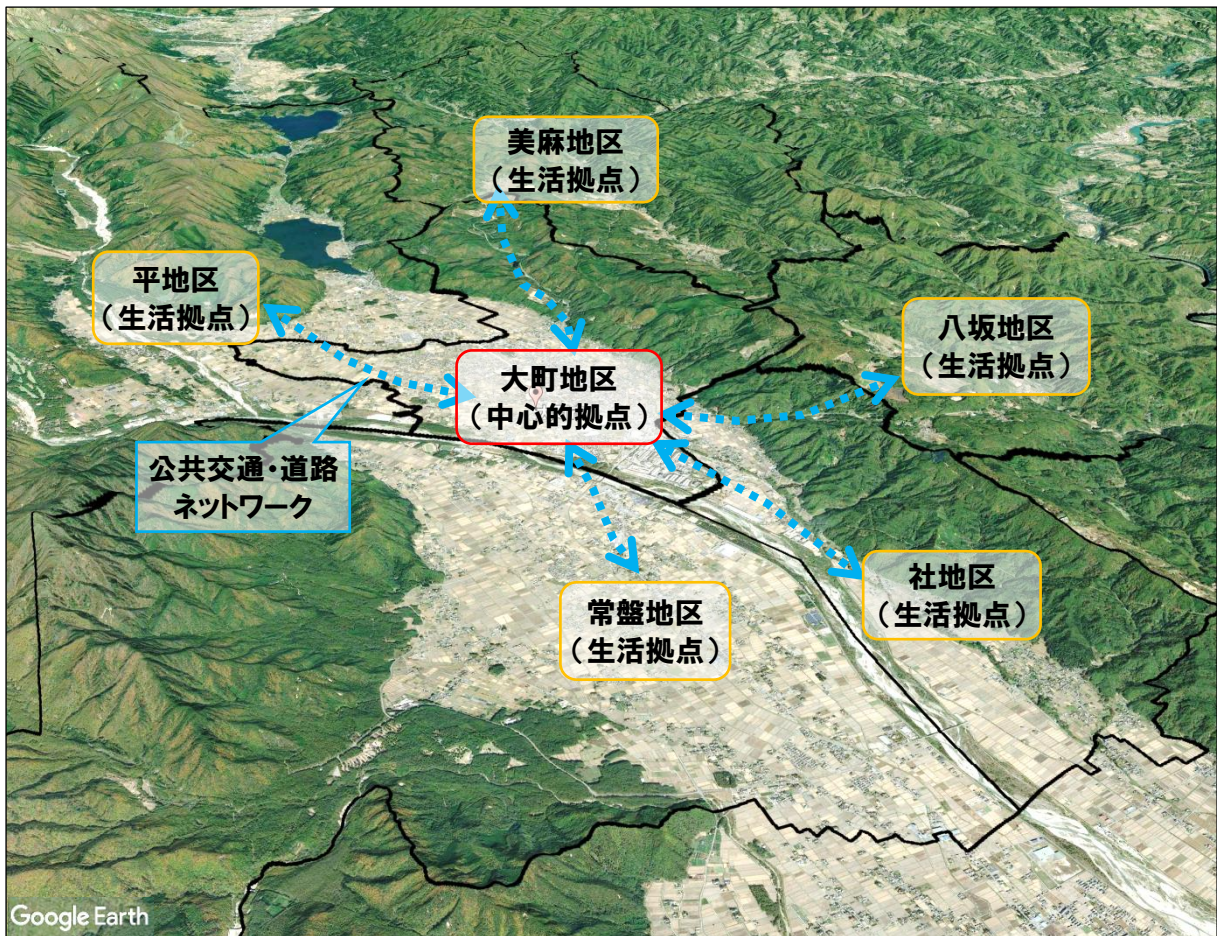


図 2-1 各地区における拠点の配置と拠点間のネットワーク構築イメージ

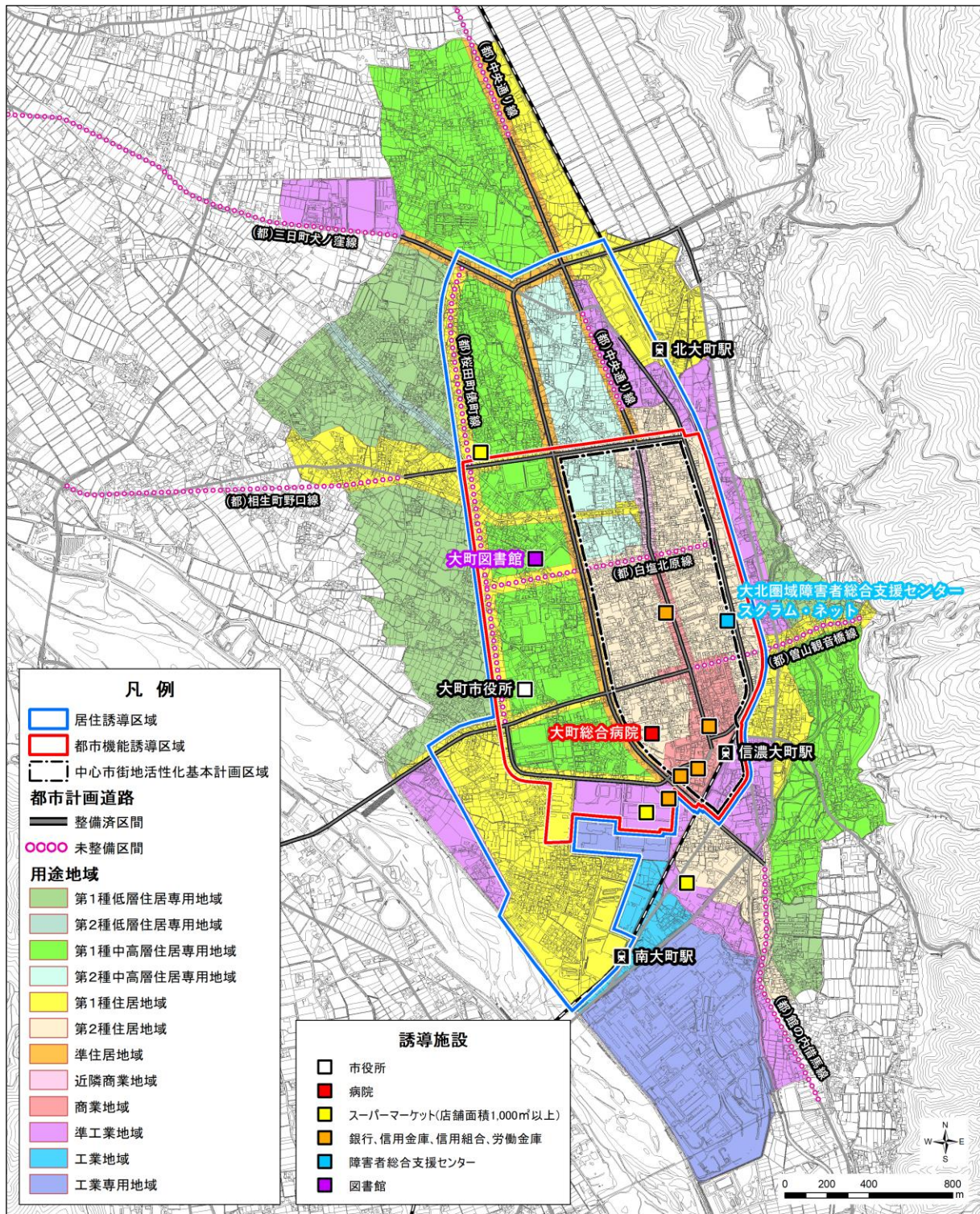


図 2-2 居住誘導区域及び都市機能誘導区域・誘導施設の設定【大町市立地適正化計画】

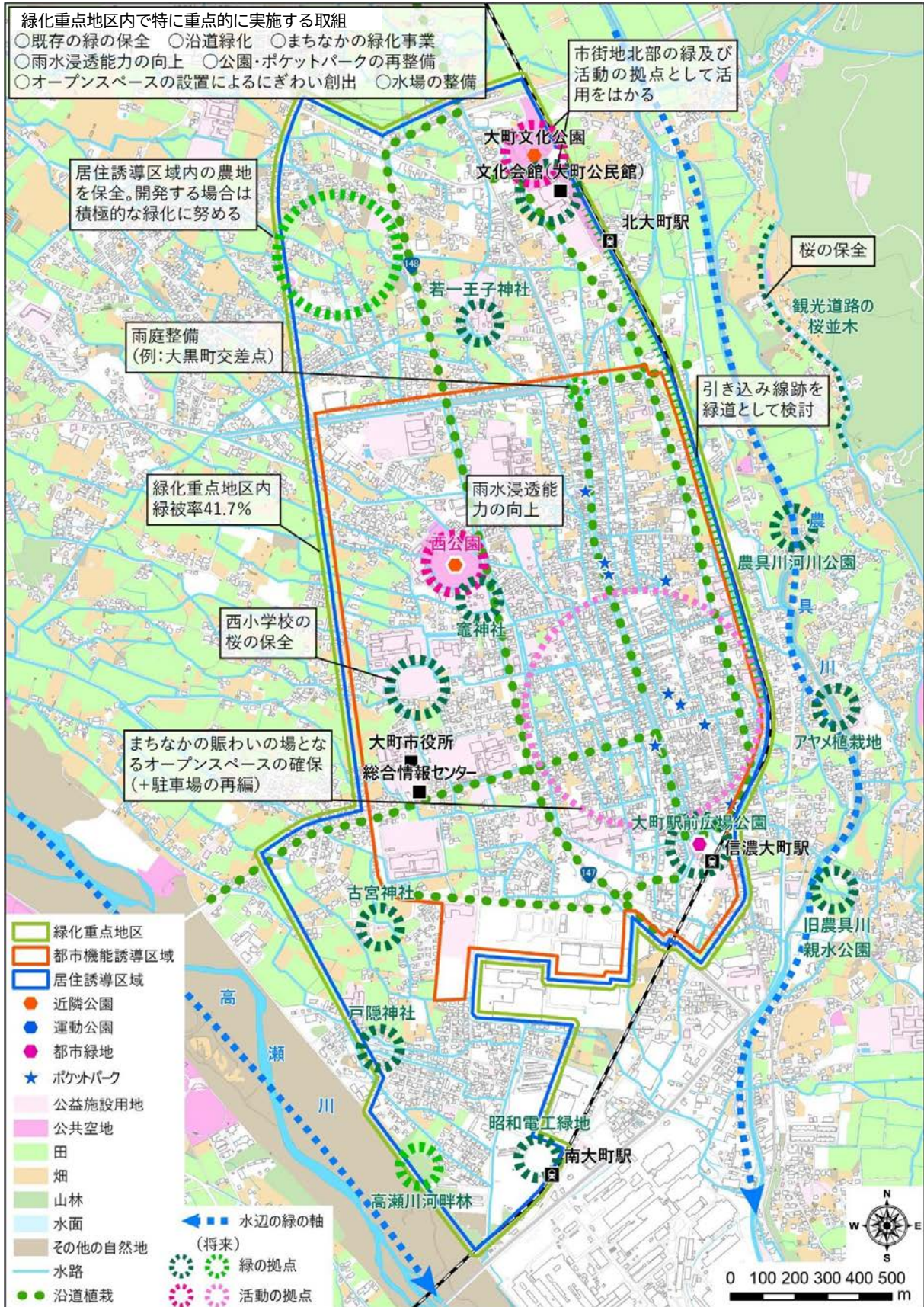


図 2-3 緑化重点地区の設定【大町市緑の基本計画】

### 3 まちづくりにおける主要課題

#### 3-1 上位・関連計画で位置づけられた課題

都市計画マスタープランの見直しに当たり、課題を共有し、方針等の整合を図る必要のある主な関連計画である「大町市立地適正化計画」及び「大町市緑の基本計画」で整理された「解決すべき課題」を以下に示します。

表 2-1 分野別の現状と問題点及び解決すべき主要課題【大町市立地適正化計画】

分野	解決すべき主要課題
人口	① 結婚・出産・子育て世代を中心とした若い世代を呼び込むための環境づくり ② 高齢者等がいきいきと安心して暮らせる環境づくり
土地利用	③ 空き家や空地等を有効活用した居住や都市機能の受け皿づくり
都市機能	④ 人口密度(利用圏人口)の維持による暮らしを支える生活サービス施設の維持
公共交通	⑤ 地域(拠点)間を結ぶ公共交通ネットワークの維持・確保
災害	⑥ 暮らしの安心・安全を確保するための防災・減災対策 ⑦ 災害リスクを考慮した土地利用誘導
財政	⑧ 既存ストックを有効活用した公共施設の適正配置
住民意向	⑨ 住み慣れた地域で、安心して住み続けられる環境づくり ⑩ 地域固有の歴史・文化、郷土風景の保全・活用・継承 ⑪ 貴重な財産である水や緑の保全・活用 ⑫ 各地域の特性、市民ニーズを踏まえた住環境づくり

表 2-2 緑の現状と問題点及び解決すべき課題【大町市緑の基本計画】

分野	解決すべき課題
立地特性	① 清冽な水の源である山の保全 ② 水を活かしたまちづくり ③ 地域固有の歴史・文化、郷土風景の保全・活用・継承
自然環境	④ 森林の保全 ⑤ 豊富な森林資源の有効活用 ⑥ 農地の保全
公園・緑地・緑被	⑦ 中心市街地に緑が少ない ⑧ 利用しやすい公園の配置
市街地における緑化の取組	⑨ 街路樹の維持管理 ⑩ ポケットパークの活用 ⑪ 空地の有効活用
住民意向	⑫ 情報発信 ⑬ 緑を保全し増やす取組への意識の向上 ⑭ ニーズに合った公園整備 ⑮ グリーンインフラとしての緑化機能の向上 ⑯ 森林整備や農地の再生等への参加 ⑰ 他のプロジェクトとの連携

### 3-2 用途地域周辺における土地利用及び都市施設整備の課題

旧計画策定後の市街化の動向や、社会情勢の変化、松本糸魚川連絡道路の整備などの計画が進行している中で、主に用途地域周辺について、今後の土地利用及び都市施設整備において対応すべき主要課題を以下のとおり整理しました。

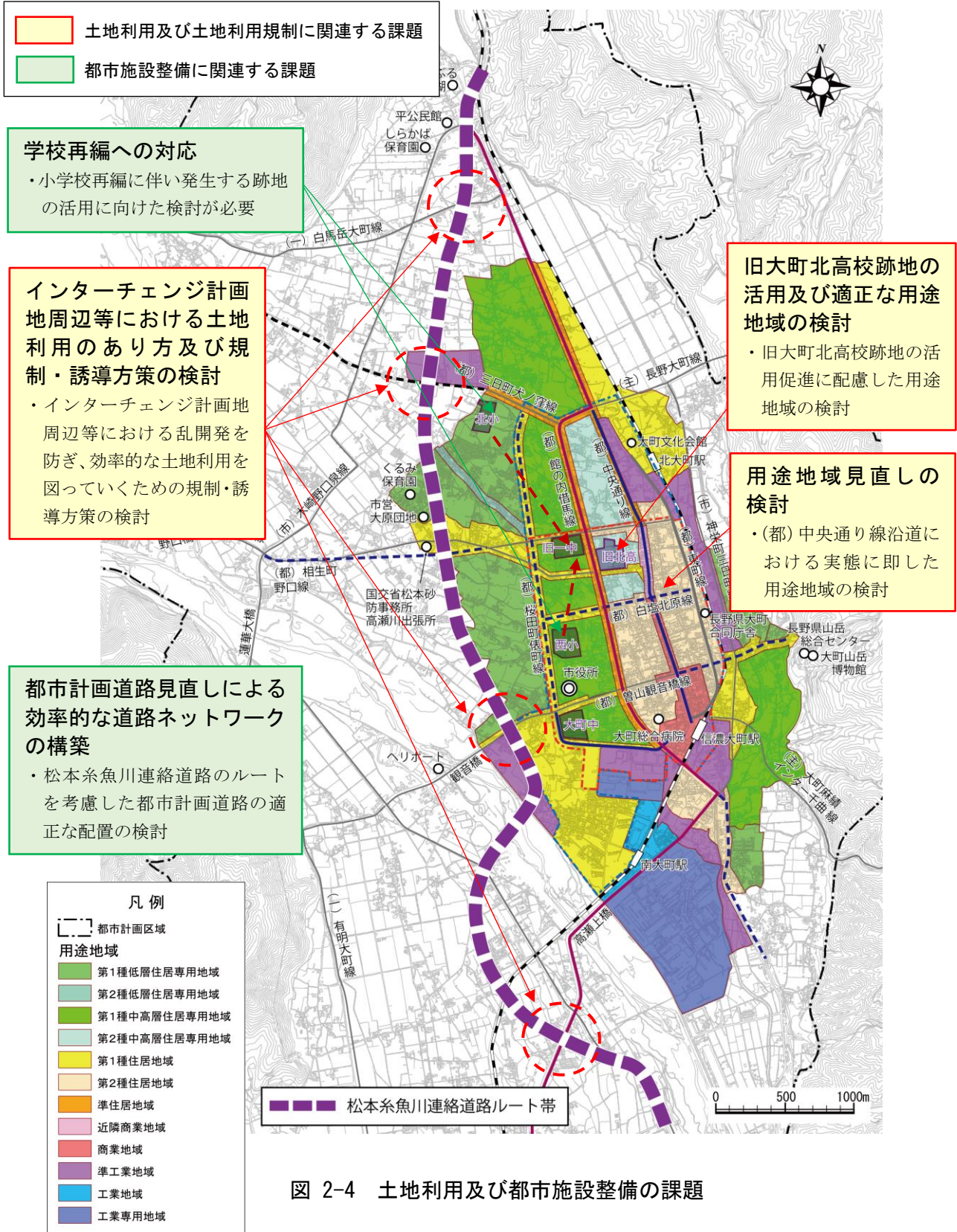


図 2-4 土地利用及び都市施設整備の課題

### 3-3 商店街や信濃大町 100 人衆会議等のまちづくりの意向を踏まえた課題

商店街や信濃大町 100 人衆会議等のまちづくりの意向を踏まえて、まちなかのにぎわい再生・創出に向けた課題を以下のとおり整理しました。

#### ① 本通りを中心としたまちなかの交流・にぎわい創出

- ・金融機関などの生活サービス施設の移転・統合に伴う交通量・交流機会の減少への対応
- ・空き店舗などの活用
- ・アーケードの老朽化への対応
- ・歩きたくなるまちづくり
- ・子育て世代が集える空間やサービスの充実
- ・高校生が気軽に立ち寄れる空間や店舗の立地促進

#### ② まちなか資源の有効活用

- ・水路の活用（子どもたちが水と触れ合える場）
- ・空地の活用
- ・歴史的な建物の活用（地域文化・教育との連携）
- ・北アルプスの景観確保



#### ③ 駐車場の適正配置と誘導の仕組みづくり

- ・来街者のための駐車場の視認性向上と誘導方策

## 第3章 全体構想

本章では、全体構想として、まちづくりの目標（基本理念、将来都市像、将来人口、将来都市構造）、分野別の整備方針を示します。

### 1 まちづくりの目標

#### 1-1 まちづくりの基本理念と将来都市像

本計画で目指す「まちづくりの基本理念」は、大町市第5次総合計画において定められた「基本理念」と整合を図り、次のとおり設定します。

##### まちづくりの基本理念

（大町市第5次総合計画における基本理念）

##### 郷土や文化に誇りを持ち 心から地域を愛するひとを育てる

本格的な人口減少社会の到来を迎え、これまでの取組を継承しつつ、にぎわいのあるまち、健康で安心して暮らせるまち、自然を守り快適に生活できるまち、市民の参画と協働でつくるまちを創るためには、これらのまちづくりを担う「ひと」に重点を置くことが必要です。

まちづくりの原点はひとづくりとの認識のもと、長い歴史に培われた文化や郷土に誇りを持ち、心から地域を愛するひとを育てることを基本として、産業をはじめ、教育、福祉、環境など様々な分野で活躍し、大町市の発展を支えるひとを育みます。

また、「将来都市像」については、大町市第5次総合計画の「基本理念」及び「将来像」を踏まえつつ、都市計画分野(都市基盤分野)として目指すべき「将来都市像」を設定します。都市計画分野(都市基盤分野)として目指すべき将来都市像は、大町市立地適正化計画策定において検討を行っており、当該内容と整合を図り、次のとおり設定します。

##### 都市計画マスタープランで目指す将来都市像

（大町市立地適正化計画における将来都市像）

##### 多彩な地域がつながり 笑顔と魅力あふれる未来都市

本市の都市の骨格構造の特性を活かすため、それぞれに魅力ある「まち」「里」「山」の3つのゾーンの明確化と共生を図るとともに、歴史的な成り立ちを大切にし、大町、平、常盤、社、八坂、美麻の6地区で、暮らしを支える魅力ある拠点の形成とネットワーク化を図り、多彩な地域がつながる連携・共生型のまちづくりを目指します。

また、社会情勢が大きく変化する中、本市の貴重な財産である水や緑、地域固有の歴史・文化、郷土風景を未来に引き継いでいくために、地域住民、NPOや市民活動団体、企業、行政などの多様な主体の協働によるまちづくりを進め、若い世代から高齢者まで、多様な世代が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられる、笑顔と魅力あふれるまちづくりを目指します。

## 1-2 まちづくりの目標と基本方針

### (1) まちづくりの目標

将来都市像の実現に向けた、まちづくりの目標を以下のように設定します。

#### 〈基本理念〉

郷土や文化に誇りを持ち 心から地域を愛するひとを育てる

「将来都市像」

多彩な地域が  
つながり

笑顔と魅力あふれる  
未来都市

#### 【目標1】 安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり

気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化に対応するため、国・県等の関係機関との連携を図りながら、非常時におけるライフラインの確保を図るとともに、広域的な役割を果たすための連携機能の強化により、災害に強く、市民が安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

#### 【目標2】 活力ある地域と交流を育むまちづくり

地域高規格道路である「松本糸魚川連絡道路」の整備を見据え、その効果を最大限に活かすため、まちなかにおいては、市民との連携による魅力づくりへの取組や、広域圏における交流促進による活性化を目指します。また、活力を生み出すための産業基盤の整備により、活力ある地域と交流を育むまちづくりを目指します。

また、山・里・まちが連動し、それぞれの地域においても地域の特性を活かし、若い世代や高齢者など多様な世代が暮らしやすいまちづくりを目指します。

#### 【目標3】 自然環境や歴史・文化を継承するまちづくり

本市の歴史・文化・自然環境は大切な財産であり、後世に残し、継承していくことが必要です。市の固有の資源である水や緑などを有効に活用し、自然環境や景観に配慮したまちづくりを目指します。

また、大町市ゼロカーボンシティ宣言に基づくカーボンニュートラル<sup>※</sup>の取組も視野に入れ、環境負荷が低い都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築等による持続可能なまちづくりを目指します。

※カーボンニュートラル 温室効果ガスの排出量を全体としてゼロ（CO<sub>2</sub>の排出量から、森林などによる吸収量を差し引いたものをゼロ）にすること。

## (2) 目標ごとの基本方針

### 『目標1 安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり』のための基本方針

#### 基本方針1：災害に強いまちづくりの推進

本市は、北アルプスをはじめ、東山や高瀬川、農具川など豊かな自然に囲まれています。しかし、その一方で、近年の気候変動に伴う自然災害のリスクが身近にあることも忘れてはなりません。

また、高度成長期に建設された都市基盤や生活インフラの老朽化や空き家・空地の増加なども顕在化しており、市民の安全をいかに担保しつつ、都市機能も維持を図っていくかということが大きな課題となっています。

そのため、大北地域の中心都市として広域的な連携を視野に入れた広域交通体系構築及び信頼性の高い緊急輸送道路の維持・強化や防災・減災対策の推進、グリーンインフラを取り入れたまちなかのオープンスペースの確保、県と連携した流域治水の推進により災害に強い都市構造の構築を目指します。

#### 基本方針2：コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの推進

本市の市民生活の場は、平地部から山間地まで広範囲であり、その移動手段は自動車交通に依存しています。しかし、自動車交通への依存は、環境への負荷や高齢社会への対応などの課題を有しています。

このため、本市の歴史的な成り立ちを考慮しつつ、中心市街地では都市機能の維持・確保に努めます。また、公共施設や鉄道駅やバス停を中心とした拠点を形成し、効率的な道路ネットワークの形成や、それぞれの拠点を鉄道やバスなど既存の公共交通による有機的連携を図ることで、カーボンニュートラルを視野に入れたコンパクト・プラス・ネットワークの構築による環境負荷が低く利便性の高いまちづくりを目指します。

#### 基本方針3：多様な暮らしを実現する居住環境整備の推進

地域によって地形条件や都市施設の整備水準のほか、人口動態、少子・高齢化社会の進行や、夫婦共働きなどのライフスタイルなど多様な居住環境が存在します。

このため、高齢者や障がい者への配慮や子育て環境なども含めた生活利便施設の適正配置、市街地を中心とするユニバーサルデザインの取組、生活道路、公園の充実など、地域の特性に合わせた居住環境を形成するとともに、多世代交流の促進による地域コミュニティの維持・形成など、安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

## 『目標 2 活力ある地域と交流を育むまちづくり』のための基本方針

### 基本方針 1：魅力あるまちなかの形成

本市の中心市街地では、商業施設の郊外化や事業者の高齢化・担い手不足等による廃業などにより、かつてのにぎわいの低下が顕在化しています。

このため、空き家や空き地等の実態把握に基づき、多様な世代の市民と連携した低未利用地の有効活用に向けた取組や、防災機能の強化、都市計画道路整備等によるまちなかの生活基盤整備、まちなか居住の推進等により若者や子育て世代及び高齢者等が暮らしやすい環境づくりに努め、居心地が良く歩いて暮らせる魅力あるまちなかの形成を目指します。

### 基本方針 2：農地及び農村集落環境の維持・保全

本市の郊外部では、稲作を中心とした自然環境に優れた農地を有していますが、従事者の高齢化、担い手不足などによる農業離れが進行し、耕作放棄地などが増加しています。

このため、農村集落地における生活基盤の維持に努めるとともに、地域の特性に配慮した上で無秩序な宅地化の抑制に資する土地利用規制等により、農地の保全や生産基盤の維持・整備を目指します。

### 基本方針 3：広域交通利便性を活かした産業基盤の維持・形成

本市の製造業における雇用の確保や地域経済の活性化は、市民生活やまちづくりの発展に不可欠であり、また、定住促進においても新たな雇用の維持・創出が必要です。

このため、周辺環境との調和に十分配慮しつつ、新たな企業立地を促す土地利用の推進や産業間の連携を図るとともに、松本糸魚川連絡道路整備を視野に入れ、その効果を最大限に活かすための道路・交通網の形成や物流機能の強化などによる産業基盤の維持・形成を目指します。

### 基本方針 4：地域資源を活用した観光産業の振興

本市の恵まれた自然環境や地域資源を活かした観光産業は本市の重要な産業の 1 つとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い大きなダメージを受けました。しかし、今後はウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据えた中で、インバウンド需要の回復に向けた取組を推進しています。

このため、個々の施設の新たな魅力づくりや交流拠点間の連携、また、広域的な観光地の回遊性向上など、それらを支援する基盤整備を促進し、観光や交流の活性化を目指します。

### 基本方針 5：産業を支え交流を促進する骨格軸の形成

地域産業の均衡ある発展を支え、広域的な連携・交流を促進するため、松本糸魚川連絡道路や国・県道及び都市計画道路等の幹線道路網整備の促進を目指します。

## 『目標3 自然環境や歴史・文化を継承するまちづくり』のための基本方針

## 基本方針1：自然・歴史的財産の保全と活用

北アルプスの山々や、高瀬川、仁科三湖など「仁科の里」の原風景、美麻や八坂の山村を形成する自然環境は、市民が誇りを持てる財産です。

また、北アルプスから流れ出る清らかな水と豊富な地下水などの自然資源や、先人たちが創り上げた、塩の道など営みの歴史・文化は、市民や来訪者に“ゆとり”と“うるおい”を与えるものです。

このような自然・歴史的財産の保全と併せて新たな魅力を掘り起こしつつ、地域教育の場としての活用などによる新たな文化を創造するまちづくりを目指します。

## 基本方針2：美しい景観の保全と形成

北アルプスの山々と、平地に広がる田園風景や市街地のまちなみと併せた眺望や景観は、先人たちが残し守り続けた「大町市民にとっての原風景（＝大町らしさ）」です。

このため、農地転用による宅地化の進行や耕作放棄地の増加に対する対策及び活用に向けた施策展開等により、このような美しい景観を保全するため、地域の景観形成にも配慮したまちづくりを目指します。

## 基本方針3：大町市ゼロカーボンシティの推進

本市では、令和4年（2022年）3月に「大町市ゼロカーボンシティ宣言-2050年脱炭素社会を目指して」を表明しました。宣言では、二酸化炭素排出量の削減と森林整備を進め、2050年までに市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げています。

本市の都市づくりにおいても各種取組を推進し、環境負荷の低い都市づくりを目指します。



田園風景

### 1-3 将来人口

#### (1) 将来目標人口※

**将来目標人口**      **令和24年(2042年): 約20,000人**

計画の目標年度である令和24年(2042年)の将来目標人口は、大町市人口ビジョンで定める「人口の将来展望」の考え方を踏まえ、約20,000人に設定します。

令和24年(2042年)の社人研推計人口は、約17,250人であり、各種施策展開等により2,750人程度の上積みを目指すものとします。

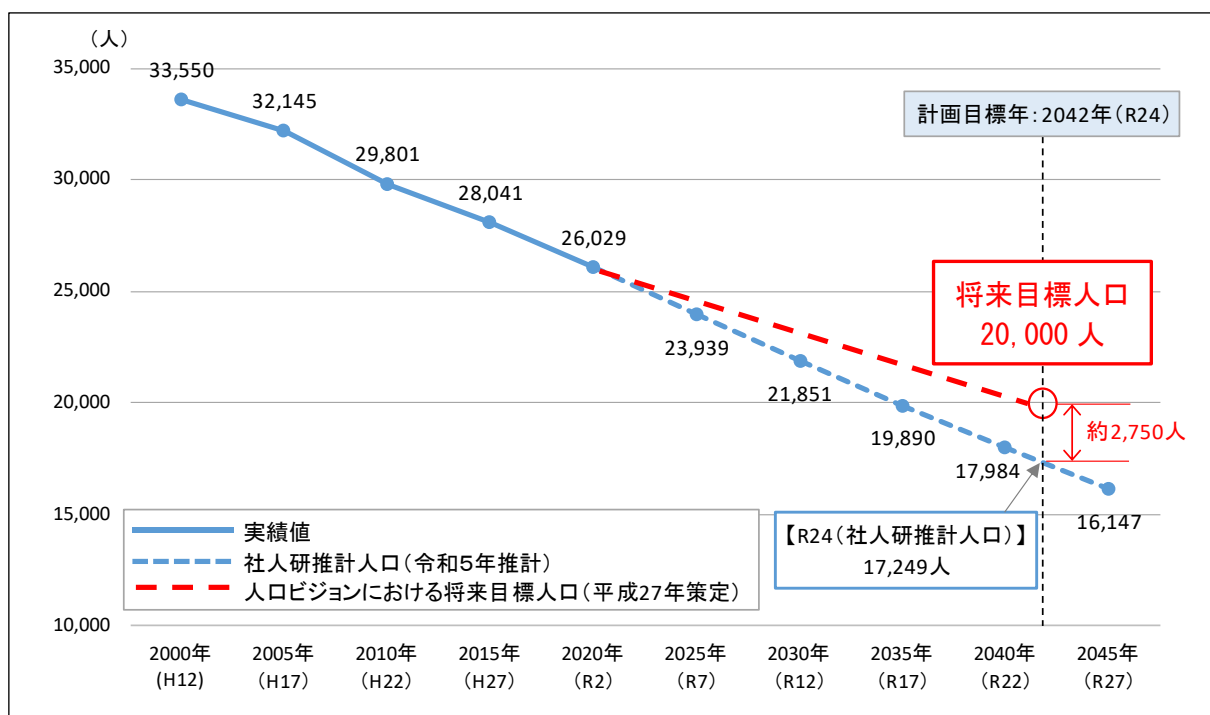


図 3-1 大町市の将来目標人口

※将来目標人口 大町市人口ビジョンにおける目標であり、今後、人口ビジョンが見直された場合、その結果に即することとします。

(2) 交流人口※・関係人口※

将来目標人口の達成に向けて、インバウンドの推進や大町温泉郷の活性化、新たな人の流れ、芸術文化やスポーツ振興、山岳文化都市の魅力向上、中心市街地活性化等における各種施策を推進し、交流人口や関係人口の増加を目指します。

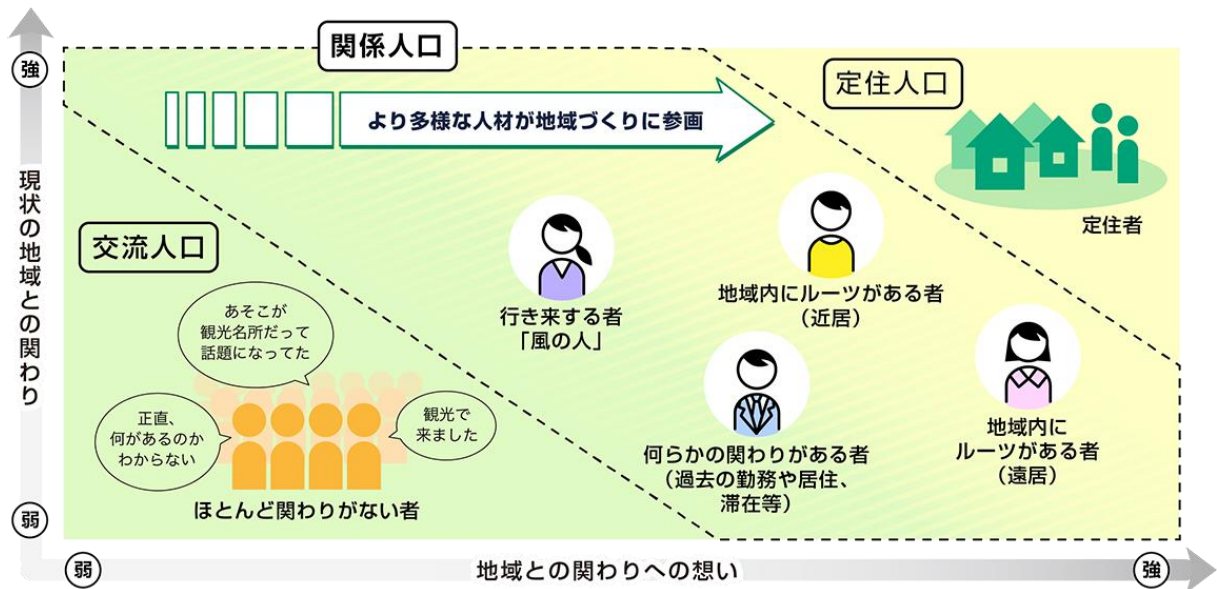


図 3-2 交流人口・関係人口・定住人口のイメージ

出典：総務省「関係人口ポータルサイト」



※交流人口 通勤や通学、観光、レジャーなどで一時的に地域と交流する人々のこと。

※関係人口 特定の地域に居住している「定住人口」でもなく、観光で訪れた「交流人口」でもない、地域と深く関わりのある人々のこと。地方圏では、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

## 1-4 将来都市構造

### (1) 都市構造の基本的な考え方

将来都市構造とは、まちづくりの理念や目標を達成するため、現在の土地利用や自然などの地域資源を踏まえつつ、土地利用と地域間連携の大きな方向性を示したものです。

本計画では、大町市立地適正化計画で定める「大町市版コンパクト・プラス・ネットワーク」の基本的な考え方を踏まえながら、将来都市構造を描きます。

## 大町市版コンパクト・プラス・ネットワーク

### 《基本的な考え方》

それぞれに魅力ある「まち」、「里」、「山」、多彩で個性豊かな地域と地域がつながる連携・共生型の都市づくり

### まちづくりのイメージ

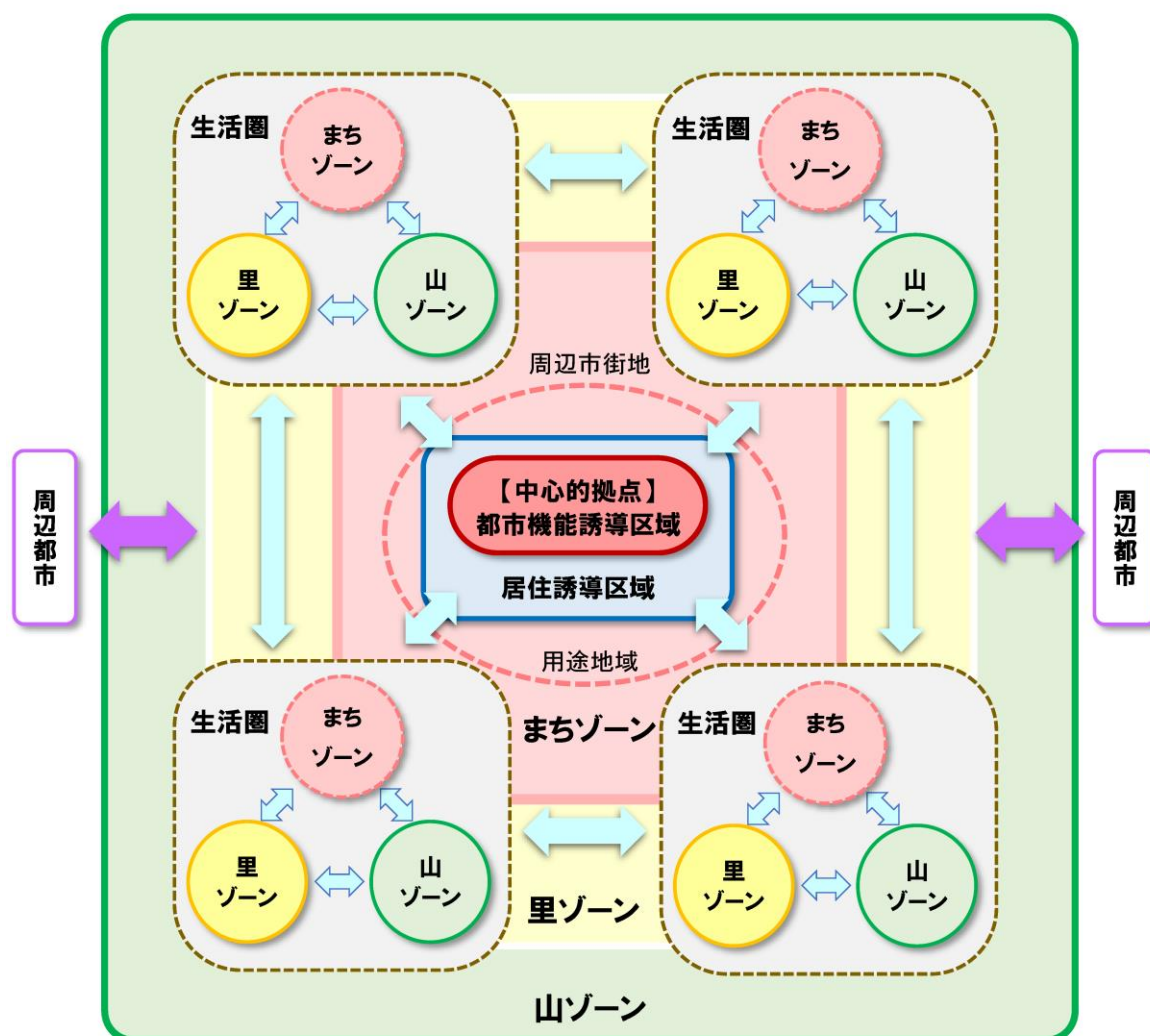


図 3-3 大町市版コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

出典：大町市「大町市立地適正化計画」

## (2) 将来都市構造の設定

前述の都市構造の基本的な考え方にに基づき、将来都市構造を「面」、「点」、「軸」の連携で構築します。

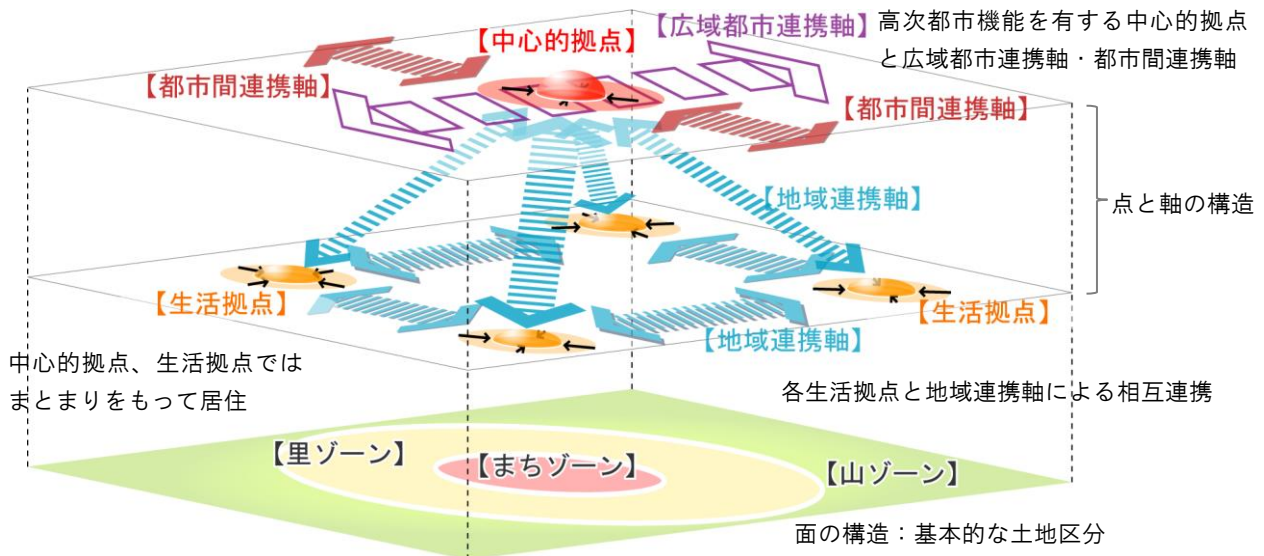


図 3-4 面・点・軸の構造イメージ

面の構造	ゾーン区分の方針
山ゾーン	貴重な自然環境を有し、水源地としての役割を担う森林地域などを「山ゾーン」と位置づけます。山ゾーンでは、原生的な緑や希少な野生動植物の生息域であり、市の貴重な資源である水を育むゾーンであることから、将来にわたって保全するとともに、森林の適切な維持管理により土砂災害の発生を防ぎます。
里ゾーン	農村集落地及び農地、山間地の入口である里山周辺を「里ゾーン」と位置づけます。営農環境の保全及び集落地における生活基盤の維持やゆとりある農山村の景観の保全に努めます。
まちゾーン	用途地域に指定され、住宅市街地や商業・業務地、工業地などが集積するエリアを「まちゾーン」と位置づけます。立地適正化計画における居住誘導区域を含むエリアであり、低未利用地の有効活用等により生活基盤が整った暮らしやすい環境づくりを推進します。



図 3-5 3つのゾーン区分のイメージ

点の構造	拠点配置の方針
中心的拠点	市の中核を担う都市機能が集積するエリアを「中心的拠点」と位置づけます。立地適正化計画における都市機能誘導区域に該当するものであり、市民の生活を支える都市機能の維持を図ります。また、既存ストックの有効活用により魅力あるまちなか空間の形成を図ります。
生活拠点	平、常盤、社、八坂、美麻の公民館や支所などが立地するエリアを「生活拠点」と位置づけます。地域の暮らしに不可欠な福祉や行政サービスの維持を図るとともに、中心的拠点との連携を確保することで地域の生活を支える役割を担います。
工業拠点	南大町駅周辺や東洋紡(株)大町工場跡地の工業専用地域及びアルプスパノラマ工業団地を「工業拠点」と位置づけます。市の貴重な産業集積地として周辺環境との調和を図りながら、操業環境の維持に努めます。
交流拠点	国営アルプスあづみの公園や仁科三湖、大町温泉郷やスキー場など観光やスポーツ・レクリエーション施設周辺を「交流拠点」と位置づけます。国内外からの来訪者が地域の資源や人とのふれあいにより、新たな関係性が創出される場所として、地元との連携により育成していきます。

軸の構造	軸の構成の方針
広域都市 連携軸	地域高規格道路である松本糸魚川連絡道路及び JR 大糸線を「広域都市連携軸」と位置づけます。交通・物流の円滑化や高次救急医療機関への速達性の向上を図るなど、効率的で質の高い高速交通ネットワークの形成を目指すとともに、観光資源の豊かな地域を連絡する広域観光ルートの形成を目指します。 【該当路線】松本糸魚川連絡道路、JR 大糸線
都市間 連携軸	本市のみならず大北地域全体の暮らしを支える基幹的な役割を担う道路を「都市間連携軸」と位置づけます。産業・物流・交流・防災などをはじめ、当該路線の機能強化により、更なる市の発展を目指します。 【該当路線】(国)147号、(国)148号、(主)大町麻績インター千曲線、(主)長野大町線、(主)白馬美麻線
地域連携軸	中心的拠点と各地域間を結ぶ主要幹線道路を「地域連携軸」と位置づけます。コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を構築していく上で骨格となる軸であることから、必要に応じた改良等により年間を通じて通行の安全性の確保に努めます。また、学区の再編計画を踏まえ、常盤地区と社地区のアクセス強化を目指します。 【該当路線】(主)大町明科線、(一)美麻八坂線、(一)川口大町線、(一)小島信濃木崎(停)線、(一)有明大町線、(一)大平大峰沓掛線、(市)木崎野口泉線
自然交流軸	市の玄関口である信濃大町駅周辺から山岳観光地を結ぶ道路を「自然交流軸」と位置づけます。立山黒部アルペンルートや高瀬渓谷など、市の特徴的な山岳観光資源や東山などへのアクセスルートとして、機能維持・強化を図ります。 【該当路線】(主)扇沢大町線、(一)白馬岳大町線、(一)槍ヶ岳線、(一)あづみの公園大町線 (市)蟹ヶ沢鷹狩1号線



## 2 分野別の整備方針

### 2-1 土地利用

#### 方針1 「大町市版コンパクト・プラス・ネットワーク」構築に向けた土地利用の推進

都市計画区域外となっている八坂地区、美麻地区、鹿島川周辺の一部、木崎湖-青木湖間においては、一体的な都市圏としての整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域への編入を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。

大町市立地適正化計画との整合性を踏まえながら、用途地域内において都市機能の維持及び適正配置並びに居住誘導を図ります。

旧大町北高校跡地において、跡地利用の計画を考慮した上で、必要に応じて用途地域の見直しを検討するとともに、小学校跡地の有効活用についても検討し、施設跡地の有効活用を図ります。

中心市街地については、官民の連携を図りながら、利便性が高く暮らしやすいまちなか環境づくりを推進します。また、中央通り沿道においてまちなみ景観の整備や歴史的建造物の活用を推進するとともに、用途地域の見直しを検討し、地域の実情を踏まえた土地利用を推進します。

市街地外延部において農地が多く介在する地区においては、住民の意向を踏まえながら、規制誘導のあり方等を検討し、適正な土地利用を推進します。

表 3-1 まちゾーン（用途地域内）におけるエリア区分と土地利用の考え方

立地適正化計画における誘導区域の位置づけ	エリア区分	土地利用の考え方
都市機能誘導	商業・業務エリア	空き店舗などの既存ストックを活かしたりノベーション等により、にぎわい創出や歩いて楽しいまちなかの形成を目指します。
都市機能誘導（一部） 居住誘導（一部）	沿道・業務系エリア	沿道商業や業務系施設が立地しており、沿道の立地ポテンシャルを活かした土地の有効活用を図ります。
都市機能誘導 居住誘導	まちなか居住エリア	混在型住居系用途地域であり、利便性の高さを活かし、まちなか居住を推進する。また、駐車場の適正配置等により商業・業務エリアへの誘客を促進します。
都市機能誘導	中層系住宅エリア	中層住居専用系用途地域であり、学校再編を踏まえつつ、低未利用地や施設の等の効率的な利活用を図りながら、利便性の高い住宅市街地を形成します。
居住誘導	一般住宅エリア	生活利便施設の混在も許容しながら、落ち着いたある暮らしやすい住宅市街地を形成します。
	農地介在住宅エリア	農地が多く介在し、ライフスタイルの多様化に対応したゆとりある空間で新たな居住の受け皿を目指します。
	工業系エリア	周辺環境との調和に配慮しながら工業集積の維持・形成を図ります。

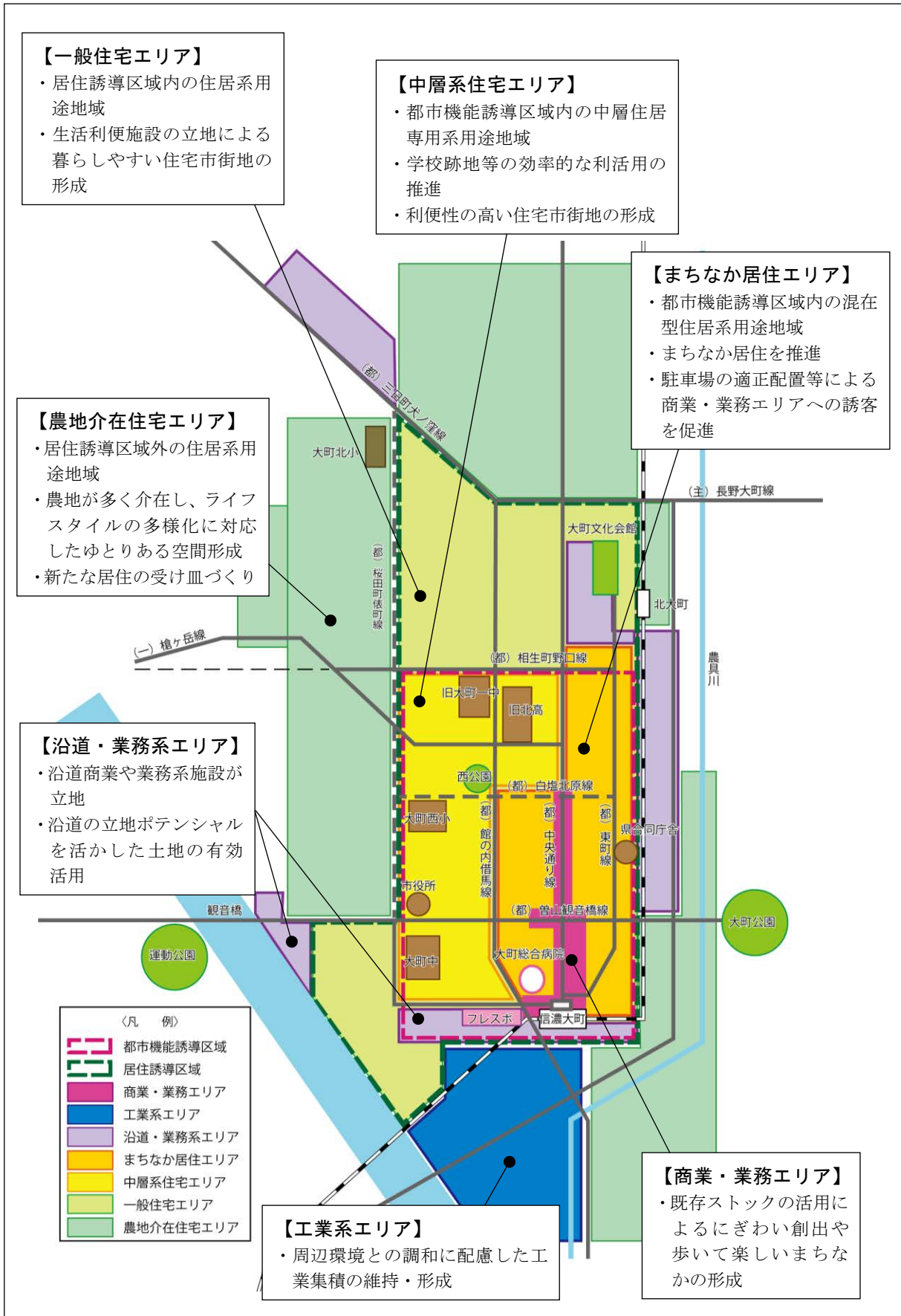


図 3-7 まちゾーン（用途地域内）におけるエリア別の方向性

## 方針2

### 自然環境との調和や保全による秩序ある地域づくり

農地法及び森林法等の関係法令に基づき、森林・河川・湖沼などの良好な自然環境や優良農地の保全に努めます。また、市民との連携により自然環境との調和や保全による秩序ある地域づくりを推進します。

松本糸魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地等について、地域の活性化や利便性向上のため、周辺環境との調和に配慮した規制誘導方策を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。



農具川周辺の田園

## 方針3

### 定住促進、地域の活性化に向けた取組の推進

地域の活性化や市内への定住促進のため、空き家等の有効活用を通じて、空き家の解消及び移住希望者への住宅提供を図ります。

また、定住を促進するための助成制度等を活用しながら、住宅環境の整備を推進します。

## 2-2 道路・交通

## 方針1 効率的な道路ネットワークの形成

## ① 幹線道路ネットワークの整備

松本糸魚川連絡道路や(国)147号、(国)148号及び(主)長野大町線等の国・県道は、本市のまちづくりにとって重要な都市の骨格です。とりわけ松本糸魚川連絡道路の整備について、関係機関と連携を図りながら事業を促進します。

また、下表に示す各道路機能及び基本的な役割と整備方針を踏まえ、関係機関との連携を図りながら計画的な幹線道路の整備を進めます。

表 3-2 幹線道路網構成と整備方針

道路機能	基本的な役割と整備方針	該当路線
広域主要幹線道路	広域的な地域連携や都市内拠点間の連携、産業活動の支援、災害発生時の防災機能など様々な機能を有する道路であり、早期整備を促進します。	松本糸魚川連絡道路
都市間主要幹線道路	主に、周辺市町村との連携や都市骨格を構成し、交通量が多く、通過交通などの利用が多い道路であり、走行性、安全性を確保した道路としての整備を促進します。	(国)19号 (国)147号 (国)148号 (主)長野大町線 (都)館の内借馬線
都市間幹線道路	主要幹線道路を補完して地域間の流動を担う、比較的、交通量が多い道路であり、沿道状況を踏まえ、必要な走行性、安全性を確保した道路としての整備を促進します。	(主)白馬美麻線 (主)扇沢大町線 (主)大町明科線 (主)大町麻績インター千曲線 (一)有明大町線 (都)曾山観音橋線 (都)三日町犬ノ窪線 (市)木崎野口泉線 (市)沓掛柿の木線 (市)神栄町三日町線 (市)泉36号線
都市内幹線道路	幹線道路を補完する道路で、高い走行性は要求されないものの、沿道状況を踏まえ必要な自動車走行の快適性や、安全性を確保した道路としての整備を促進します。	(一)槍ヶ岳線 (一)白馬岳大町線 (一)小島信濃木崎(停)線 (一)川口大町線 (一)舟場矢下線 (一)信濃大町(停)線 (一)美麻八坂線 (一)青具築場(停)線 (一)大平大峰沓掛線 (都)中央通り線 (都)白塩北原線 (都)若宮駅前線 (都)桜田町俵町線 (都)相生町野口線 (都)東町線 (都)あづみの公園大町線



② 都市計画道路の整備

松本糸魚川連絡道路ルート帯等を考慮した都市計画道路の見直しを行い、計画的な整備を推進します。

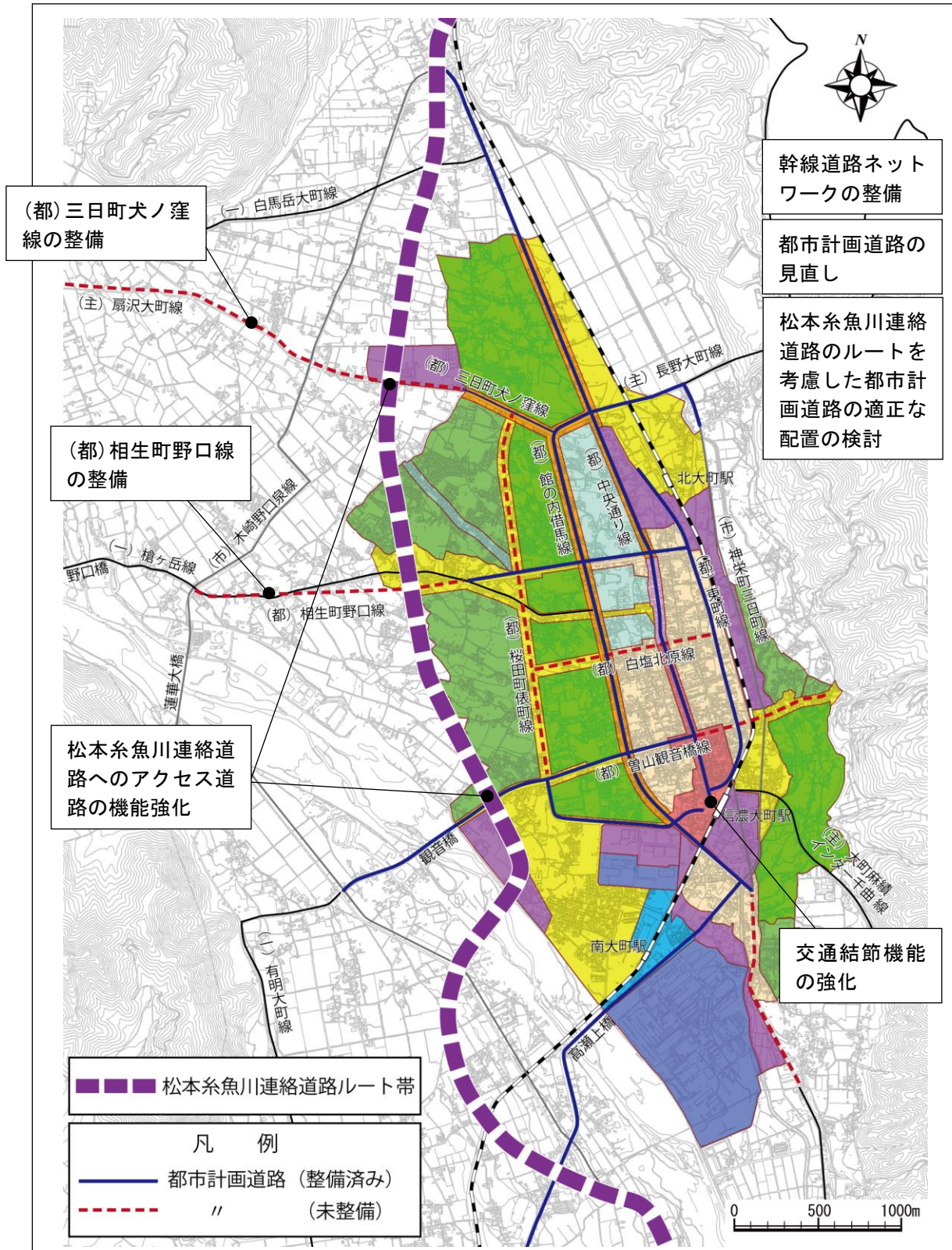


図 3-9 道路・交通の整備方針図 (市街地周辺)

## 方針2 安全でやさしい道づくり

まちなかの狭幅員な生活道路や、病院・学校・行政施設周辺等では、地元の意向を考慮しながら、生活道路の整備・改良を推進します。併せて、冬期間においては持続可能な除雪体制の整備を検討し、きめ細かな除排雪を図ります。

また、サイクリングロードなどの自転車ネットワーク路線の整備や通行危険箇所への対応による安全性の確保を推進し、自転車利用環境の向上を図ります。

## 方針3 歩いて暮らせるまちづくりを支える公共交通の利便性向上と利用促進

市民が利用しやすく、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築を図れるよう取り組みます。

バス交通においては、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に即すことを前提として、信濃大町駅を核とした交通結節性の強化を図るとともに、多様な運行方式の組み合わせや、長野県が推進する新技術の活用（地域連携IC等）も視野に入れながら、利便性の向上及び利用促進を図ります。

また、JR 大糸線の活性化等を目的として、沿線地域で構成する「大糸線利用促進輸送強化期成同盟会」、「大糸線活性化協議会」が組織されており、JR 大糸線及び沿線地域の活性化に向けて、関係自治体と鉄道事業者が相互に連携しながら利用促進に関する取組を推進します。

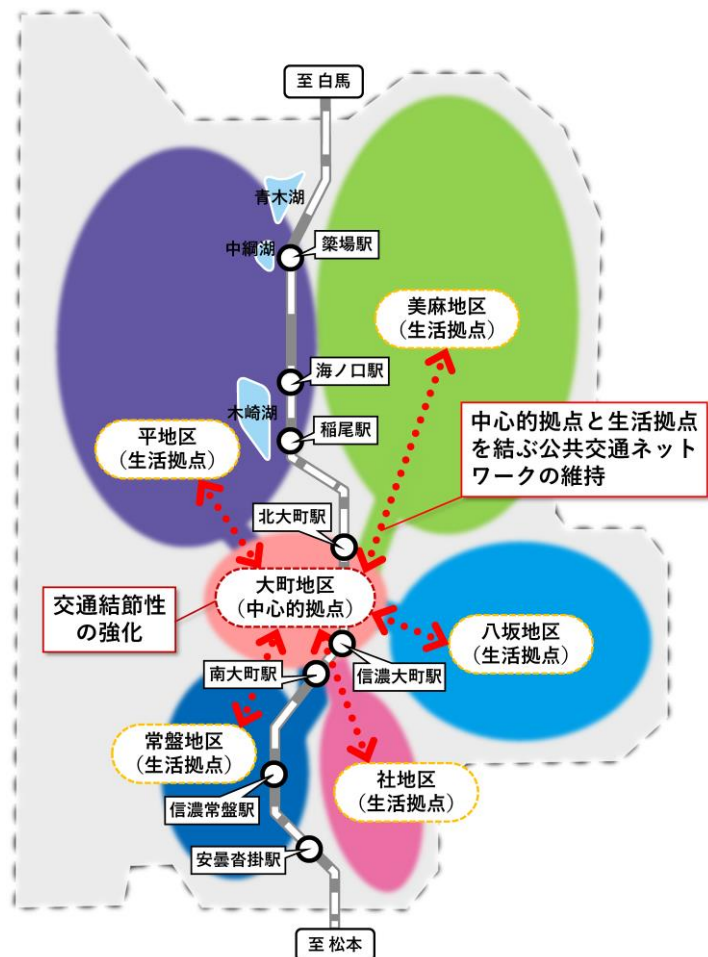


図 3-10 拠点間を結ぶ公共交通ネットワークのイメージ図

## 2-3 防災・減災

## 方針1 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化

緊急輸送道路について、更なる機能強化を図ります。併せて、橋梁やトンネル等については、点検や修繕等により長寿命化を推進します。

緊急輸送道路沿道の耐震義務化建築物の耐震改修は完了していることから、義務化建築物以外の建築物についても耐震化を促進します。

また、救急医療及び災害時の緊急輸送道路として期待される地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の事業化に向けた取組を推進します。

表 3-3 緊急輸送道路の概要

緊急輸送道路	路線名
第一次	(国)19号、(国)147号、(国)148号、(主)長野大町線
第二次	(主)白馬美麻線、(主)大町明科線、(主)大町麻績インター千曲線、 (一)小島信濃木崎(停)線、(一)川口大町線、(一)美麻八坂線

## 方針2 流域治水における取組の推進

市域を流れる河川について、護岸の整備や強化による治水機能向上を目指すとともに、高瀬川の低水護岸の整備及び支障木伐採による環境整備を継続して推進します。

また、高瀬ダム、七倉ダム、大町ダムが連携した洪水調節機能の確保のため、大町ダム等再編事業を推進します。

表 3-4 流域治水の取組の3つの柱

河川整備の取組	水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進する。
流域における雨水貯留等の取組	降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進する。
まちづくりや住民避難の取組	住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進する。

出典：長野県「長野県流域治水推進計画」

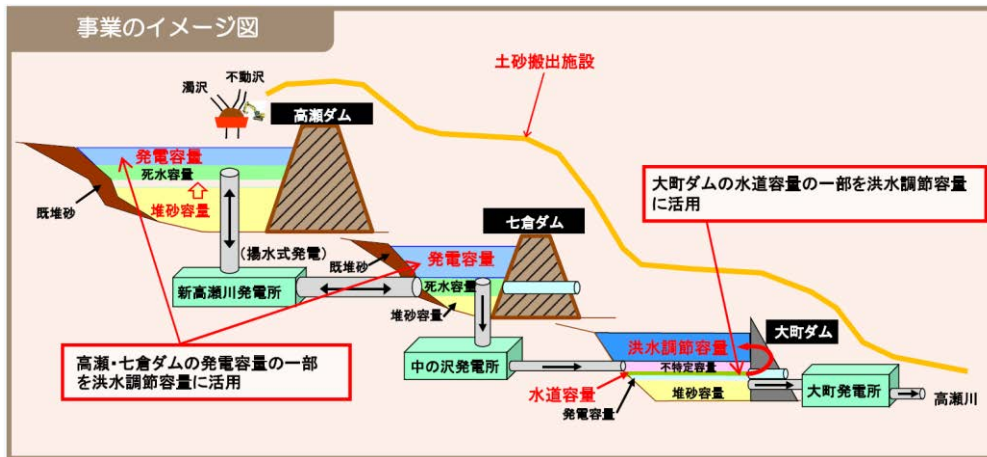


図 3-11 大町ダム等再編事業の概要

出典：国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所

### 方針 3 市街地における防災対策

建物等の密集地における建物の耐震化・不燃化や延焼拡大防止や避難路の確保などの防災対策を推進します。

計画的な雨水対策として、公園・緑地やオープンスペースの活用による雨水浸透能力の向上に努めるとともに、中心市街地の老朽化が進む雨水渠の改修計画を立て、氾濫抑制に取り組めます。

近年増加傾向にある空き家については、周辺環境に危険を及ぼす影響のある特定空き家等の発生を未然に防止するとともに、利活用の促進により適正な管理を推進します。

また、地域住民と除雪事業者、住民との連携による地域毎の除雪体制を検討し、きめ細かな除排雪を図ります。

### 方針 4 浸水リスクの低減に向けた対策

指定緊急避難場所・指定避難所の維持確保を図るとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の新規整備を図ります。また、公園・緑地やオープンスペースを避難場所として活用するための整備を推進します。

併せて、大町市立地適正化計画の防災指針等に位置づけられている各種支援施策を推進します。

### 方針 5 土砂災害対策

土砂災害のおそれのあるエリアを中心として、砂防・治山事業等の推進により安全・安心な地域づくりを推進します。また、土砂災害発生防止に向けて、対策工事のほかり山や河畔林等の森林整備を推進します。

## 2-4 公園・緑地

### 方針1 公園・緑地の適正な配置及び維持管理

既存ストックの長寿命化対策（改築・更新等）を計画的に推進します。併せて、大町運動公園の機能拡充に努めます。

公園が不足しているエリアにおいて、空地等の有効利用も含めた新規整備を検討し、公園・緑地の適正な配置に努めます。

### 方針2 水と緑のネットワークの形成

大町市緑の基本計画において「緑化重点地区」に位置づけられている市街地周辺において、既存ストックを活用するとともに、積極的な緑化を推進することで緑を増やしうるおいのあるまちづくりを推進します。

特に、空地を利用した公共的利用空間の創出やウォーカブルなまちづくりの形成に向け、水路沿いを中心とした歩行者ルートを整備促進により、快適で居心地の良いまちなか空間の形成を目指します。

### 方針3 多様な主体が参加する仕組みづくり

市民が主体となって進められている花づくり活動や市民団体と連携した花壇整備を支援するとともに、おたんじょ桜事業を継続して推進します。

また、地元住民とも連携しながら、水辺を歩いて楽しめる周遊環境づくりを推進します。



農具川河川公園

## 2-5 自然環境

### 方針1 豊かな自然環境の保全

周辺の保安林は、水源涵養や土砂崩壊の抑制など公益的な機能を維持するため、県と連携を図りながら保安林改良事業を推進します。また、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源の監視に努めます。

仁科三湖の周辺では、休憩スポットの整備等により、水辺環境等のうらおい空間の創出を推進します。

また、市民が主体となって取り組んでいる水辺環境の創出に向けた取組への支援を継続的に推進します。

### 方針2 ゼロカーボン施策の推進

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進していく中で、グリーンインフラの導入や公共交通の利用環境向上などの都市環境の改善により、CO<sub>2</sub>の排出抑制に取り組めます。

グリーンインフラについては、公共施設の緑化や駐車場における緑化舗装の導入、ポケットパークの配置、水辺空間の創出などを推進します。

公共施設等については、大規模改修や新築・建替の場合には、ZEB<sup>※</sup>化等省エネ基準に適合するよう努めるとともに、太陽光発電設備の設置を推進します。

また、長野県では「信州すべての屋根にソーラーを」を合言葉に、建物の屋根を活用した太陽光発電を積極的に推進し、2050年に普及率100%を目指すこととしており、本市においてもZEH<sup>※</sup>等、高断熱・省エネ住宅への改築を支援していきます。



出典：長野県「信州の屋根ソーラー普及事業チラシ」

※ZEB(ゼブ) Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※ZEH(ゼッチ) Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。外壁の断熱性能等を大幅に向上させるとともに高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロを目指した住宅のこと。

## 2-6 景観形成

### 方針1 大町らしい景観の保全

現在の風致地区の指定を継続し、北アルプスの玄関口にふさわしい良好な都市景観の維持・形成に努めます。

また、大町市景観計画を策定し、魅力ある市独自の景観形成に向けた取組を推進します。

### 方針2 良好な都市景観の形成

北アルプスを背景とする仁科三湖等の自然景観や、田園風景と調和した住宅地・集落景観の形成など水と緑を活かした個性的な都市景観の形成を目指します。

また、自然景観や山村風景と調和した住宅地・集落景観の形成を図るとともに、松本糸魚川連絡道路沿線については、県と連携しながら大町の風景に馴染むような景観形成を図ります。

### 方針3 パートナーシップでの景観づくりの推進

景観づくりを行っている活動への支援を継続して実施するとともに、景観育成住民協定等についても検討し、パートナーシップでの景観づくりを推進します。

本市は、かつて物流の要衝地であったことから、江戸期以降に築造された土蔵が約 120 棟存在し、修復されながら現在に受け継がれてきています。官民連携によりこれら歴史的建造物の活用を図ります。



## 2-7 処理施設

### 方針1 快適な水循環の推進

公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、将来にわたって持続可能な事業経営が求められていることから、既存施設の適切な改修と更新、維持管理の効率化、処理場の統廃合等を検討し、生活排水施設の効率的な管理を進め、良好な水の循環を推進します。

また、災害等の非常時における機能維持に向けて、管渠やマンホール及び施設の改築更新に合わせた処理施設や管路等の耐震化を推進します。

個別処理区域においては、生活環境の保全及び公衆衛生向上のため、合併浄化槽の設置及び既存施設の適正な維持管理の啓発に努め、早期整備を推進します。

雨水対策については、公共下水道（雨水渠）の整備を推進します。

また、環境教育の推進及び生活排水施設に関わる情報発信により、市民の意識啓発に向けた各種取組を推進します。

### 方針2 処理施設の適正管理

汚水処理施設の適正な機能維持と施設管理の効率化を図るため、し尿処理施設（大町市クリーンプラント）の機能を、下水道処理施設（大町市浄水センター）へ受け入れる汚水処理方法の早期統合化に向け検討を進めます。

持続可能な経営を図るため、隣接事業者との下水道処理施設の広域統合や近隣事業者との汚泥処理等の共同処理など広域的な観点から「施設の広域化や維持管理の共同化」への実現に向け検討を進めます。

3市村（大町市・白馬村・小谷村）によるごみ処理広域化の推進に伴い、発生する焼却灰等を適正に処理するため、大町市グリーンパーク（最終処分場）第3期埋立地の整備と整備後の運営を北アルプス広域連合への移管を予定し、準備を進めます。



図 3-12 一般廃棄物最終処分場グリーンパーク平面図

出典：大町市資料

## 第4章 地区別構想

本章では、全体構想の方針を受けて、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるための地区レベルのまちづくり方針を示します。

### 1 地区区分の設定

#### 地区別構想の地区区分

#### 6地区（大町、平、常盤、社、八坂、美麻）

全体構想をより住民生活に密着した具体的な構想とするため、「6地区単位」で地区別構想を策定します。

地区別構想では、各地区の概況や特性、課題等を踏まえたうえで、全体構想に基づき、各地区の将来像やまちづくりの目標を定め、目標の実現に向けた整備方針を定めます。

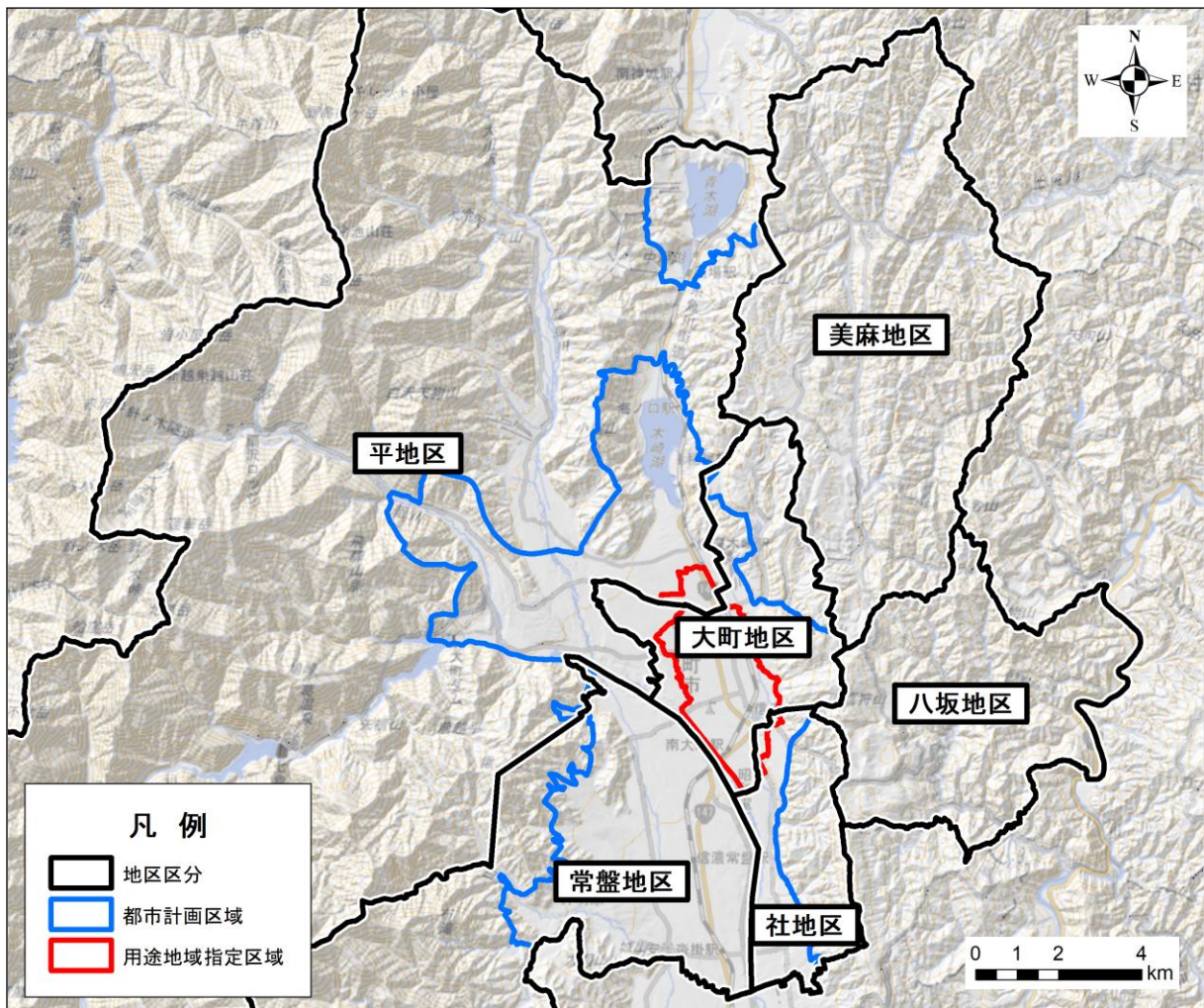


図 4-1 地区別構想の地区区分

## 2 大町地区

### 2-1 大町地区の特性・課題

#### (1) 大町地区の概要

大町地区は、市の玄関口である信濃大町駅を核として市役所、病院、警察署、消防署などの公共施設や商業施設が立地し、都市機能が集中する地域であるとともに、大町山岳博物館など歴史・文化施設が点在し、人・もの・情報が行き交う都市活動の中心となる地域です。



図 4-2 大町地区の位置

#### (2) 大町地区の人口見通し

令和2年国勢調査による大町地区の人口 11,852 人に対して、社人研 H30 推計に準拠した将来推計人口をみると、20 年後の令和 22 年(2040 年)には人口が 8,327 人となっており、約 3,500 人減少すると予測されます。

また、高齢化率(老年人口割合)をみると、令和2年(2020 年)の 38.5%に対して、令和 22 年(2040 年)には 46.8%と、8.3 ポイント増加すると予測されます。

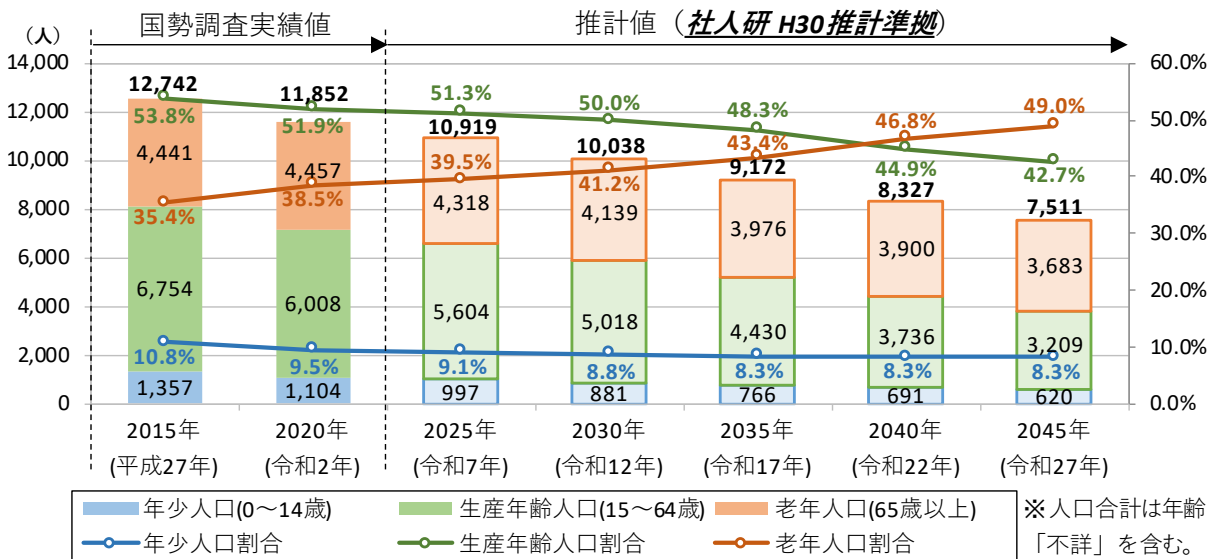


図 4-3 【大町地区】年齢3区分別人口の見通し

出典：[2015~2020 年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025~2045 年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」に準拠したコーホート要因法による地区別将来人口推計結果(6 地区別)

※地区別の将来推計人口は、社人研 H30 推計(H30. 3. 30 公表)に準拠したコーホート要因法による 6 地区別の推計結果であるため、社人研 R5 推計(R5. 12. 22 公表)の数値と異なる場合があります。

### (3) 暮らしやすさに関する評価（アンケート調査より）

アンケート調査結果より、大町地区における暮らしやすさに関する評価を以下のとおり整理しました。

区分	“そう思う”の回答割合からみた評価の傾向
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境に関する評価は全体的に高い。</li> <li>特に「③自然や緑が豊か」の評価が高い。</li> </ul>
道路や交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や交通に関する評価は全体的に高い。</li> <li>特に「⑥道路が整備され、車の移動がしやすい」の評価が高い。</li> </ul>
安全や安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>「⑨避難所や避難場所が近くにある」の評価が高い。</li> <li>「⑧地震や豪雨災害などに対して安全」、「⑩ご近所付き合いが盛んである」の評価が低い。</li> </ul>
緑や景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>「⑫住宅の庭の花木など、地区内に緑が多い」の評価が高い。</li> <li>「⑪公園や広場などが近くにある」、「⑬川や水路など、水と触れ合える場所が近くにある」、「⑭沿道や街並みの景観が良いと思う場所が多くある」の評価が低い。</li> </ul>

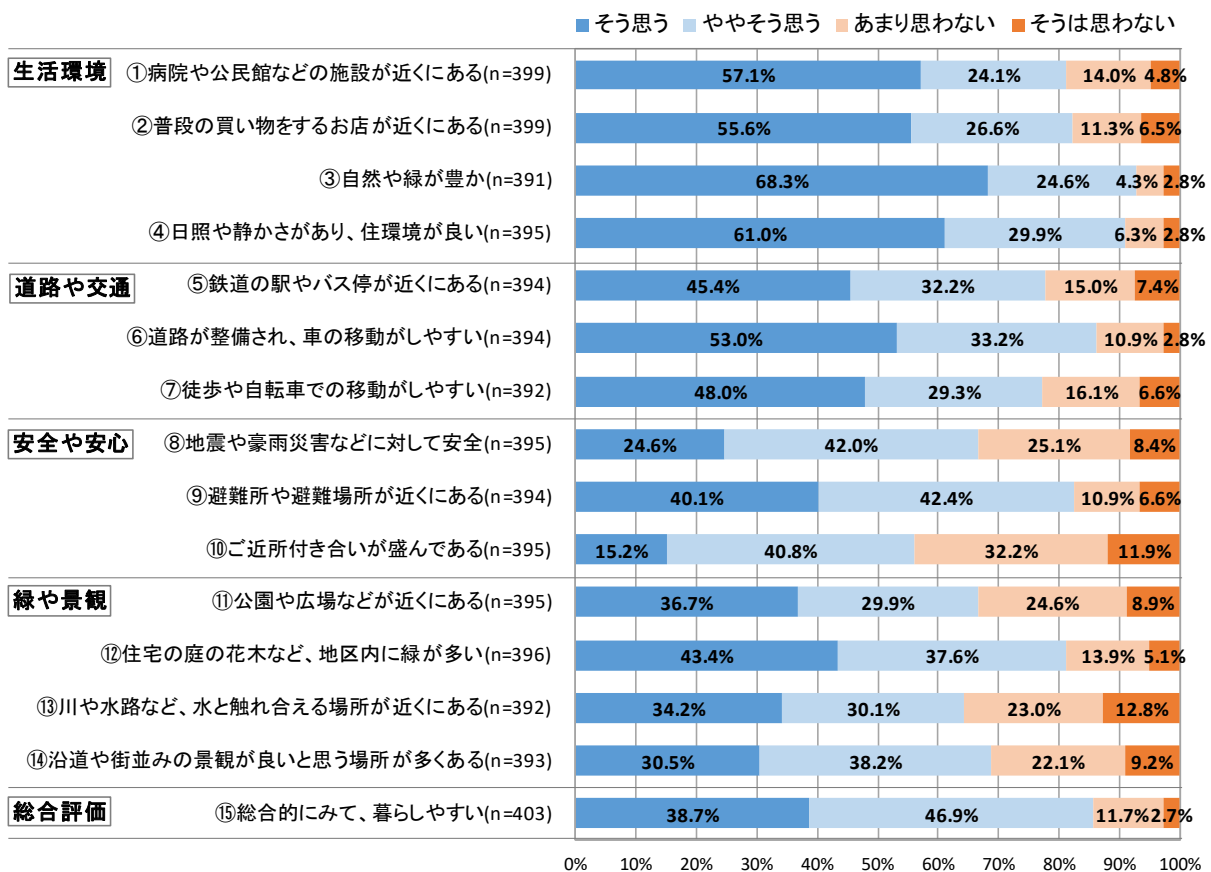


図 4-4 大町地区の暮らしやすさに関する評価

出典：大町市「立地適性化計画及び緑の基本計画策定に関するアンケート調査」

#### (4) 大町地区の特性・課題図

大町地区の即地的な特性や課題を整理しました。

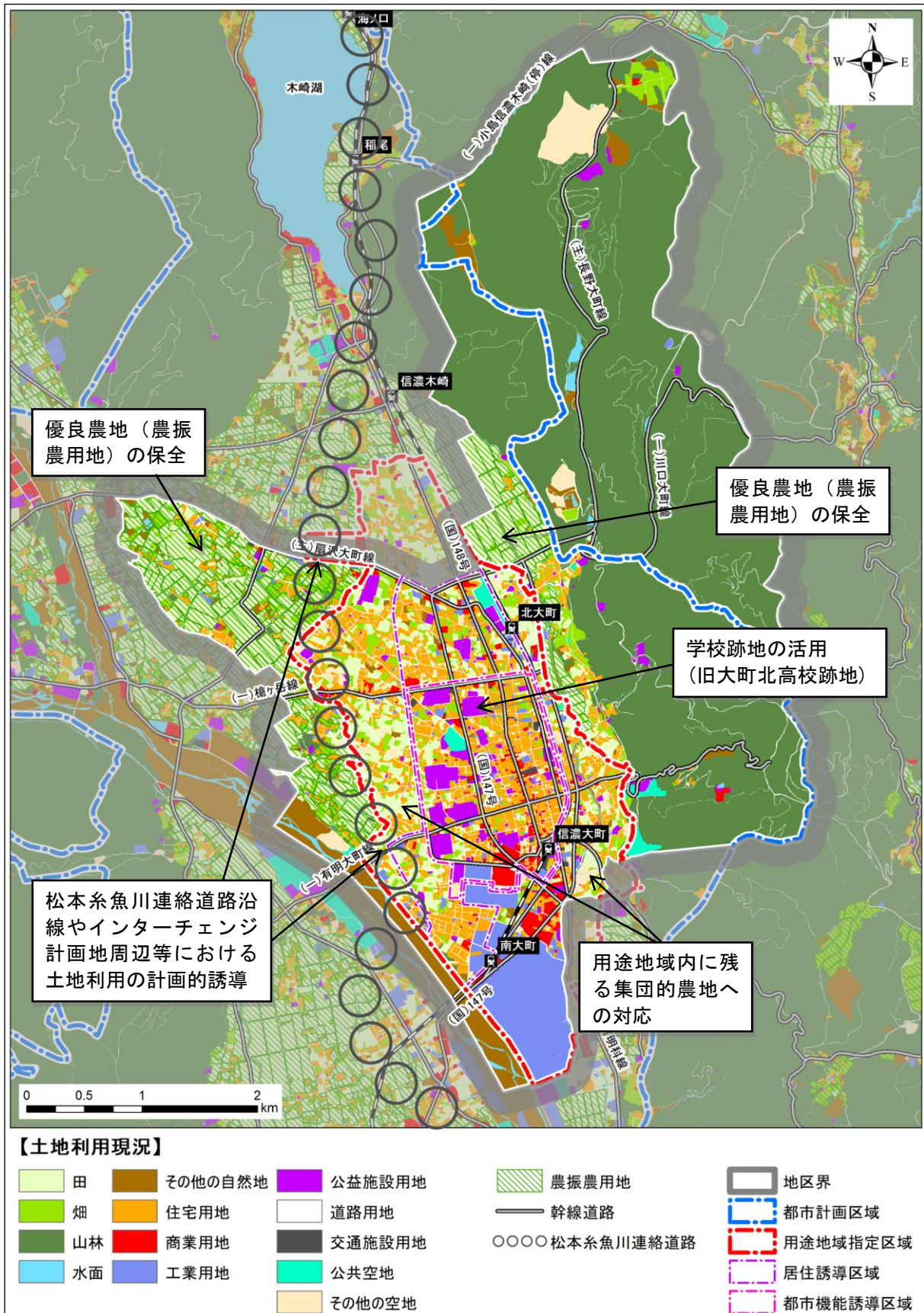


図 4-5 大町地区の土地利用現況図

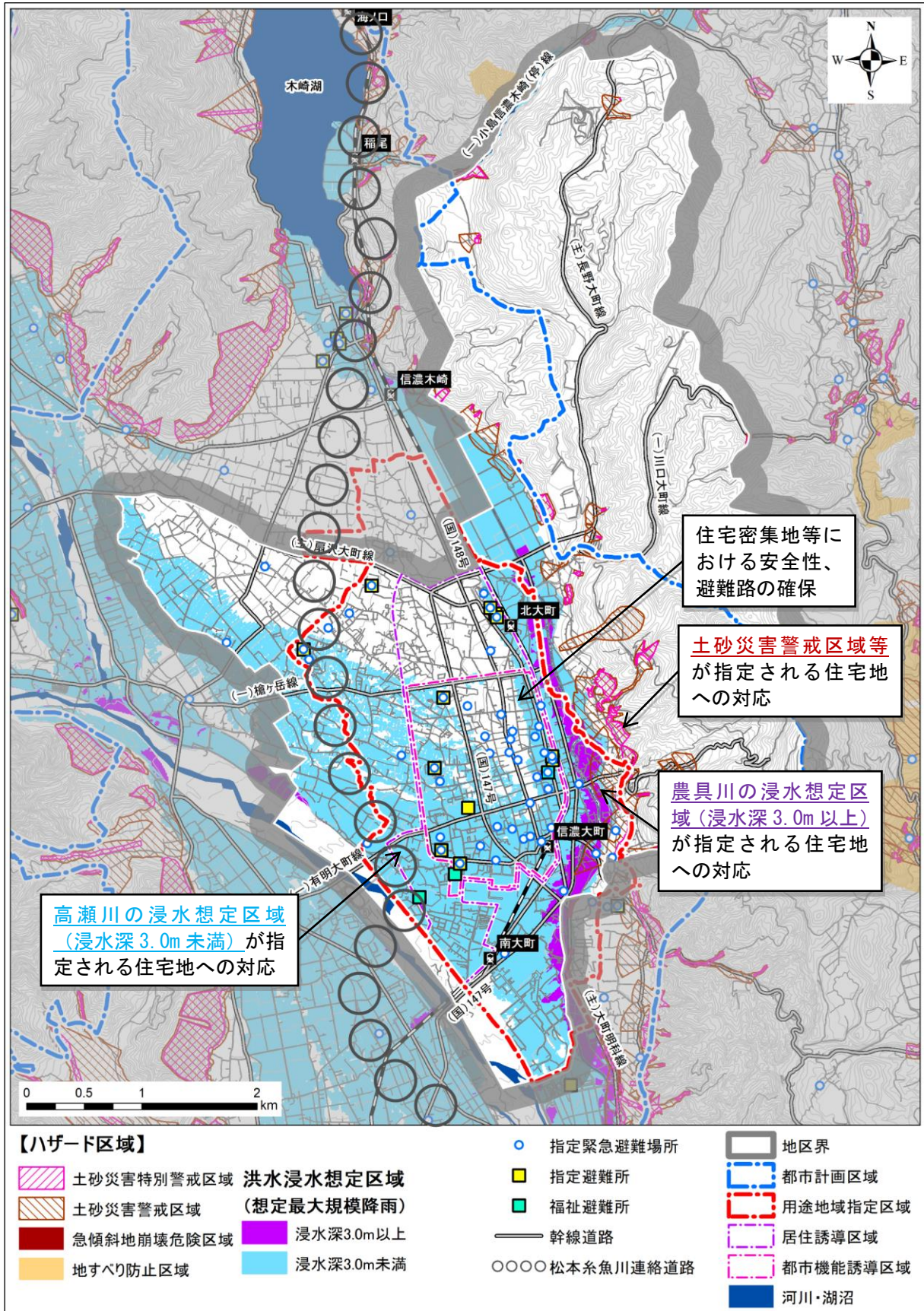


図 4-6 大町地区の災害リスク分布図

出典：【浸水想定区域】長野県「長野県が管理する河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」再編加工  
 【土砂災害警戒区域】国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）[令和4年度]」再編加工  
 【指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所】大町市「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」再編加工  
 [令和5年4月現在]

## (5) 分野別の主な特性・課題

大町地区における分野別の主な特性・課題を以下のとおり整理しました。

分野	特性・課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家、空き店舗、空地等の対策及び利活用</li> <li>・中心市街地の活性化</li> <li>・用途地域内に残る集団的農地への対応</li> <li>・松本糸魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地周辺等における土地利用の計画的誘導</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本糸魚川連絡道路及びアクセス道路の整備促進</li> <li>・公共交通サービスの更なる充実</li> <li>・安全で安心して歩ける歩道空間の確保と取組の拡充</li> </ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域が指定される住宅地等への対応</li> <li>・土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等への対応</li> <li>・住宅密集地等における安全性、避難路の確保</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園やポケットパーク等の身近な緑の確保</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかの水路等の水辺環境の整備、水質の保全</li> </ul>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市景観の確保・形成</li> <li>・塩の道の宿場町としての歴史的建造物等の保全</li> </ul>
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを支える公共下水道の適正な維持管理</li> <li>・個別処理区域における水洗化（合併浄化槽設置）の促進</li> <li>・ごみ処理広域化に対応した最終処分場の適正な維持管理</li> </ul>



農具川

## 2-2 大町地区のまちづくり構想

### (1) まちづくりの目標

大町地区の特性・課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおり定めます。

#### 大町地区のまちづくりの目標

##### 都市機能が集積したにぎわいとうるおいのあるまちづくり

- 中核的な都市機能が集積する中心市街地を「中心的拠点」として設定し、市全体の暮らしを支える拠点の維持及び機能強化を目指します。
- 本市の都市的土地利用の中心地域となる「まちゾーン」については、中心市街地の活力再生や信濃大町駅の結節機能強化、居住環境整備などを図り、魅力あるまちなか空間の形成を目指します。
- 歩いて暮らせるまちづくりを推進することにより、定住促進に努めるとともに、都市計画道路の整備などを通じて土地の立地ポテンシャルを向上させ、中心市街地への住宅立地の誘導を図ることで、人口密度の維持を目指します。
- 松本糸魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地周辺等において、周辺環境との調和に配慮した計画的な土地利用の誘導を目指します。
- まちゾーン周辺の「里ゾーン」については、農地と宅地が混在した良好な居住環境の形成と営農環境の維持を目指します。
- 里ゾーンの外側に位置する「山ゾーン」については、自然環境の保全に努めます。
- 玄関口である信濃大町駅や、中山高原などの「交流拠点」及び、拠点間の連携による交流人口の増加を目指します。



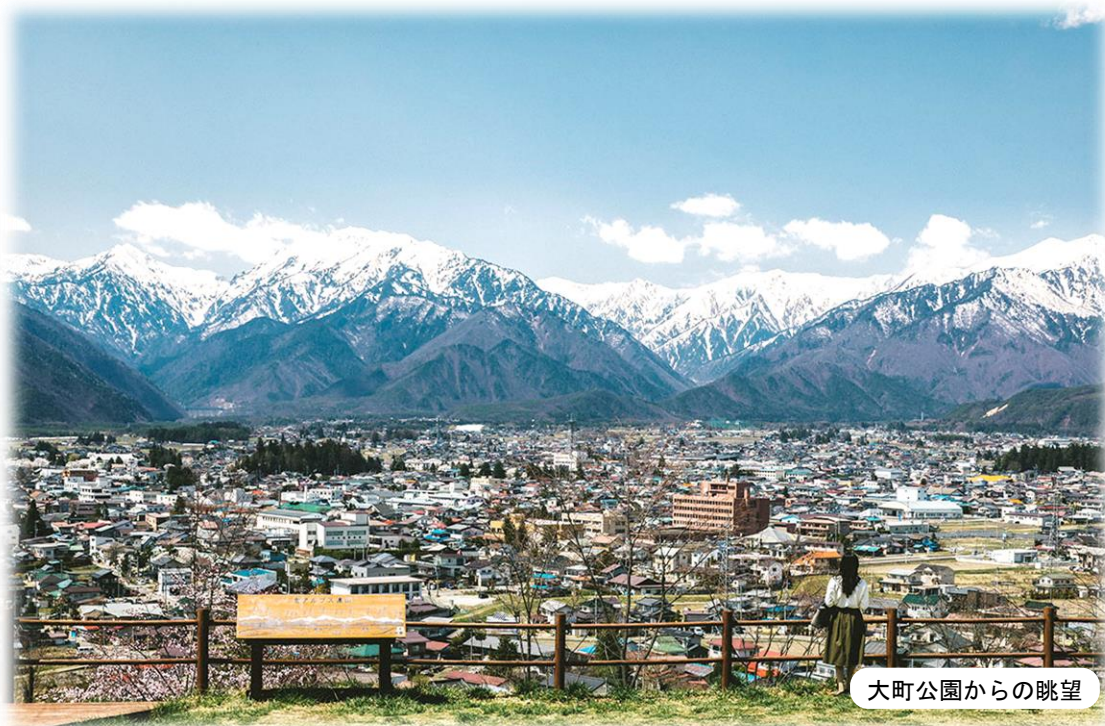
大町地区

## (2) 分野別の整備方針

分 野	分野別の整備方針
土地利用	<p><b>① 松本糸魚川連絡道路沿線等における計画的な土地利用の誘導</b>  松本糸魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地周辺等について、周辺環境との調和に配慮した規制誘導方策を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p><b>② にぎわいの再生に向けた中心市街地活性化の推進・支援</b>  まちなかの空き家・空き店舗・空地等の利活用に取り組むとともに、既存商店街等の活性化に向けた取組を支援します。  また、大町市立地適正化計画等に基づく取組を推進し、まちなかへの居住の促進を図ります。</p> <p><b>③ 用途地域等の見直しによる適正な土地利用の推進</b>  旧大町北高校跡地について、今後の活用方針を考慮しつつ、用途地域等の見直しを検討し、適正な土地利用を推進します。</p>
道路・交通	<p><b>① 松本糸魚川連絡道路とアクセス道路の整備促進</b>  地域高規格道路である松本糸魚川連絡道路について、関係機関と連携を図りながら、事業化に向けた取組を促進します。  また、松本糸魚川連絡道路のインターチェンジへのアクセス道路の計画・整備を検討し、アクセス性の向上を図ります。</p> <p><b>② 都市計画道路の計画的整備</b>  都市計画道路は、土地利用の誘導や都市の形成において重要な役割を果たすものであり、特に用途地域内では土地利用とも密接に関連し、その役割は大きいものです。このため、各路線の役割、緊急性や他事業・計画などとの関連性を踏まえつつ計画的な整備を行っていきます。</p> <p><b>③ 特色ある街路空間の創出に向けた整備の推進</b>  中心市街地のメインストリートである(都)中央通り線沿道のまちなみ整備を検討し、既存商店街の活性化や、より魅力的で大町らしい特色ある街路空間の創出を図ります。</p> <p><b>④ 安全で安心して歩ける道路空間の確保</b>  まちなかの狭幅員な生活道路の改良を推進するとともに、病院・学校・行政施設周辺などにおける「ゾーン30」の導入・拡大や「グリーンベルト」の設置など、安全で安心して歩ける道路空間の確保を図ります。また、冬期間における持続可能な除雪体制の整備を検討し、きめ細かな除排雪を図ります。</p> <p><b>⑤ 信濃大町駅を核とした公共交通の結節性強化と公共交通サービスの充実</b>  環境負荷の小さなまちづくりとともに、高齢者や来訪者等に対応したフィーダーバスシステムの充実や、パークアンドライドの促進など、信濃大町駅を核とした結節性の強化を図ります。</p>

分野	分野別の整備方針
防災・減災	<p data-bbox="375 259 1388 293"><b>① 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化</b></p> <p data-bbox="375 311 1388 439">第1次緊急輸送道路に指定される(国)147号、(国)148号、(主)長野大町線のほか、松本糸魚川連絡道路など、緊急時の輸送道路として機能する路線の整備・強化を促進します。</p> <p data-bbox="375 456 1388 539">また、これら道路沿線の建物の耐震化と、その他の幹線道路の整備、橋梁の長寿命化対策を推進します。</p> <p data-bbox="375 555 1388 589"><b>② 市街地における密集地の災害対策の推進</b></p> <p data-bbox="375 607 1388 640">市街地における建物等の密集地では、建物の耐震化や不燃化を促進します。</p> <p data-bbox="375 658 1388 786">また、災害時の延焼拡大防止や避難路の確保、建物・ブロック等の倒壊による避難路遮断の対策のほか、雪害対策も含め、空き家調査の実施・把握や生活道路の改良等を推進します。</p> <p data-bbox="375 801 1388 835"><b>③ 市街地における計画的な雨水対策</b></p> <p data-bbox="375 853 1388 887">公共下水道(雨水路)の見直し・変更により計画的な雨水対策を推進します。</p> <p data-bbox="375 902 1388 936"><b>④ 浸水想定区域が指定される住宅地等における浸水対策の推進</b></p> <p data-bbox="375 954 1388 1081">浸水想定区域が指定される住宅地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画等に基づく浸水対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p> <p data-bbox="375 1097 1388 1131"><b>⑤ 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等における土砂災害対策の推進</b></p> <p data-bbox="375 1149 1388 1276">土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画に基づく土砂災害対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p>
公園・緑地	<p data-bbox="375 1279 1388 1312"><b>① 身近な公園・緑地の整備</b></p> <p data-bbox="375 1330 1388 1413">既存の公園・緑地の改修や、空地などの有効利用も含めた整備により、機能の充実を図ります。</p> <p data-bbox="375 1429 1388 1462"><b>② 公共空間等における緑豊かなオープンスペースの創出</b></p> <p data-bbox="375 1480 1388 1563">公共施設などのオープンスペースにおいて、身近な緑の創出・保全を図るとともに、水辺環境などを加えた、うるおい空間の創出を推進します。</p>
自然環境	<p data-bbox="375 1570 1388 1603"><b>① 農具川の水辺環境の創出</b></p> <p data-bbox="375 1621 1388 1704">農具川における親しみが持てる水辺環境の創出に向けた取組の継続、支援を図ります。</p> <p data-bbox="375 1720 1388 1753"><b>② まちなかの水路等の水辺環境の整備</b></p> <p data-bbox="375 1771 1388 1805">まちなかの水路等の水辺環境の整備を推進し、水質の保全を図ります。</p>

分野	分野別の整備方針
景観形成	<p><b>① 地域固有の景観の保全</b></p> <p>大町市景観計画を策定し、魅力ある地域固有の景観形成・保全に向けた取組を推進するとともに、北アルプスの玄関口にふさわしい良好な都市景観や、東山から望む街並みを含めた北アルプスの眺望などの景観形成を推進します。</p>
処理施設	<p><b>① 公共下水道の適正な維持管理</b></p> <p>暮らしを支える公共下水道（大町処理区）について、適切な維持管理を図ります。</p> <p>また、持続可能な事業経営に向けて、大町市「水循環・資源循環のみち 2022」構想等に基づき、圏域を超えた処理区との広域化・共同化に向けた検討を推進します。</p> <p><b>② 個別処理区域における合併浄化槽の設置促進</b></p> <p>個別処理区域では、未水洗化住宅（汲み取り式）が残っていることから、合併浄化槽の設置促進に向けて、関係機関等と連携しながら啓発活動を行い、未水洗化住宅の水洗化を促進します。</p> <p><b>③ ごみ処理広域化に対応した最終処分場の適正な維持管理</b></p> <p>3市村（大町市・白馬村・小谷村）によるごみ処理広域化を推進するとともに、発生する焼却灰等を適正に処理するため、大町市グリーンパーク（最終処分場）第3期埋立地の整備を実施し、整備後の運営を北アルプス広域連合に移管する準備を進めます。</p>



大町公園からの眺望

(3) 将来構想図

将来の大町地区の骨格構造を示す「将来構想図」を以下のとおり定めます。

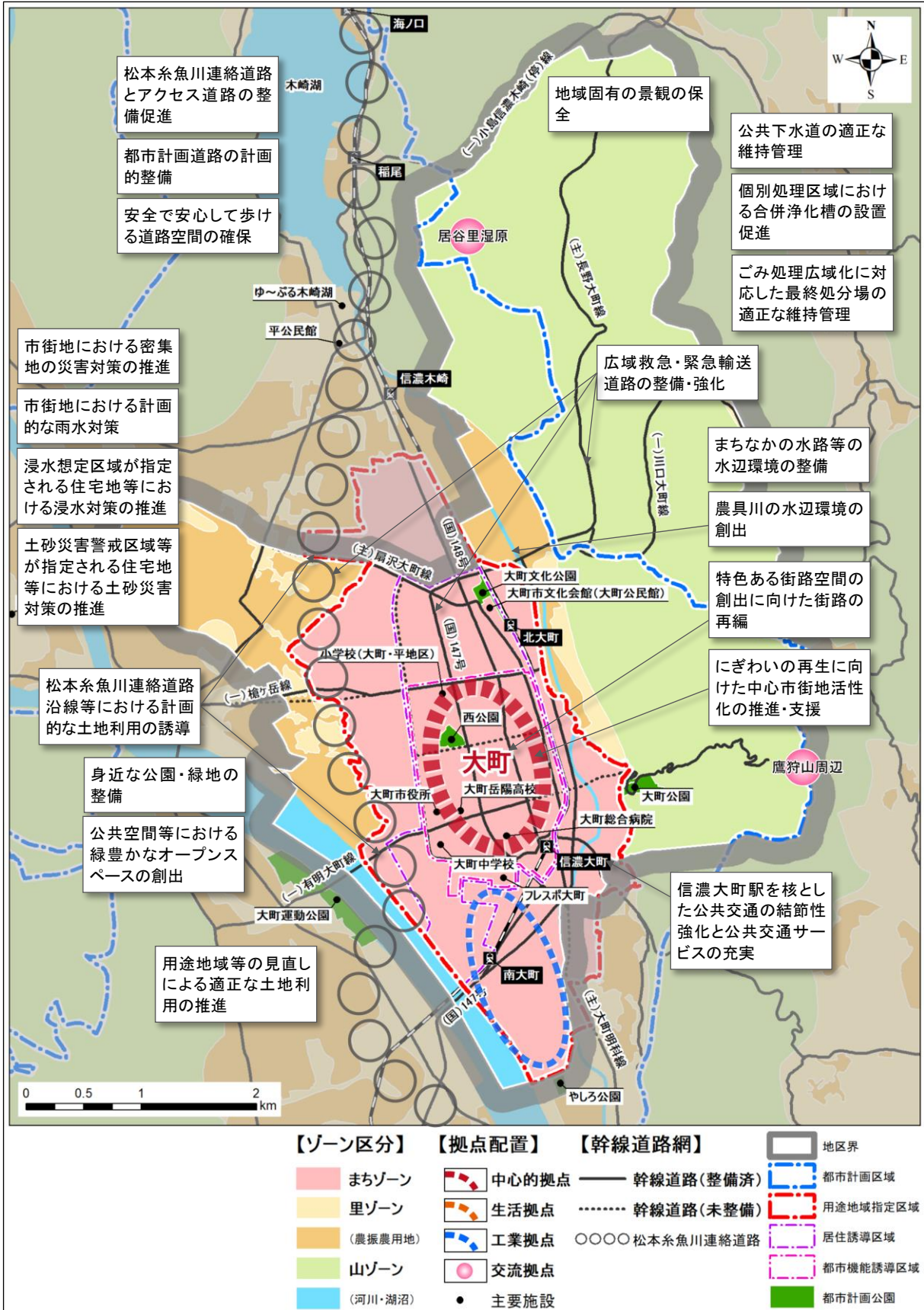


図 4-7 【大町地区】将来構想図

### 3 平地区

#### 3-1 平地区の特性・課題

##### (1) 平地区の概要

平地区は、黒部ダムの玄関口となる扇沢や、仁科三湖、大町温泉郷、スキー場など多くの観光資源に恵まれ、毎年、多くの観光客が訪れている地域です。

また、中部山岳国立公園をはじめとする森林・山岳や、高瀬川、鹿島川、箆川などの河川とともに、上白沢、矢沢水源など、豊富な自然資源を有する地域です。

しかし、鹿島川周辺の一部や木崎湖-青木

湖間が都市計画区域に指定されていないことや、迂回路の乏しい木崎湖トンネル以北の(国)148号の改良などの対応が求められています。



図 4-8 平地区の位置

##### (2) 平地区の人口見通し

令和2年国勢調査による平地区の人口 3,965 人に対して、社人研 H30 推計に準拠した将来推計人口をみると、20年後の令和22年(2040年)には人口が 2,776 人となっており、約 1,200 人減少すると予測されます。

また、高齢化率(老年人口割合)をみると、令和2年(2020年)の 43.9%に対して、令和22年(2040年)には 50.8%と、6.9ポイント増加すると予測されます。

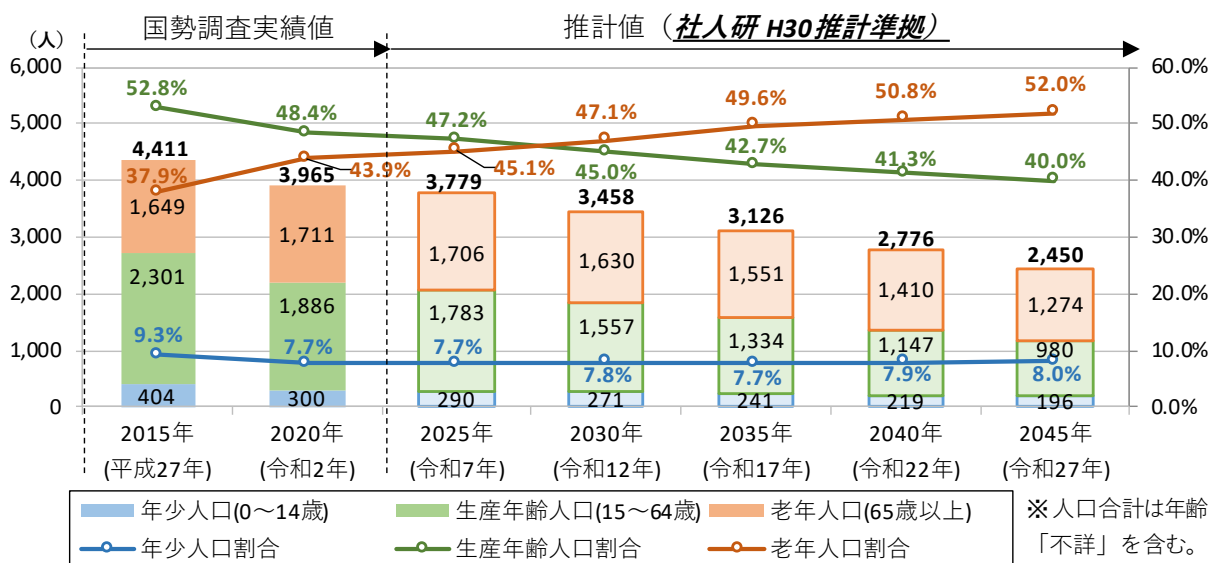


図 4-9 【平地区】年齢3区分別人口の見通し

出典：[2015~2020年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025~2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠したコーホート要因法による地区別将来人口推計結果(6地区別)

※地区別の将来推計人口は、社人研 H30 推計(H30. 3. 30 公表)に準拠したコーホート要因法による 6 地区別の推計結果であるため、社人研 R5 推計(R5. 12. 22 公表)の数値と異なる場合があります。

(3) 暮らしやすさに関する評価（アンケート調査より）

アンケート調査結果より、平地区における暮らしやすさに関する評価を以下のとおり整理しました。

区分	“そう思う”の回答割合からみた評価の傾向
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「③自然や緑が豊か」、「④日照や静かさがあり、住環境が良い」の評価が高い。</li> <li>・「①病院や公民館などの施設が近くにある」、「②普段の買い物をするお店が近くにある」の評価が低い。</li> </ul>
道路や交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や交通に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に「⑦徒歩や自転車での移動がしやすい」の評価が低い。</li> </ul>
安全や安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や安心に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に「⑧地震や豪雨災害などに対して安全」、「⑩ご近所付き合いが盛んである」の評価が低い。</li> </ul>
緑や景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑫住宅の庭の花木など、地区内に緑が多い」、「⑬川や水路など、水と触れ合える場所が近くにある」の評価が高い。</li> <li>・「⑪公園や広場などが近くにある」、「⑭沿道や街並みの景観が良いと思う場所が多くある」の評価が低い。</li> </ul>

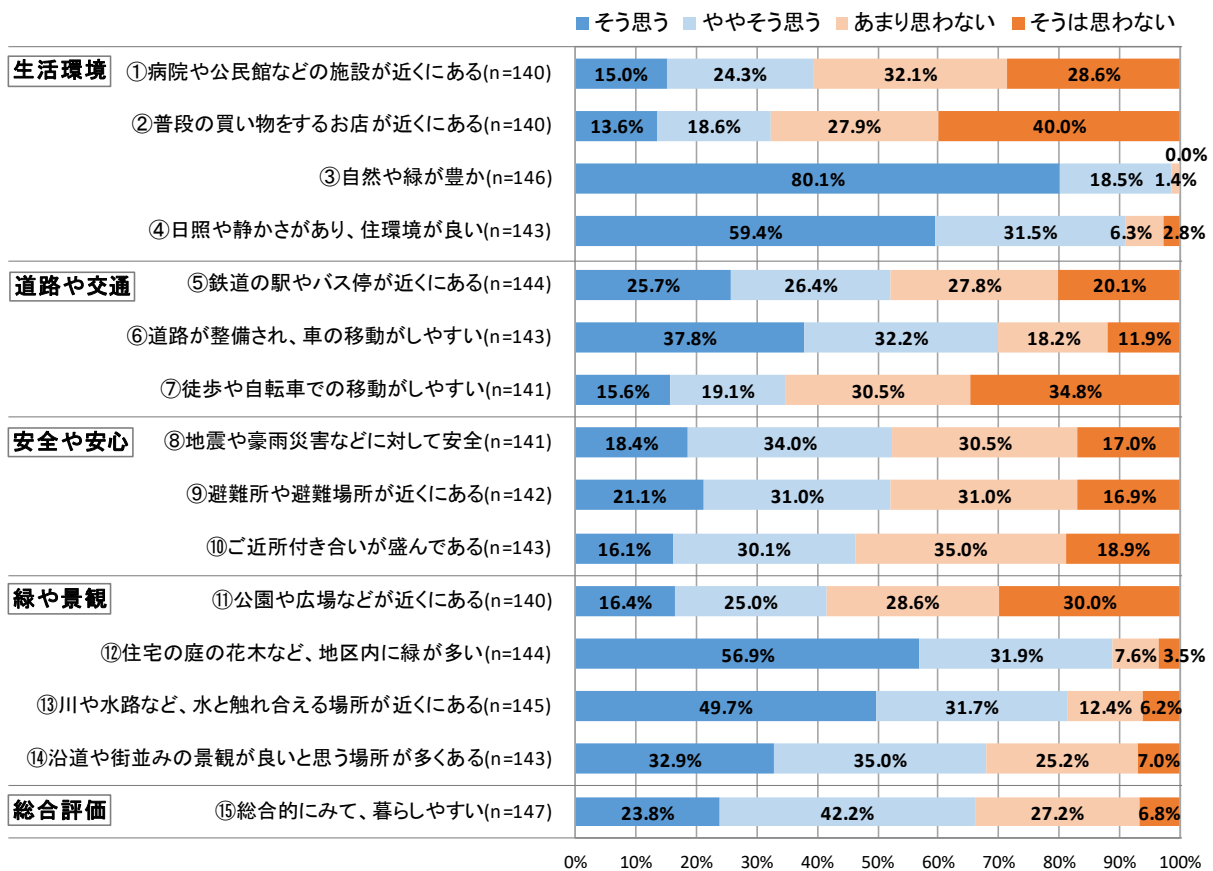


図 4-10 平地区の暮らしやすさに関する評価

出典：大町市「立地適性化計画及び緑の基本計画策定に関するアンケート調査」

#### (4) 平地区の特性・課題図

平地区の即地的な特性や課題を整理しました。

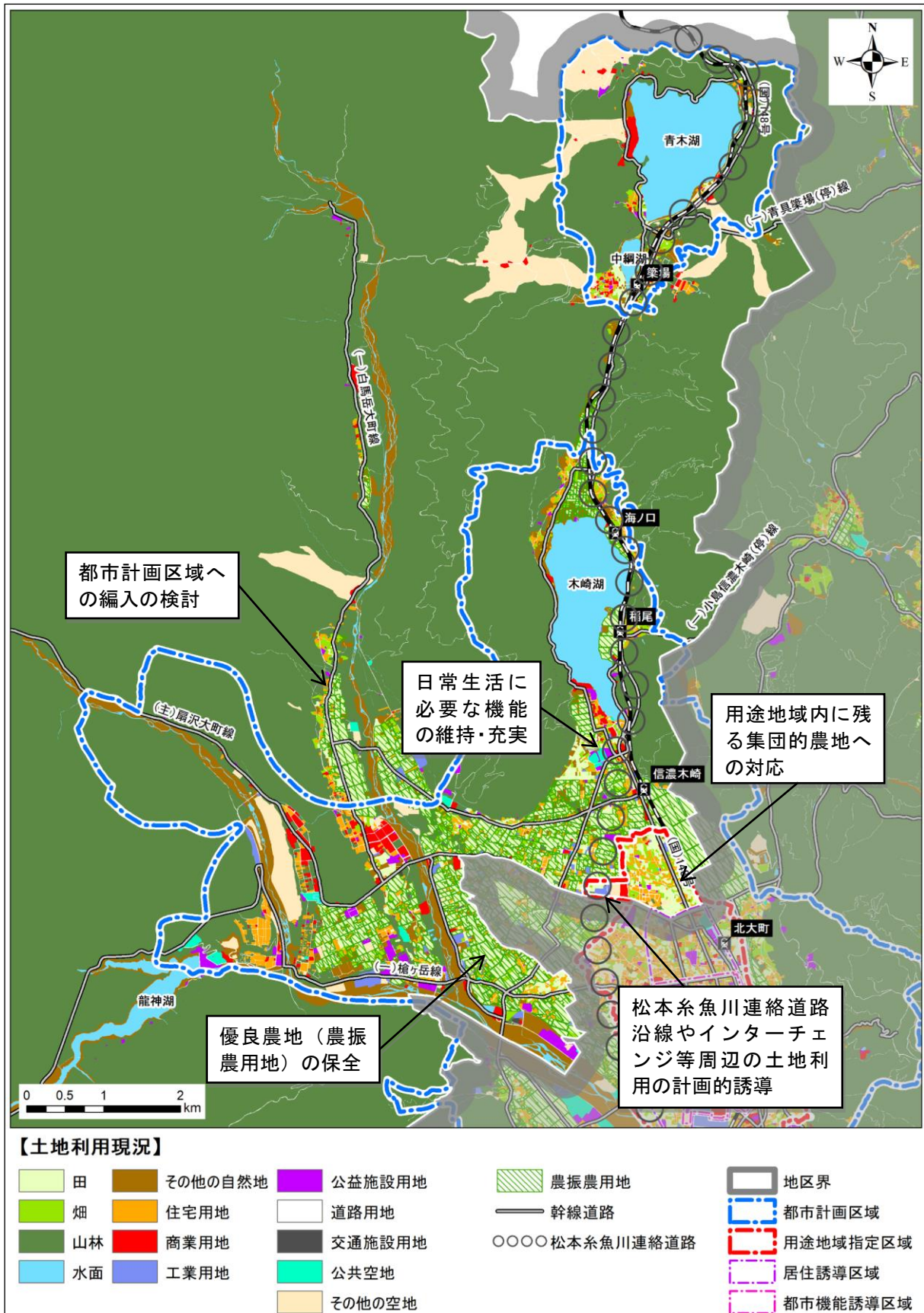


図 4-11 平地区の土地利用現況図

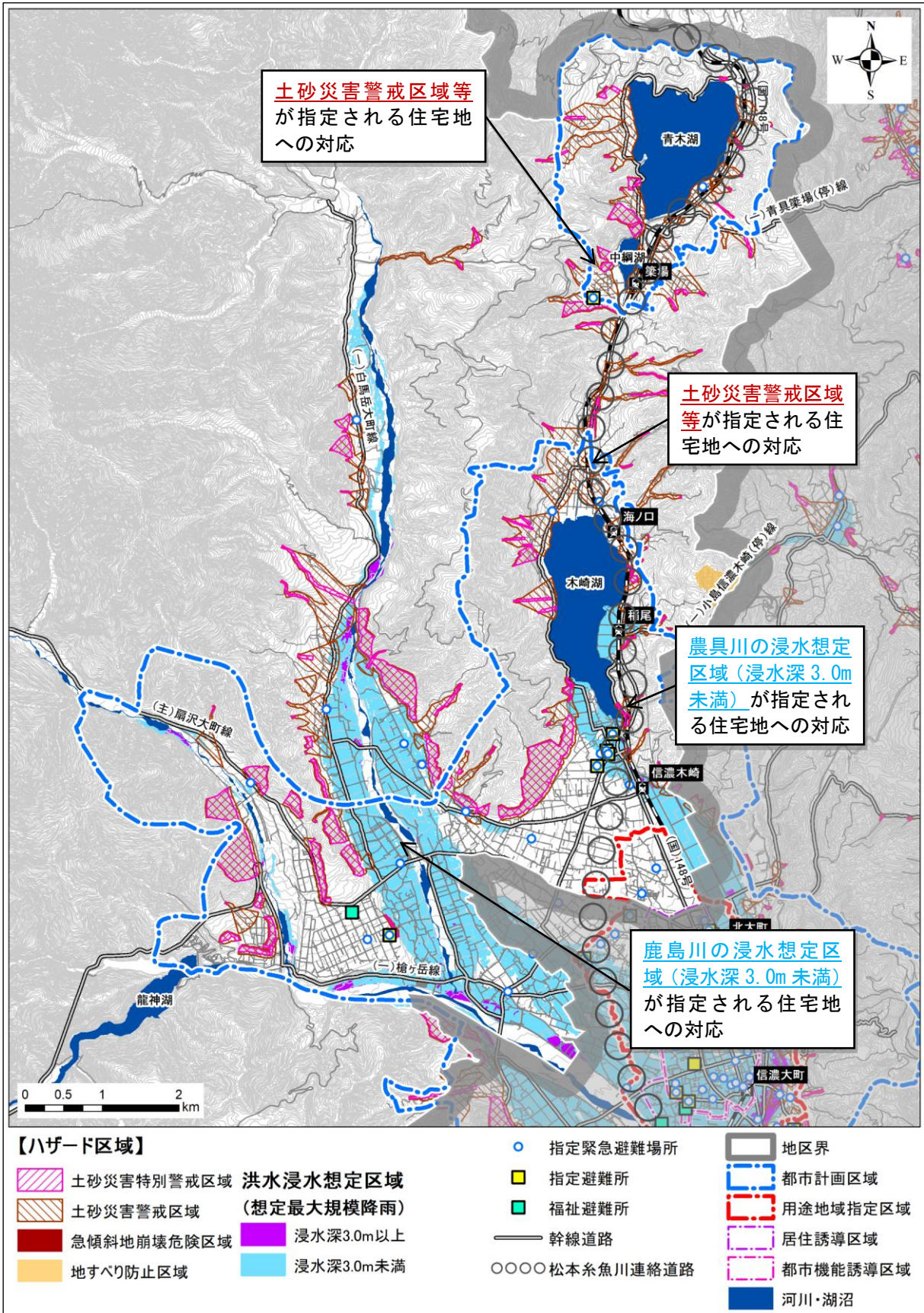


図 4-12 平地区の災害リスク分布図

出典：【浸水想定区域】長野県「長野県が管理する河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」再編加工  
 【土砂災害警戒区域】国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）[令和4年度]」再編加工  
 【指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所】大町市「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」再編加工  
 [令和5年4月現在]

## (5) 分野別の主な特性・課題

平地区における分野別の主な特性・課題を以下のとおり整理しました。

分野	特性・課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域への編入の検討</li> <li>・用途地域内に残る集团的農地への対応</li> <li>・松本系魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地周辺等における土地利用の計画的誘導</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本系魚川連絡道路及びアクセス道路の整備促進</li> <li>・公共交通サービスの更なる充実</li> <li>・安全で安心な道路空間の確保</li> </ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域が指定される住宅地等への対応</li> <li>・土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等への対応</li> <li>・緊急輸送道路、広域救急の機能を有する道路の確保</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高瀬溪谷緑地など身近な公園・緑地の維持・充実</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺環境の整備</li> </ul>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な都市景観の確保・形成</li> </ul>
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを支える公共下水道の適正な維持管理</li> <li>・個別処理区域における水洗化（合併浄化槽設置）の促進</li> </ul>



### 3-2 平地区のまちづくり構想

#### (1) まちづくりの目標

平地区の特性・課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおり定めます。

##### 平地区のまちづくりの目標

##### 水と緑の豊かなうるおいのある生活・交流のまちづくり

- 地区内において生活サービス機能が集積する平公民館周辺を「生活拠点」として設定し、暮らしを支える拠点の維持及び機能強化を目指します。
- 「里ゾーン」については、農地と宅地が混在した良好な居住環境の形成と営農環境の維持を目指します。
- 大町地区に接する「まちゾーン」については、住環境整備や農地の計画的土地利用を誘導することにより、市街地としての拠点性の強化を目指します。
- 里ゾーンの外側に位置する「山ゾーン」については、自然環境の保全に努めます。
- 大町温泉郷や仁科三湖など多くの観光客が訪れる「交流拠点」及び、拠点間の連携により交流人口の増加を目指します。



## (2) 分野別の整備方針

分野	分野別の整備方針
土地利用	<p><b>① 松本糸魚川連絡道路沿線等における計画的な土地利用の誘導</b>            松本糸魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地周辺等について、周辺環境との調和に配慮した規制誘導方策を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p><b>② 都市計画区域外の地域における計画的な土地利用の誘導</b>            まとまった居住地域がありながら、都市計画区域が指定されていない鹿島川周辺の一部、木崎湖-青木湖間については、一体的な都市圏としての整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域への編入を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p><b>③ 用途地域等の見直しによる適正な土地利用の推進</b>            用途地域内に存在する集团的農地について、住民意向を踏まえつつ、用途地域等の見直しを検討し、適正な土地利用を推進します。</p> <p><b>④ 豊かな自然環境や優良農地の保全</b>            森林・河川などの良好な自然環境や優良農地の保全を図るとともに、良好な居住環境整備による定住促進に向け、自然環境との調和や保全による秩序ある地域づくりを推進します。            また、現在、風致地区に指定されている木崎湖、青木湖、日向山地区は継続的に自然環境を保持していきます。</p>
道路・交通	<p><b>① 松本糸魚川連絡道路や幹線道路のネットワーク形成</b>            広域的な主要幹線道路である松本糸魚川連絡道路の整備促進と、ネットワークを形成する(主)扇沢大町線など幹線道路の改良を推進します。</p> <p><b>② 安全で安心な道路空間の確保</b>            生活道路の整備を進め、災害時における避難空間としても機能する安全・安心な道路空間の確保を図ります。</p> <p><b>③ 公共交通ネットワークの維持・充実</b>            信濃大町駅周辺の市街地等と結ぶ公共交通ネットワークの充実と、地域内における信濃木崎駅からのフィーダーバスシステムの充実を図ります。</p>

分野	分野別の整備方針
防災・減災	<p><b>① 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化</b> 松本糸魚川連絡道路の整備促進と、既存県道など幹線道路の整備、橋梁の長寿命化対策を推進します。</p> <p><b>② 高瀬川、鹿島川、籠川における治水対策の推進</b> 高瀬川、鹿島川、籠川の治水機能向上と、親しみが持てる水辺環境の創出を図ります。</p> <p><b>③ 浸水想定区域が指定される住宅地等における浸水対策の推進</b> 浸水想定区域が指定される住宅地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画等に基づく浸水対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p> <p><b>④ 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等における土砂災害対策の推進</b> 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画に基づく土砂災害対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p>
公園・緑地	<p><b>① 高瀬渓谷緑地など身近な公園・緑地の整備</b> 既存の公園・緑地の改修や、空地などの有効利用も含めた整備により、機能の充実を図ります。</p>
自然環境	<p><b>① うるおいのある水辺環境の創出</b> 仁科三湖におけるうるおいのある水辺環境の創出に向けた取組を継続的に推進します。</p>
景観形成	<p><b>① 地域固有の景観の保全</b> 大町市景観計画を策定し、魅力ある地域固有の景観形成・保全に向けた取組を推進するとともに、北アルプスを背景とする仁科三湖などの自然景観や、田園風景と調和した、住宅地・集落景観の形成を図ります。</p>
処理施設	<p><b>① 公共下水道の適正な維持管理</b> 暮らしを支える公共下水道（特定環境保全公共下水道 仁科三湖処理区）について、適切な維持管理を図ります。 また、持続可能な事業経営に向けて、大町市「水循環・資源循環のみち 2022」構想等に基づき、圏域を超えた処理区との広域化・共同化に向けた検討を推進します。</p> <p><b>② 個別処理区域における合併浄化槽の設置促進</b> 山間部や農村部を中心とした個別処理区域では、未水洗化住宅（汲み取り式）が残っていることから、合併浄化槽の設置促進に向けて、関係機関等と連携しながら啓発活動を行い、未水洗化住宅の水洗化を促進します。</p>

### (3) 将来構想図

将来の平地区の骨格構造を示す「将来構想図」を以下のとおり定めます。

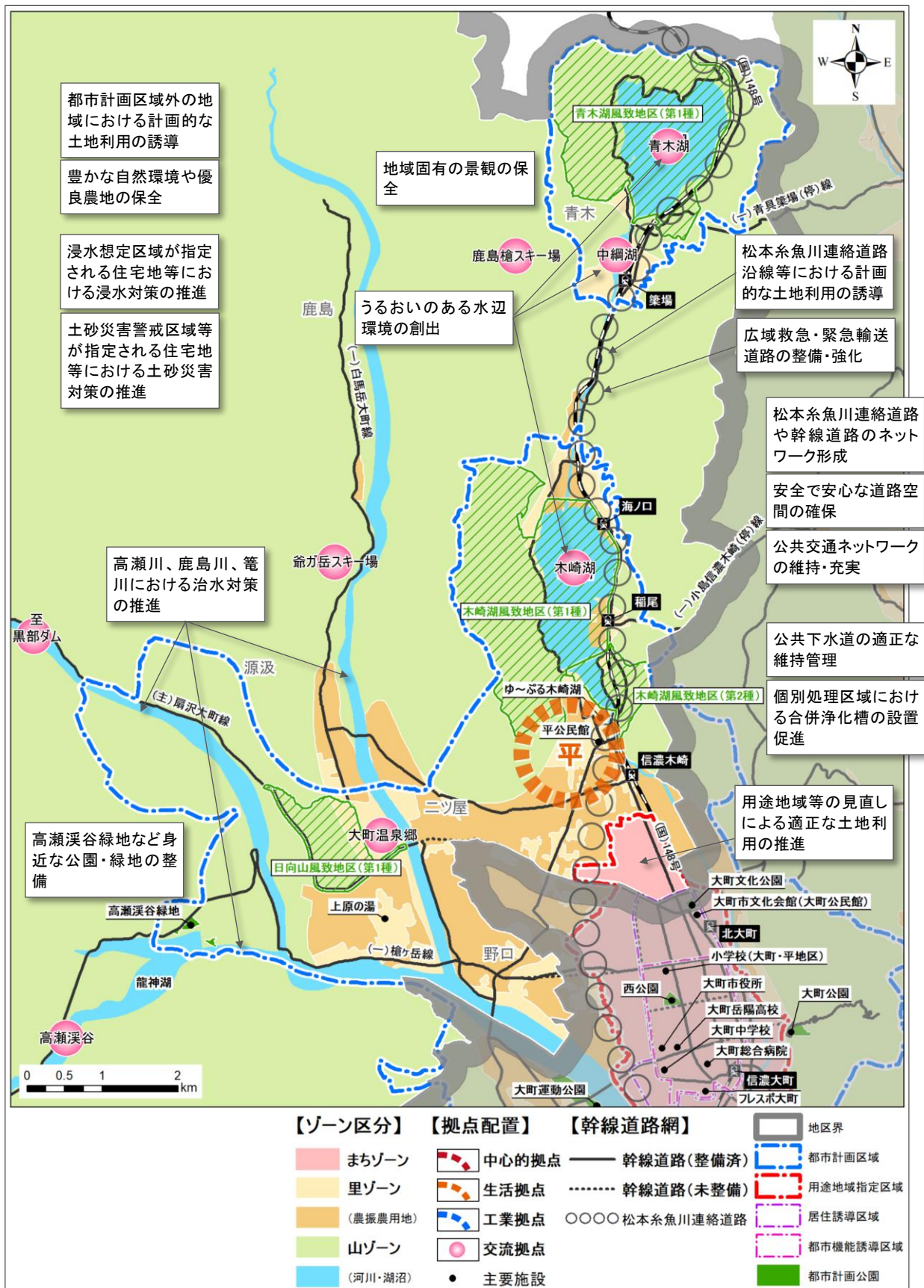


図 4-13 【平地区】将来構想図

## 4 常盤地区

### 4-1 常盤地区の特性・課題

#### (1) 常盤地区の概要

常盤地区は、地域一帯に美しい田園景観が残されており、観光交流の場となる国営アルプスあづみの公園が存在しています。

また、積雪量が少ないことや松本方面へのアクセス性、(国)147号沿道に白地地域が広がっていることなどから、人口の減少が少ない地域です。

現在も、(国)147号の沿道には一団の白地地域が残され、住宅立地の潜在的な要素はありますが、それら周辺には農振農用地に指定される優良農地があり、施設の乱立などには一定の抑制機能が働くものと考えられます。



図 4-14 常盤地区の位置

#### (2) 常盤地区の人口見通し

令和2年国勢調査による常盤地区の人口 6,392 人に対して、社人研 H30 推計に準拠した将来推計人口をみると、20年後の令和22年(2040年)には人口が 4,468 人となっており、約 1,900 人減少すると予測されます。

また、高齢化率(老年人口割合)をみると、令和2年(2020年)の 36.4%に対して、令和22年(2040年)には 47.3%と、10.9ポイント増加すると予測されます。

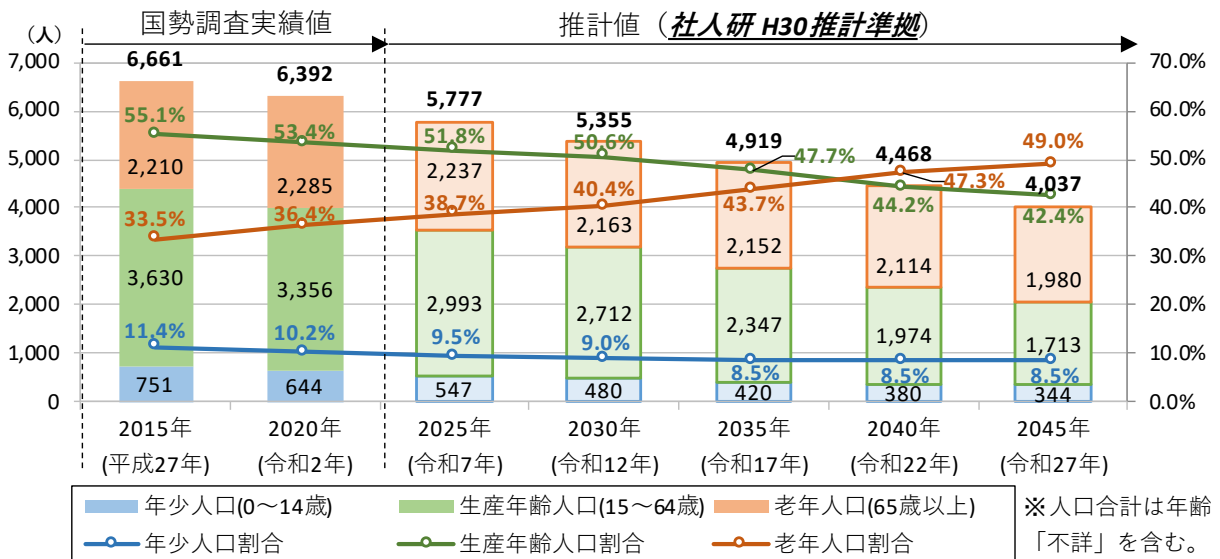


図 4-15 【常盤地区】年齢3区分別人口の見通し

出典：[2015~2020年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025~2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠したコーホート要因法による地区別将来人口推計結果(6地区別)

※地区別の将来推計人口は、社人研 H30 推計(H30. 3. 30 公表)に準拠したコーホート要因法による 6 地区別の推計結果であるため、社人研 R5 推計(R5. 12. 22 公表)の数値と異なる場合があります。

### (3) 暮らしやすさに関する評価（アンケート調査より）

アンケート調査結果より、常盤地区における暮らしやすさに関する評価を以下のとおり整理しました。

区分	“そう思う”の回答割合からみた評価の傾向
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「③自然や緑が豊か」、「④日照や静かさがあり、住環境が良い」の評価が高い。</li> <li>・「①病院や公民館などの施設が近くにある」、「②普段の買い物をするお店が近くにある」の評価が低い。</li> </ul>
道路や交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑥道路が整備され、車の移動がしやすい」の評価が高い。</li> <li>・「⑤鉄道の駅やバス停が近くにある」、「⑦徒歩や自転車での移動がしやすい」の評価が低い。</li> </ul>
安全や安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や安心に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に「⑧地震や豪雨災害などに対して安全」、「⑩ご近所付き合いが盛んである」の評価が低い。</li> </ul>
緑や景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑫住宅の庭の花木など、地区内に緑が多い」、「⑬川や水路など、水と触れ合える場所が近くにある」の評価が高い。</li> <li>・「⑪公園や広場などが近くにある」、「⑭沿道や街並みの景観が良いと思う場所が多くある」の評価が低い。</li> </ul>

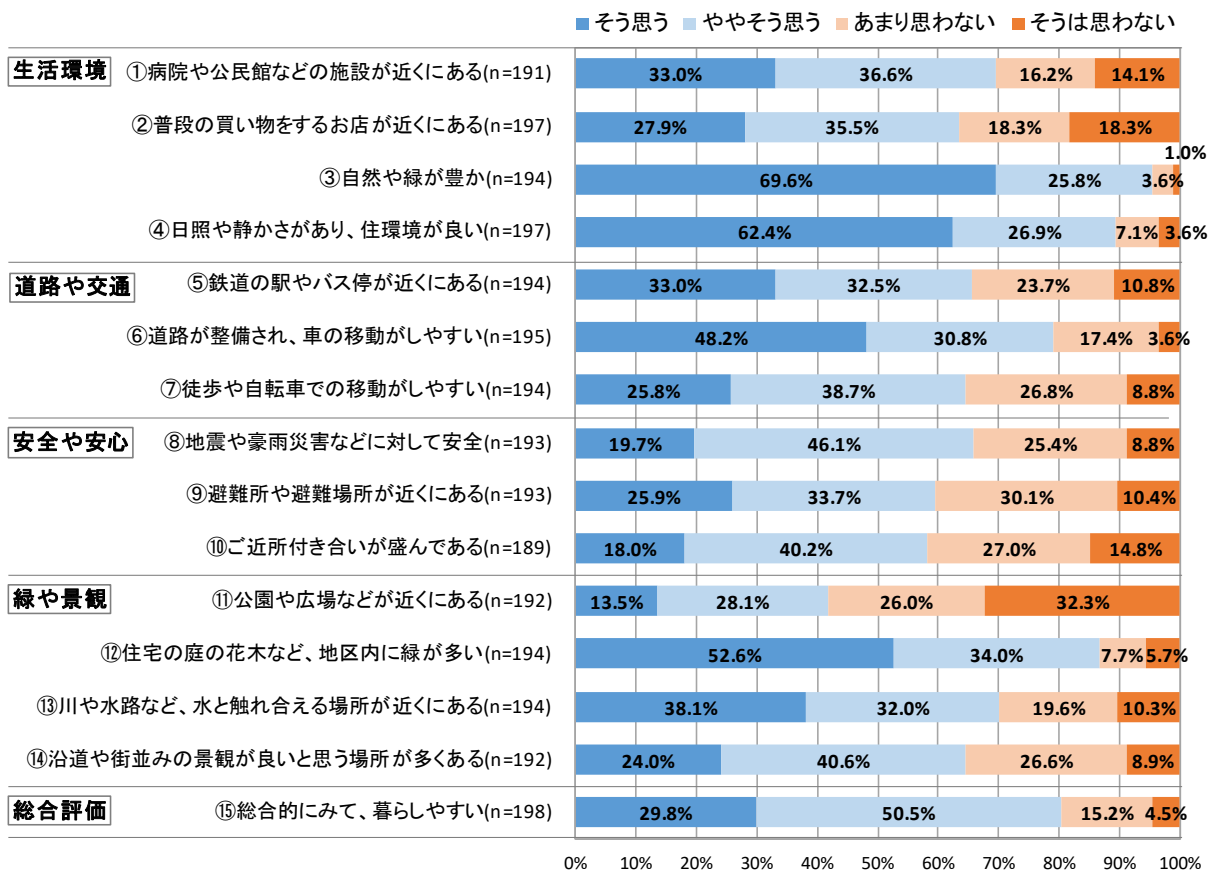


図 4-16 常盤地区の暮らしやすさに関する評価

出典：大町市「立地適性化計画及び緑の基本計画策定に関するアンケート調査」

(4) 常盤地区の特性・課題図

常盤地区の即地的な特性や課題を整理しました。

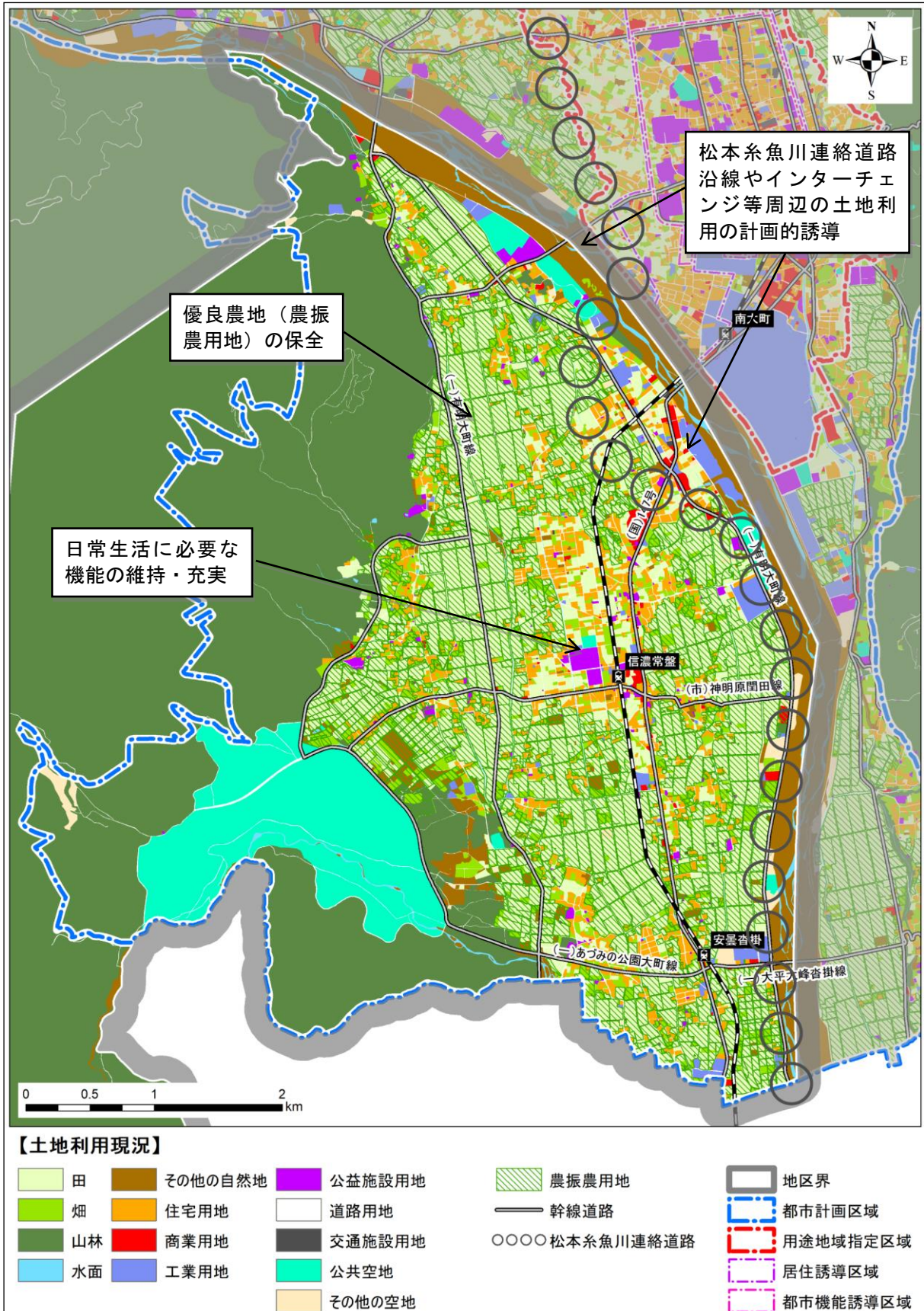


図 4-17 常盤地区の土地利用現況図

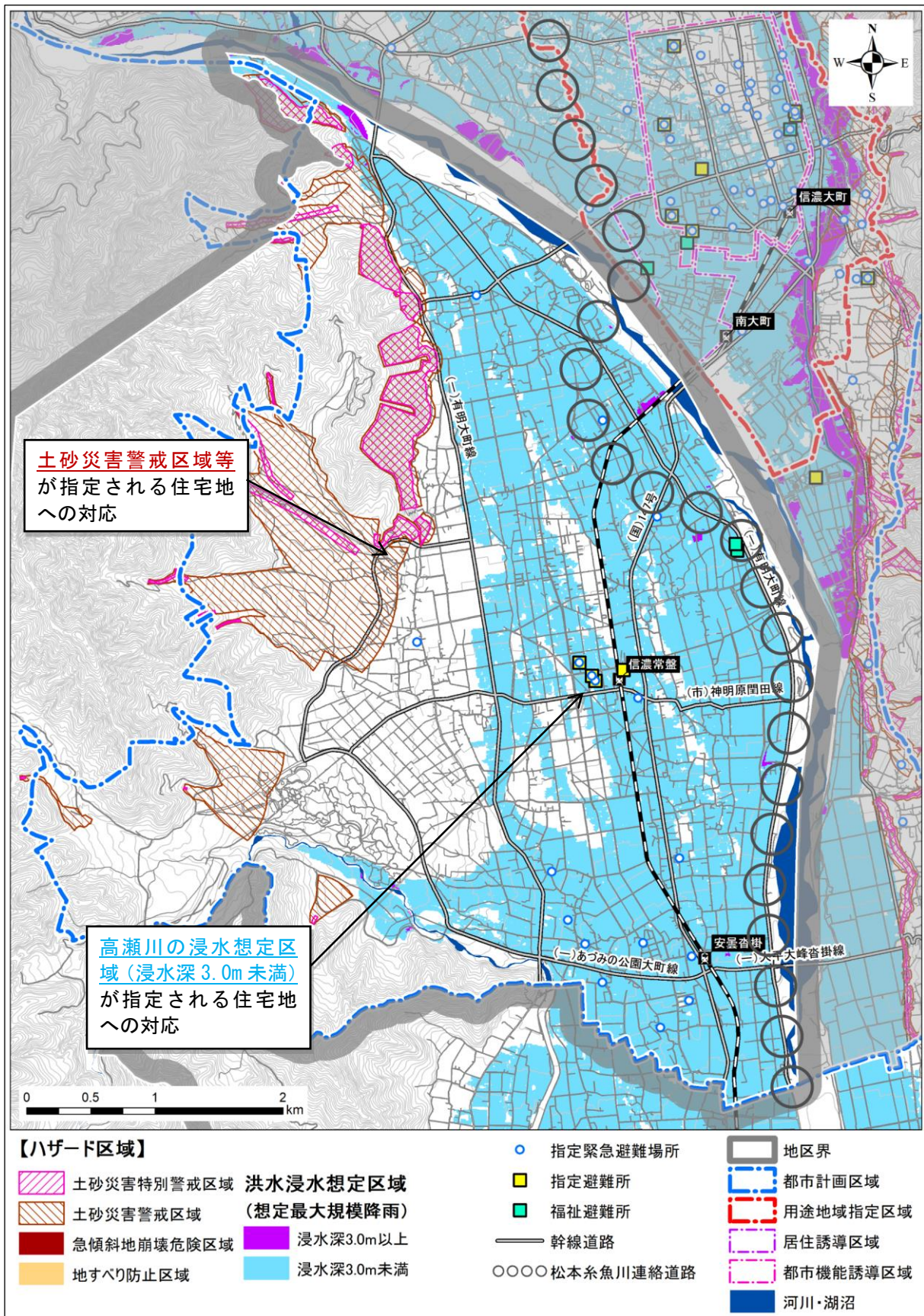


図 4-18 常盤地区の災害リスク分布図

出典：【浸水想定区域】長野県「長野県が管理する河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」再編加工  
 【土砂災害警戒区域】国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）[令和4年度]」再編加工  
 【指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所】大町市「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」再編加工  
 [令和5年4月現在]

### （5）分野別の主な特性・課題

常盤地区における分野別の主な特性・課題を以下のとおり整理しました。

分野	特性・課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集約型都市構造と定住促進の両立に向けた取組</li> <li>・ 松本系魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地周辺等における土地利用の計画的誘導</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本系魚川連絡道路及びアクセス道路の整備促進</li> <li>・ 公共交通サービスの更なる充実</li> <li>・ 安全で安心な道路空間の確保</li> </ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域が指定される住宅地等への対応</li> <li>・ 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等への対応</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国営アルプスあづみの公園や大町運動公園の機能充実</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林等の保全</li> </ul>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な都市景観の確保・形成</li> </ul>
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暮らしを支える公共下水道の適正な維持管理</li> <li>・ 個別処理区域における水洗化（合併浄化槽設置）の促進</li> </ul>



国営アルプスあづみの公園（大町・松川地区）

## 4-2 常盤地区のまちづくり構想

### (1) まちづくりの目標

常盤地区の特性・課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおり定めます。

#### 常盤地区のまちづくりの目標

##### 田園風景と調和した集落形成をめざしたまちづくり

- 地区内において生活サービス機能が集積する信濃常盤駅周辺を「生活拠点」として設定し、暮らしを支える拠点の維持及び機能強化を目指します。
- 「里ゾーン」については、農地と宅地が混在した良好な居住環境の形成と営農環境の維持を目指します。また、農振農用地として指定されている優良農地の保全に努めます。
- 里ゾーンの外側に位置する「山ゾーン」については、自然環境の保全に努めます。
- 国営アルプスあづみの公園など多くの観光客が訪れる「交流拠点」及び、拠点間の連携により交流人口の増加を目指します。



## (2) 分野別の整備方針

分野	分野別の整備方針
土地利用	<p><b>① 松本糸魚川連絡道路沿線等における計画的な土地利用の誘導</b> 松本糸魚川連絡道路沿線やインターチェンジ計画地周辺等について、周辺環境との調和に配慮した規制誘導方策を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p><b>② 豊かな自然環境や優良農地の保全</b> 森林・河川などの良好な自然環境や優良農地の保全を図るとともに、良好な居住環境整備による定住促進に向け、自然環境との調和や保全による秩序ある地域づくりを推進します。</p>
道路・交通	<p><b>① 松本糸魚川連絡道路や幹線道路のネットワーク形成</b> 広域的な主要幹線道路である松本糸魚川連絡道路の整備促進と、ネットワークを形成する(国)147号など幹線道路の改良を推進します。また、常盤地区と社地区間を結ぶ(市)神明原閘田線の整備等を検討し、地域間の移動を支える幹線道路ネットワークの形成を図ります。</p> <p><b>② 都市との交流を図るための交通機能の強化</b> 信濃大町駅周辺の市街地等と結ぶ公共交通ネットワークの充実と、地域内における信濃常盤駅からのフィーダーバスシステムの充実を図ります。</p> <p><b>③ 安全で安心な道路空間の確保</b> 生活道路の整備を進め、災害時における避難空間としても機能する安全・安心な道路空間の確保を図ります。</p>
防災・減災	<p><b>① 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化</b> 第1次緊急輸送道路に指定される(国)147号や松本糸魚川連絡道路など緊急時の輸送道路として機能する路線の整備・強化を推進します。 また、これら道路沿道の建物耐震化と、その他の幹線道路の整備、橋梁の長寿命化対策を推進します。</p> <p><b>② 高瀬川における低水護岸整備の推進</b> 高瀬川の低水護岸整備及び支障木の伐採による環境整備を継続して推進します。</p> <p><b>③ 浸水想定区域が指定される住宅地等における浸水対策の推進</b> 浸水想定区域が指定される住宅地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画等に基づく浸水対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p> <p><b>④ 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等における土砂災害対策の推進</b> 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画に基づく土砂災害対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p>

分野	分野別の整備方針
公園・緑地	<p><b>① 国営アルプスあづみの公園や大町運動公園の機能充実と身近な公園・緑地の整備</b>  国営アルプスあづみの公園や大町運動公園の機能充実を図るとともに、既存の公園・緑地の改修を推進します。</p> <p><b>② 公共空間等における緑豊かなオープンスペースの創出</b>  公共施設などのオープンスペースにおいて、身近な緑の創出・保全を図ります。</p>
自然環境	<p><b>① 保安林の維持</b>  保安林について、水源涵養や土砂崩壊の抑制等の公益的な機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら保安林改良事業を推進します。  また、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源の監視に努めます。</p>
景観形成	<p><b>① 地域固有の景観の保全</b>  大町市景観計画を策定し、魅力ある地域固有の景観形成・保全に向けた取組を推進するとともに、北アルプスなどの自然景観や田園風景と調和した、住宅地・集落景観の形成を図ります。</p>
処理施設	<p><b>① 公共下水道の適正な維持管理</b>  暮らしを支える公共下水道（特定環境保全公共下水道 常盤処理区）について、適切な維持管理を図ります。  また、持続可能な事業経営に向けて、大町市「水循環・資源循環のみち 2022」構想等に基づき、圏域を超えた処理区との広域化・共同化に向けた検討を推進します。</p> <p><b>② 個別処理区域における合併浄化槽の設置促進</b>  山間部や農村部を中心とした個別処理区域では、未水洗化住宅（汲み取り式）が残っていることから、合併浄化槽の設置促進に向けて、関係機関等と連携しながら啓発活動を行い、未水洗化住宅の水洗化を促進します。</p>

(3) 将来構想図

将来の常盤地区の骨格構造を示す「将来構想図」を以下のとおり定めます。



図 4-19 【常盤地区】将来構想図

## 5 社地区

### 5-1 社地区の特性・課題

#### (1) 社地区の概要

社地区は、西側に高瀬川が流れ、東側は丘陵の森林となっていることから、地形的制約が大きい地域であるといえます。しかし、地区内を南北に走る(主)大町明科線の西側には優良農地が広がり、東側には古くからの農村風景と、隣接する丘陵には国宝仁科神明宮が存在し、先人たちが創り上げた古き良き原風景が残された地域です。

また、積雪量が少ないことや松本方面へのアクセス性、北アルプスの美しい眺望景観を有することなどから、人口の減少が少ない地域です。



図 4-20 社地区の位置

#### (2) 社地区の人口見通し

令和2年国勢調査による社地区の人口 2,214 人に対して、社人研 H30 推計に準拠した将来推計人口をみると、20 年後の令和 22 年(2040 年)には人口が 1,589 人となっており、約 600 人減少すると予測されます。

また、高齢化率(老年人口割合)をみると、令和2年(2020年)の 38.9%に対して、令和22年(2040年)には 47.2%と、8.3 ポイント増加すると予測されます。

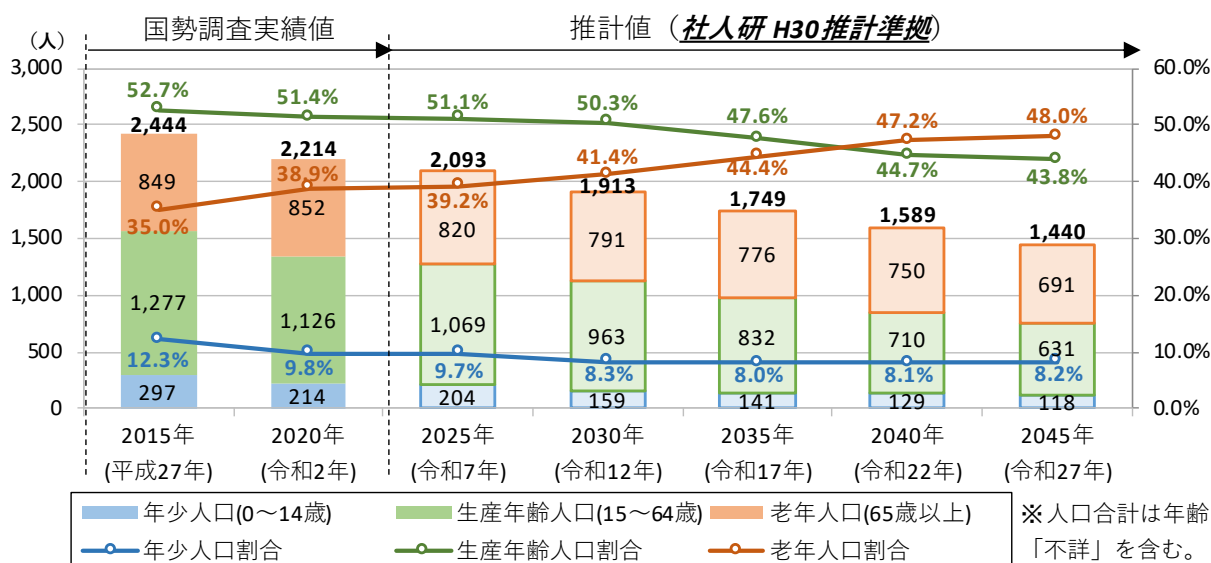


図 4-21 【社地区】年齢3区分別人口の見通し

出典：[2015~2020年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025~2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠したコーホート要因法による地区別将来人口推計結果(6地区別)

※地区別の将来推計人口は、社人研 H30 推計(H30. 3. 30 公表)に準拠したコーホート要因法による 6 地区別の推計結果であるため、社人研 R5 推計(R5. 12. 22 公表)の数値と異なる場合があります。

### (3) 暮らしやすさに関する評価（アンケート調査より）

アンケート調査結果より、社地区における暮らしやすさに関する評価を以下のとおり整理しました。

区分	“そう思う”の回答割合からみた評価の傾向
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「③自然や緑が豊か」、「④日照や静かさがあり、住環境が良い」の評価が高い。</li> <li>・「①病院や公民館などの施設が近くにある」、「②普段の買い物をするお店が近くにある」の評価が低い。</li> </ul>
道路や交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や交通に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に、「⑦徒歩や自転車での移動がしやすい」の評価が低い。</li> </ul>
安全や安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や安心に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に「⑧地震や豪雨災害などに対して安全」、「⑩ご近所付き合いが盛んである」の評価が低い。</li> </ul>
緑や景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑫住宅の庭の花木など、地区内に緑が多い」の評価が高い。</li> <li>・「⑪公園や広場などが近くにある」、「⑬川や水路など、水と触れ合える場所が近くにある」、「⑭沿道や街並みの景観が良いと思う場所が多くある」の評価が低い。</li> </ul>

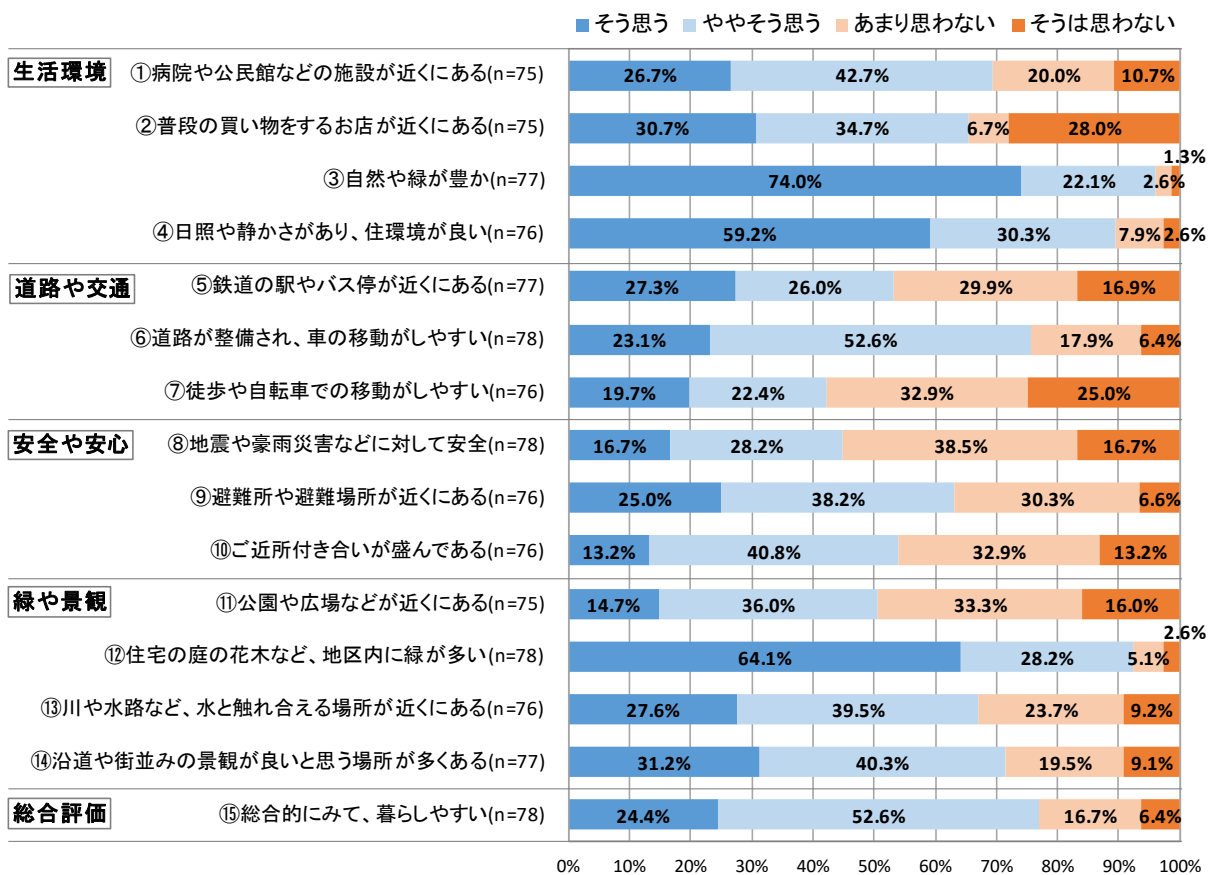


図 4-22 社地区の暮らしやすさに関する評価

出典：大町市「立地適性化計画及び緑の基本計画策定に関するアンケート調査」

#### (4) 社地区の特性・課題図

社地区の即地的な特性や課題を整理しました。

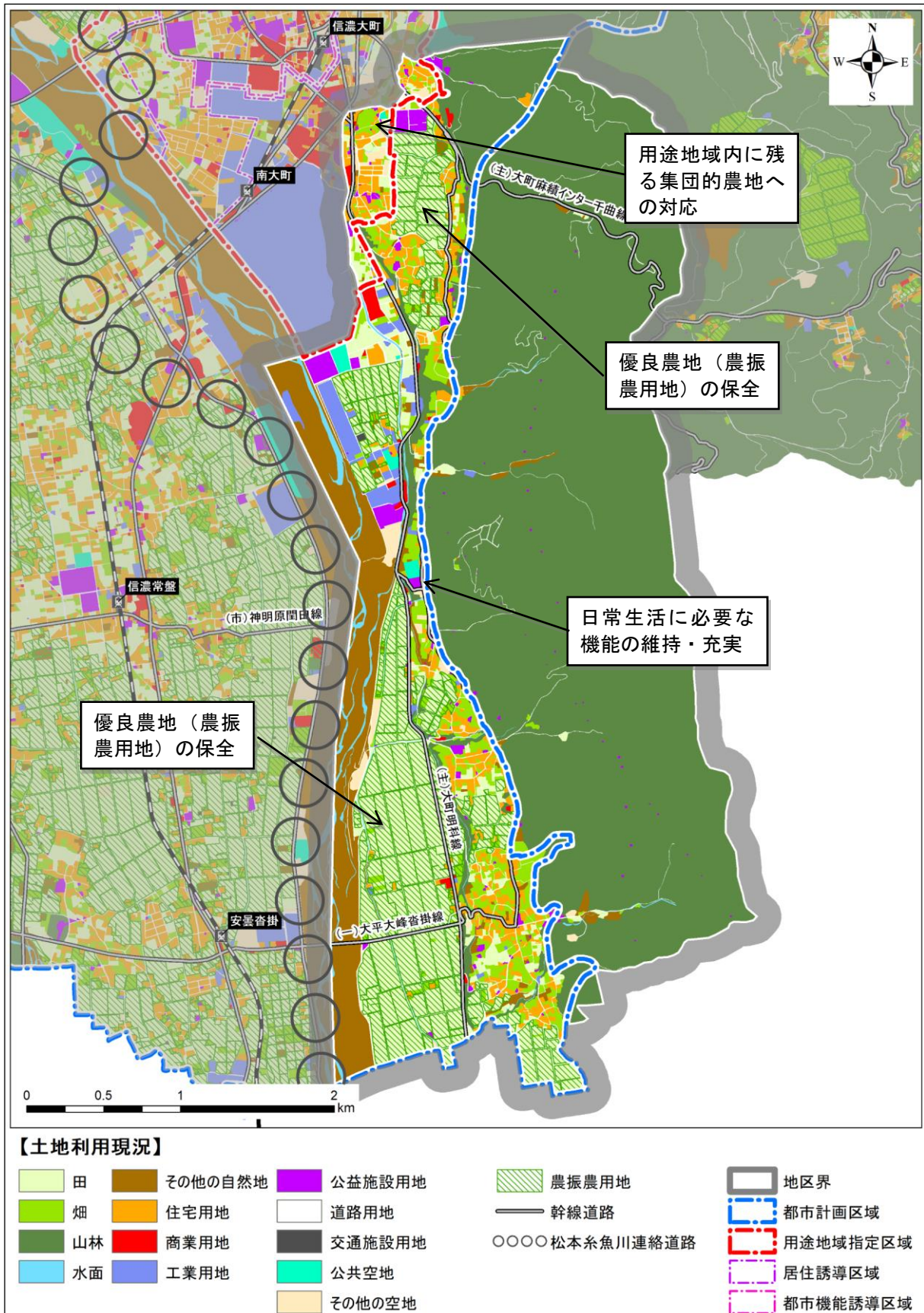


図 4-23 社地区の土地利用現況図

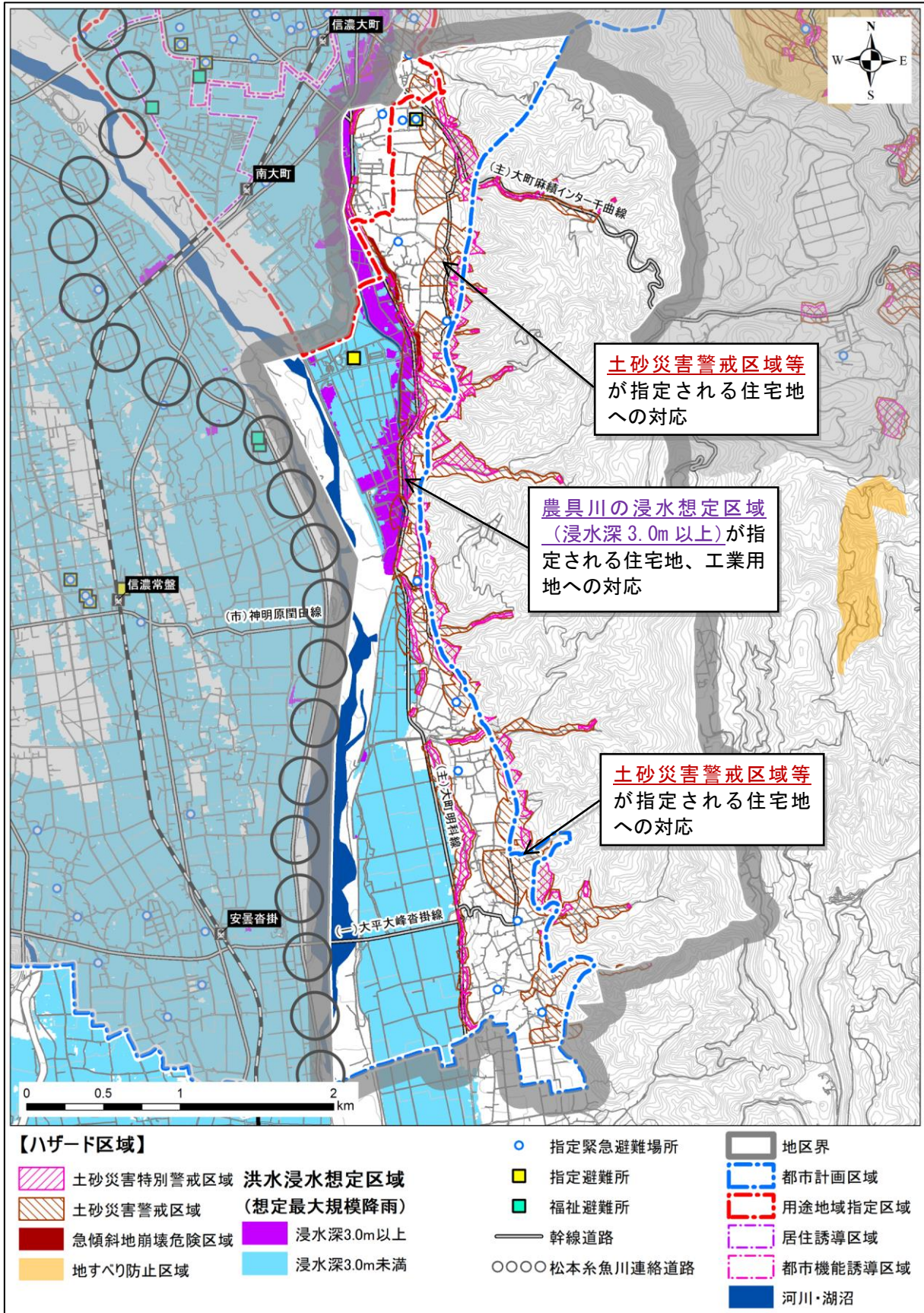


図 4-24 社地区の災害リスク分布図

出典：【浸水想定区域】長野県「長野県が管理する河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」再編加工  
 【土砂災害警戒区域】国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）[令和4年度]」再編加工  
 【指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所】大町市「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」再編加工  
 [令和5年4月現在]

## (5) 分野別の主な特性・課題

社地区における分野別の主な特性・課題を以下のとおり整理しました。

分野	特性・課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 集約型都市構造と定住促進の両立に向けた取組</li><li>・ 土地利用の動向を踏まえた用途地域の見直し</li></ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 松本糸魚川連絡道路及びアクセス道路の整備促進</li><li>・ 公共交通サービスの更なる充実</li><li>・ 安全で安心な道路空間の確保</li></ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 浸水想定区域が指定される住宅地・工業用地等への対応</li><li>・ 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等への対応</li></ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身近な公園・緑地の整備</li></ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保安林等の保全</li></ul>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 良好な都市景観の確保・形成</li></ul>
処理施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暮らしを支える集落排水施設の適正な維持管理</li><li>・ 個別処理区域における水洗化（合併浄化槽設置）の促進</li><li>・ し尿処理施設の適正な維持管理</li></ul>



## 5-2 社地区のまちづくり構想

### (1) まちづくりの目標

社地区の特性・課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおり定めます。

#### 社地区のまちづくりの目標

#### 古き良き原風景を後世に継承する、自然環境と既存集落の調和したまちづくり

- 地区内において生活サービス機能が集積する社公民館周辺を「生活拠点」として設定し、暮らしを支える拠点の維持及び機能強化を目指します。
- 「里ゾーン」については、農地と宅地が混在した良好な居住環境の形成と営農環境の維持を目指します。また、農振農用地として指定されている優良農地の保全に努めます。
- 大町地区に接する「まちゾーン」については、住環境整備や農地の計画的土地利用を誘導することにより、市街地としての拠点性の強化を目指します。
- 里ゾーンの外側に位置する「山ゾーン」については、自然環境の保全に努めます。
- 国宝仁科神明宮など多くの観光客が訪れる「交流拠点」及び、拠点間の連携により交流人口の増加を目指します。



## (2) 分野別の整備方針

分野	分野別の整備方針
土地利用	<p><b>① 用途地域等の見直しによる適正な土地利用の推進</b> 用途地域内に存在する集团的農地について、住民意向を踏まえつつ、用途地域等の見直しを検討し、適正な土地利用を推進します。</p> <p><b>② 豊かな自然環境や優良農地の保全</b> 森林・河川などの良好な自然環境や優良農地の保全を図るとともに、良好な居住環境整備による定住促進に向け、自然環境との調和や保全による秩序ある地域づくりを推進します。</p>
道路・交通	<p><b>① 松本系魚川連絡道路や幹線道路のネットワーク形成</b> 広域的な主要幹線道路である松本系魚川連絡道路の整備促進と、ネットワークを形成する幹線道路の改良を推進します。また、社地区と常盤地区間を結ぶ(市)神明原閨田線の整備等を検討し、地域間の移動を支える幹線道路ネットワークの形成を図ります。</p> <p><b>② 都市との交流を図るための交通機能の強化</b> 地域内及び信濃大町駅周辺の市街地等と結ぶ公共交通ネットワークの充実を図ります。</p> <p><b>③ 安全で安心な道路空間の確保</b> 生活道路の整備を進め、災害時における避難空間としても機能する安全・安心な道路空間の確保を図ります。</p>
防災・減災	<p><b>① 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化</b> 緊急時の輸送道路として機能する松本系魚川連絡道路の整備を推進します。また、その他の幹線道路の整備、橋梁の長寿命化対策を推進します。</p> <p><b>② 高瀬川における低水護岸整備の推進</b> 高瀬川の低水護岸整備及び支障木の伐採による環境整備を継続して推進します。</p> <p><b>③ 浸水想定区域が指定される住宅地等における浸水対策の推進</b> 浸水想定区域が指定される住宅地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画等に基づく浸水対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p> <p><b>④ 土砂災害警戒区域等が指定される住宅地等における土砂災害対策の推進</b> 土砂災害警戒区域等が指定される集落地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画に基づく土砂災害対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p>
公園・緑地	<p><b>① やしろ公園など身近な公園・緑地の整備</b> やしろ公園など既存の公園・緑地の改修や、空地などの有効利用も含めた新規整備により、機能の充実を図ります。</p> <p><b>② 公共空間等における緑豊かなオープンスペースの創出</b> 公共施設などのオープンスペースにおいて、身近な緑の創出・保全を図ります。</p>

分野	分野別の整備方針
自然環境	<p><b>① 仁科神明宮を中心とした森林空間の保全</b></p> <p>交流拠点である仁科神明宮とその周辺の森林を森林空間として一体的に捉え、保全を図ります。</p> <p>保安林について、水源涵養や土砂崩壊の抑制等の公益的な機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら保安林改良事業を推進します。</p> <p>また、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源の監視に努めます。</p>
景観形成	<p><b>① 地域固有の景観の保全</b></p> <p>大町市景観計画を策定し、魅力ある地域固有の景観形成・保全に向けた取組を推進するとともに、北アルプスなどの自然景観や田園風景と調和した、住宅地・集落景観の形成を図ります。</p>
処理施設	<p><b>① 集落排水施設の適正な維持管理</b></p> <p>暮らしを支える集落排水施設（農業集落排水施設 社南部処理区）について、適切な維持管理を図ります。</p> <p>また、持続可能な事業経営に向けて、大町市「水循環・資源循環のみち 2022」構想等に基づき、圏域を超えた処理区との広域化・共同化に向けた検討を推進します。</p> <p><b>② 個別処理区域における合併浄化槽の設置促進</b></p> <p>山間部や農村部を中心とした個別処理区域では、未水洗化住宅（汲み取り式）が残っていることから、合併浄化槽の設置促進に向けて、関係機関等と連携しながら啓発活動を行い、未水洗化住宅の水洗化を促進します。</p> <p><b>③ し尿処理施設の適正な維持管理</b></p> <p>生活の基盤となるし尿処理施設（大町市クリーンプラント）について、適切な維持管理を継続するとともに、下水道処理施設との早期統合に向けて検討を進めます。</p>



仁科神明宮

### (3) 将来構想図

将来の社地区の骨格構造を示す「将来構想図」を以下のとおり定めます。

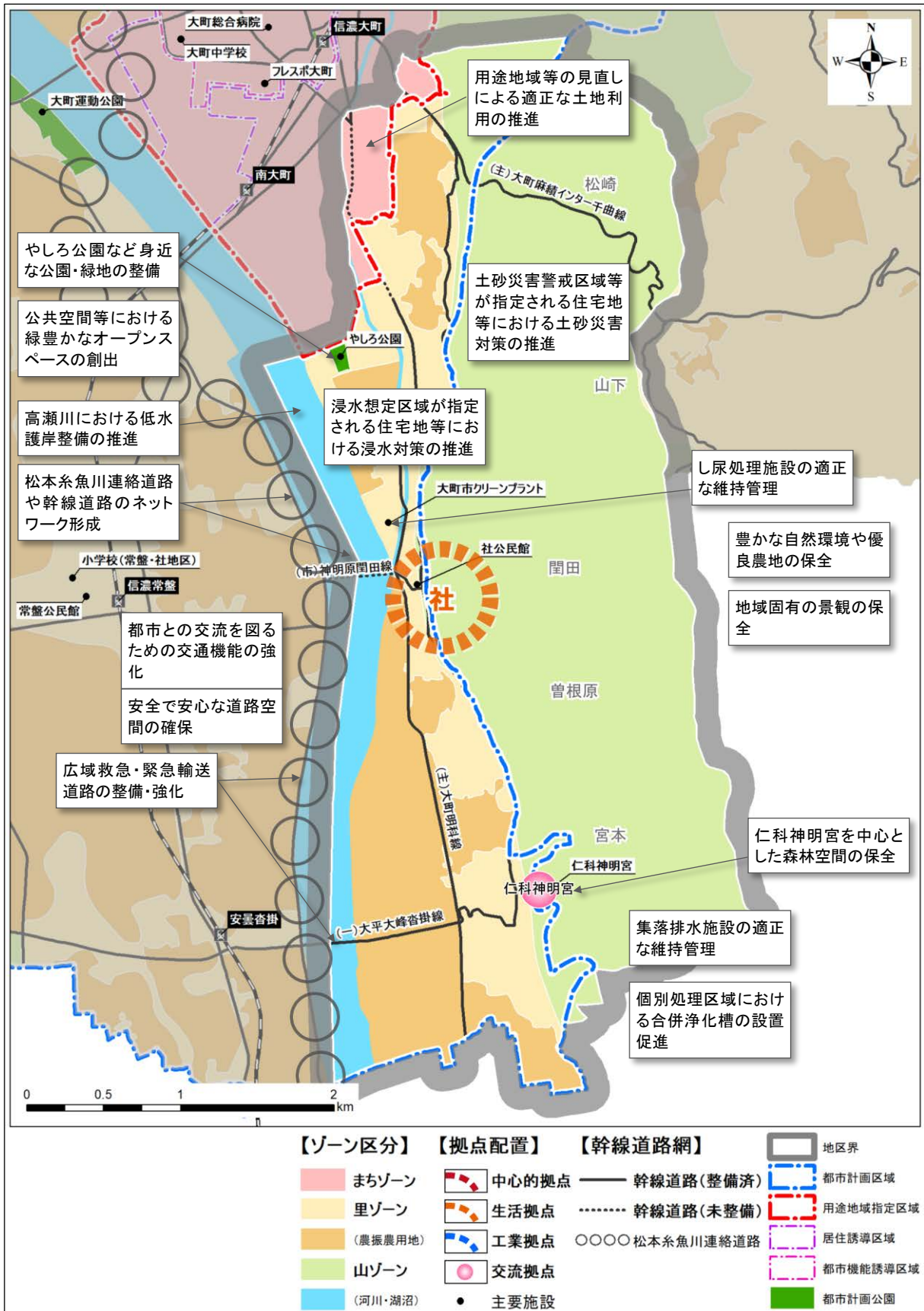


図 4-25 【社地区】将来構想図

## 6 八坂地区

### 6-1 八坂地区の特性・課題

#### (1) 八坂地区の概要

八坂地区は、大町市街地から犀川までの起伏に富む地形の中、支所周辺や犀川沿いに集落が点在しつつ、それぞれにまとまりを持った集落が形成された、豊かな自然と農山村風景が広がる地域であり、山村留学発祥の地でもあります。

北アルプスの雄大な山々が一望できる鷹狩山や唐花見湿原、国の重要文化財に指定されている千手観音像がある藤尾覚音寺など観光資源に恵まれており、近年では、犀川での修学旅行生を中心としたラフティングなどの体験型観光も盛んになってきています。

また、令和5年度(2023年度)に辺地総合整備計画を策定し、道路の改修や公共的施設の整備など、各種事業の推進に向けた取組を進めています。



図 4-26 八坂地区の位置

#### (2) 八坂地区の人口見通し

令和2年国勢調査による八坂地区の人口 755 人に対して、社人研 H30 推計に準拠した将来推計人口をみると、20年後の令和22年(2040年)には人口が 566 人となっており、約 190 人減少すると予測されます。

また、高齢化率(老年人口割合)をみると、令和2年(2020年)の 36.9%に対して、令和22年(2040年)には 46.3%と、9.4ポイント増加すると予測されます。

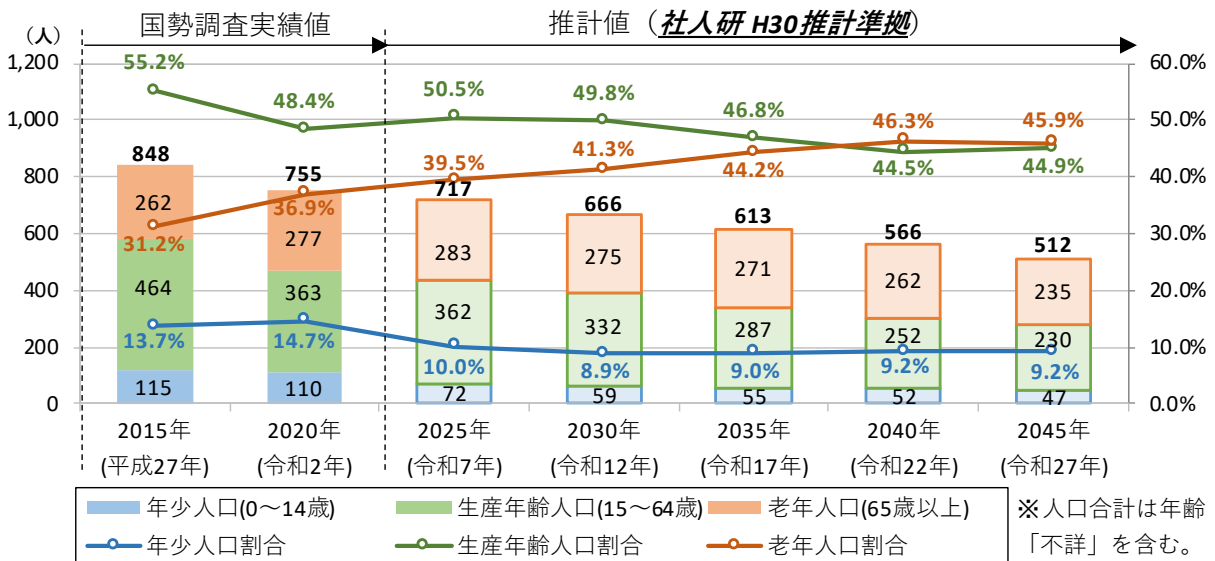


図 4-27 【八坂地区】年齢3区分別人口の見通し

出典：[2015~2020年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025~2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠したコーホート要因法による地区別将来人口推計結果(6地区別)

※地区別の将来推計人口は、社人研 H30 推計(H30.3.30公表)に準拠したコーホート要因法による6地区別の推計結果であるため、社人研 R5 推計(R5.12.22公表)の数値と異なる場合があります。

### (3) 暮らしやすさに関する評価（アンケート調査より）

アンケート調査結果より、八坂地区における暮らしやすさに関する評価を以下のとおり整理しました。

区分	“そう思う”の回答割合からみた評価の傾向
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「③自然や緑が豊か」、「④日照や静かさがあり、住環境が良い」の評価が高い。</li> <li>・「①病院や公民館などの施設が近くにある」、「②普段の買い物をするお店が近くにある」の評価が低い。</li> </ul>
道路や交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や交通に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に、「⑦徒歩や自転車での移動がしやすい」の評価が低い。</li> </ul>
安全や安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や安心に関する評価は全体的に低い。</li> <li>・特に「⑧地震や豪雨災害などに対して安全」の評価が低い。</li> </ul>
緑や景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「⑫住宅の庭の花木など、地区内に緑が多い」、「⑬川や水路など、水と触れ合える場所が近くにある」の評価が高い。</li> <li>・「⑪公園や広場などが近くにある」、「⑭沿道や街並みの景観が良いと思う場所が多くある」の評価が低い。</li> </ul>

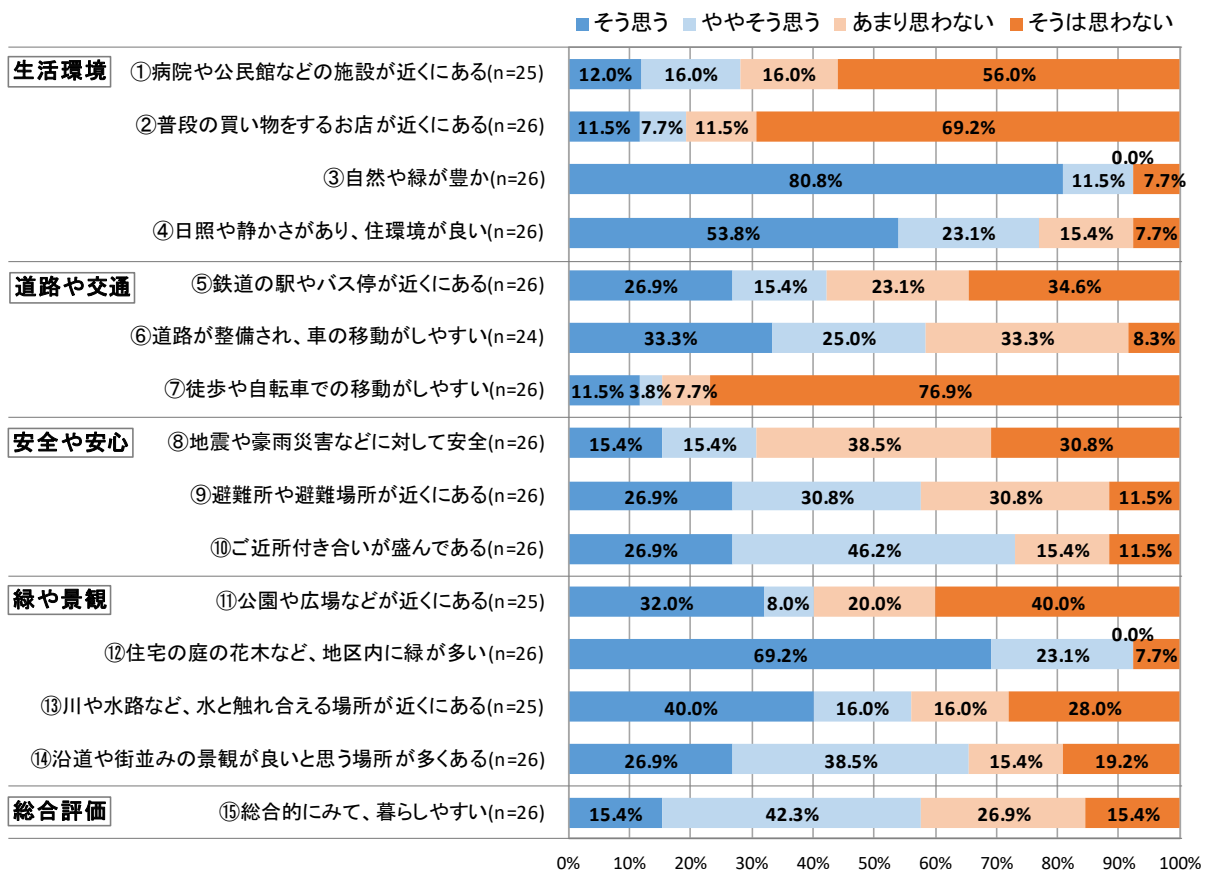


図 4-28 八坂地区の暮らしやすさに関する評価

出典：大町市「立地適性化計画及び緑の基本計画策定に関するアンケート調査」

(4) 八坂地区の特性・課題図

八坂地区の即地的な特性や課題を整理しました。

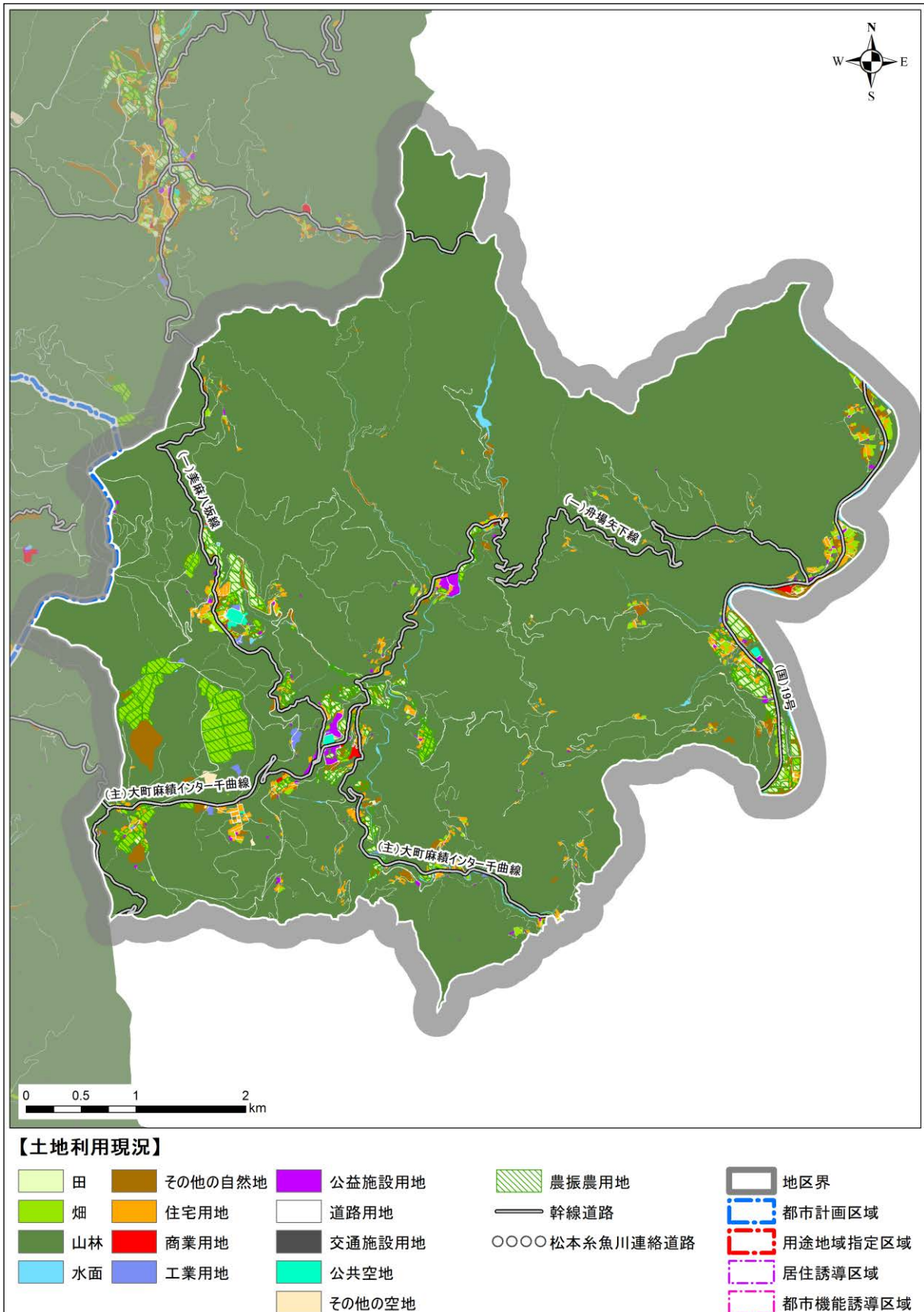


図 4-29 八坂地区の土地利用現況図

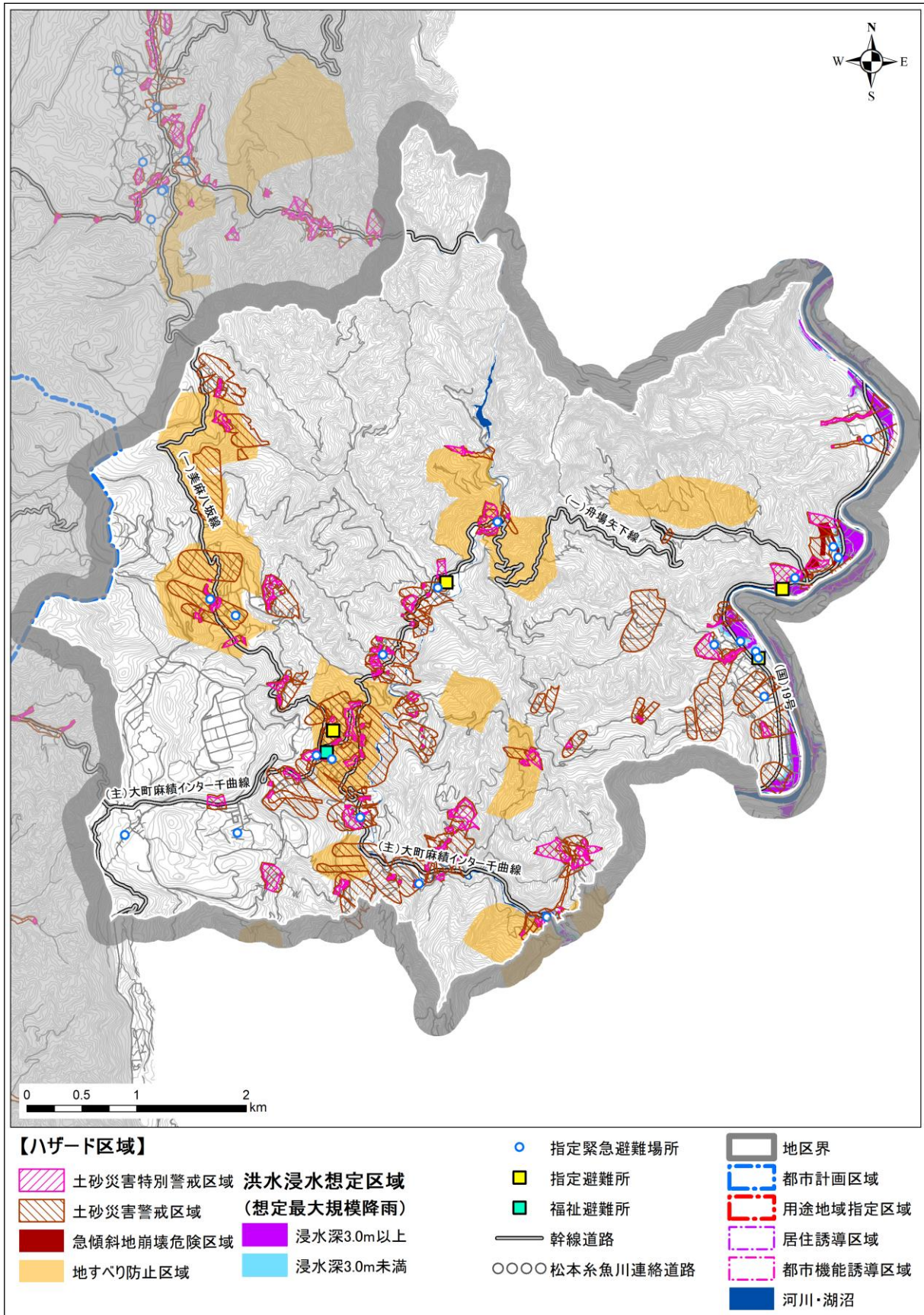


図 4-30 八坂地区の災害リスク分布図

出典：【浸水想定区域】長野県「長野県が管理する河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」再編加工  
 【土砂災害警戒区域】国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）[令和4年度]」再編加工  
 【指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所】大町市「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」再編加工  
 [令和5年4月現在]

### （5）分野別の主な特性・課題

八坂地区における分野別の主な特性・課題を以下のとおり整理しました。

分野	特性・課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域への編入の検討</li> <li>・空き家、空地、荒廃農地の対策及び有効活用</li> </ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路網の改良整備</li> <li>・公共交通サービスの更なる充実</li> <li>・安全で安心な道路空間の確保</li> </ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域が指定される集落地等への対応</li> <li>・土砂災害警戒区域等が指定される集落地等への対応</li> <li>・緊急輸送道路、広域救急の機能を有する道路の整備・強化</li> </ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鷹狩山山頂周辺や八坂ビューポイントの保全</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林等の保全</li> <li>・林業等の担い手確保</li> </ul>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な自然景観・田園景観の保全</li> <li>・棚田の保全</li> </ul>
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを支える集落排水施設の適正な維持管理</li> <li>・個別処理区域における水洗化（合併浄化槽設置）の促進</li> </ul>



## 6-2 八坂地区のまちづくり構想

### (1) まちづくりの目標

八坂地区の特性・課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおり定めます。

#### 八坂地区のまちづくりの目標

##### 豊かな自然、歴史・文化が人と共生するまちづくり

- 地区内において生活サービス機能が集積する八坂支所周辺を「生活拠点」として設定し、暮らしを支える拠点の維持及び機能強化を目指します。
- 「里ゾーン」については、農地と宅地が混在した良好な居住環境の形成と営農環境の維持を目指します。また、農振農用地として指定されている優良農地の保全に努めます。
- 里ゾーンの外側に位置する「山ゾーン」については、自然環境の保全に努めます。
- 空き家となった住居を都会からの移住者に提供するなど、定住促進や山村留学などによる交流人口を含めた人口増加を目指します。



## (2) 分野別の整備方針

分野	分野別の整備方針
土地利用	<p><b>① 都市計画区域外の地域における計画的な土地利用の誘導</b></p> <p>八坂地区は都市計画区域に指定されていないことから、一体的な都市圏としての整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域への編入を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p><b>② 定住促進、地域の活性化に向けた取組の推進</b></p> <p>定住を促進するための助成制度等を活用しながら、定住促進住宅の整備を推進します。</p> <p>また、大町市空家等対策計画に基づく取組や、大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」によるマッチングを継続的に実施し、空き家の有効活用を図ります。</p>
道路・交通	<p><b>① 幹線道路のネットワーク形成</b></p> <p>(国)19号、(主)大町麻績インター千曲線、(一)美麻八坂線など幹線道路の改良を推進します。</p> <p><b>② 都市との交流を図るための交通機能の強化</b></p> <p>地域内及び信濃大町駅周辺の市街地等と結ぶ公共交通ネットワークの充実を図ります。</p> <p><b>③ 安全で安心な道路空間の確保</b></p> <p>生活道路の整備を進め、災害時における避難空間としても機能する安全・安心な道路空間の確保を図ります。</p>
防災・減災	<p><b>① 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化</b></p> <p>第1次緊急輸送道路の(国)19号、第2次緊急輸送道路の(主)大町麻績インター千曲線、(一)美麻八坂線の強化のほか、松本糸魚川連絡道路へのアクセス性の向上を促進します。</p> <p><b>② 浸水想定区域が指定される集落地等における浸水対策の推進</b></p> <p>浸水想定区域が指定される集落地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画等に基づく浸水対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p> <p><b>③ 土砂災害警戒区域等が指定される集落地等における土砂災害対策の推進</b></p> <p>土砂災害警戒区域等が指定される集落地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画に基づく土砂災害対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p>
公園・緑地	<p><b>① 鷹狩山山頂周辺等の環境整備の推進</b></p> <p>鷹狩山山頂周辺や八坂ビューポイント(相川展望公園、八坂大滝等)、大姥山他の環境整備を推進します。</p>

分野	分野別の整備方針
自然環境	<p><b>① 保安林の維持</b></p> <p>保安林について、水源涵養や土砂崩壊の抑制等の公益的な機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら保安林改良事業を推進します。</p> <p>また、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源の監視に努めます。</p> <p><b>② 里山等の環境整備の推進</b></p> <p>大町市緑の基本計画等に基づき、集落に近い山麓部における災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備を推進します。</p>
景観形成	<p><b>① 地域固有の景観の保全</b></p> <p>大町市景観計画を策定し、魅力ある地域固有の景観形成・保全に向けた取組を推進するとともに、自然景観や山村風景と調和した、住宅地・集落景観の形成を図ります。</p>
処理施設	<p><b>① 集落排水施設の適正な維持管理</b></p> <p>暮らしを支える集落排水施設（農業集落排水施設・小規模集合排水処理施設 八坂処理区）について、適切な維持管理を図ります。</p> <p>また、大町市「水循環・資源循環のみち 2022」構想等に基づき、分散する集落排水施設について、持続可能な事業経営に向けた検討を進めます。</p> <p><b>② 個別処理区域における合併浄化槽の設置促進</b></p> <p>山間部や農村部を中心とした個別処理区域では、未水洗化住宅（汲み取り式）が残っていることから、合併浄化槽の設置促進に向けて、関係機関等と連携しながら啓発活動を行い、未水洗化住宅の水洗化を促進します。</p>



(3) 将来構想図

将来の八坂地区の骨格構造を示す「将来構想図」を以下のとおり定めます。

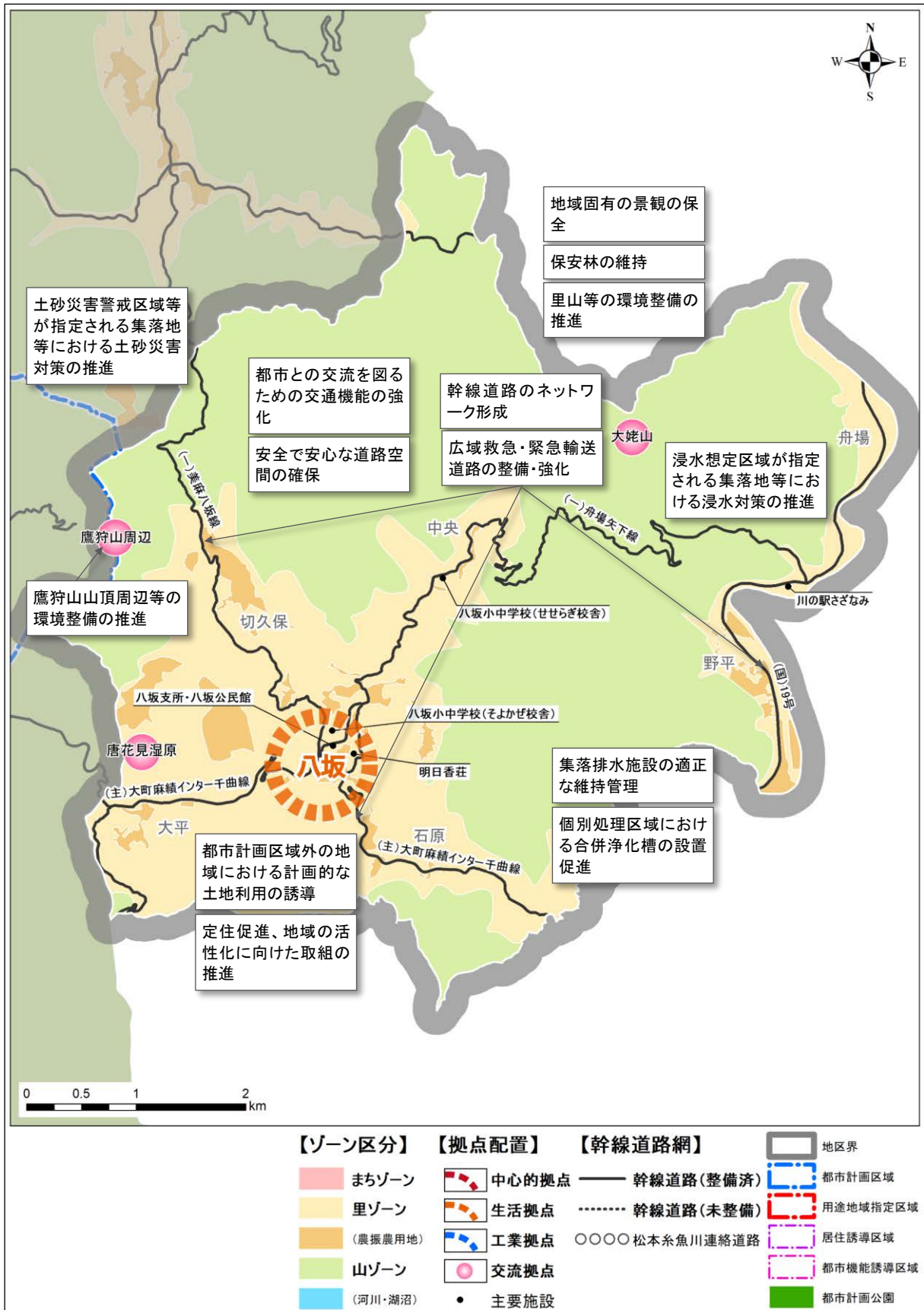


図 4-31 【八坂地区】将来構想図

## 7 美麻地区

### 7-1 美麻地区の特性・課題

#### (1) 美麻地区の概要

美麻地区は、山に囲まれ、全体的に急峻で複雑な地形ですが、南北に広がる山あいには集落が点在しつつ、それぞれにまとまりを持った集落が形成されています。

地域には、新行高原、重要文化財の旧中村家住宅、麻の館など、自然、歴史・文化が共生し、毎年秋に開催される新行そば祭りには県内外から多くの観光客が訪れ、県内でも有数のそば処として知られているなど、豊かな自然と里山の景観を有する地域です。



図 4-32 美麻地区の位置

#### (2) 美麻地区の人口見通し

令和2年国勢調査による美麻地区の人口 851 人に対して、社人研 H30 推計に準拠した将来推計人口をみると、20年後の令和22年(2040年)には人口が572人となっており、約280人減少すると予測されます。

また、高齢化率(老年人口割合)をみると、令和2年(2020年)の37.1%に対して、令和22年(2040年)には51.4%と、14.3ポイント増加すると予測されます。

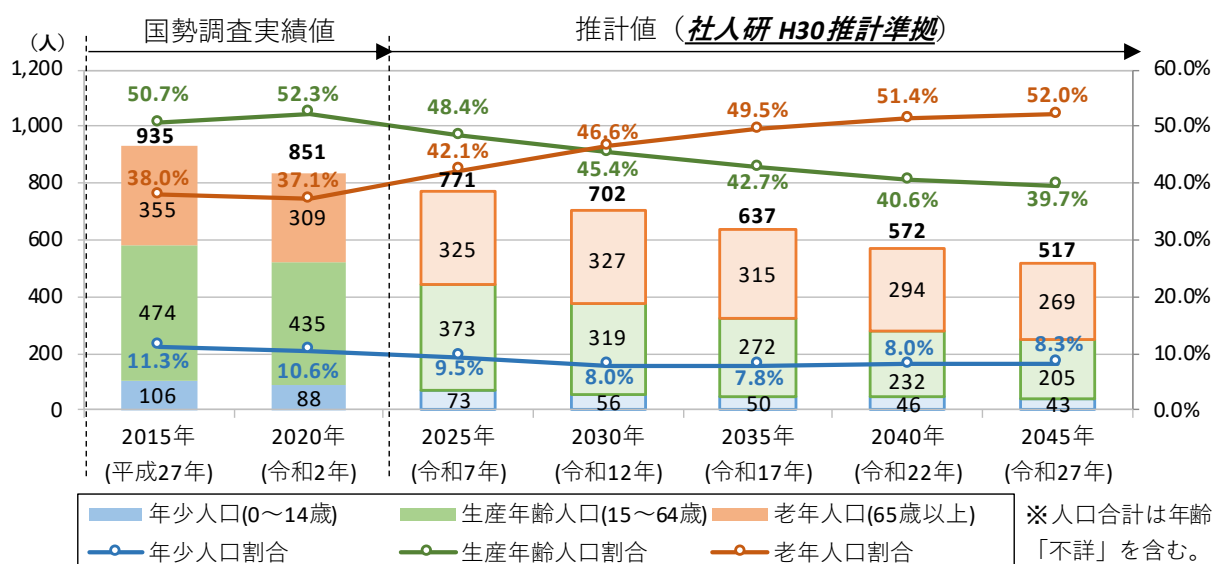


図 4-33 【美麻地区】年齢3区分別人口の見通し

出典：[2015～2020年] 総務省統計局「国勢調査」再編加工

[2025～2045年] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠したコーホート要因法による地区別将来人口推計結果(6地区別)

※地区別の将来推計人口は、社人研 H30 推計(H30. 3. 30 公表)に準拠したコーホート要因法による6地区別の推計結果であるため、社人研 R5 推計(R5. 12. 22 公表)の数値と異なる場合があります。

(3) 暮らしやすさに関する評価（アンケート調査より）

アンケート調査結果より、美麻地区における暮らしやすさに関する評価を以下のとおり整理しました。

区分	“そう思う”の回答割合からみた評価の傾向
生活環境	・「③自然や緑が豊か」、「④日照や静かさがあり、住環境が良い」の評価が高い。 ・「①病院や公民館などの施設が近くにある」、「②普段の買い物をするお店が近くにある」の評価が低い。
道路や交通	・「⑥道路が整備され、車の移動がしやすい」の評価が高い。 ・「⑤鉄道の駅やバス停が近くにある」、「⑦徒歩や自転車での移動がしやすい」の評価が低い。
安全や安心	・安全や安心に関する評価は全体的に低い。 ・特に「⑧地震や豪雨災害などに対して安全」の評価が低い。
緑や景観	・「⑫住宅の庭の花木など、地区内に緑が多い」、「⑬川や水路など、水と触れ合える場所が近くにある」の評価が高い。 ・「⑪公園や広場などが近くにある」、「⑭沿道や街並みの景観が良いと思う場所が多くある」の評価が低い。

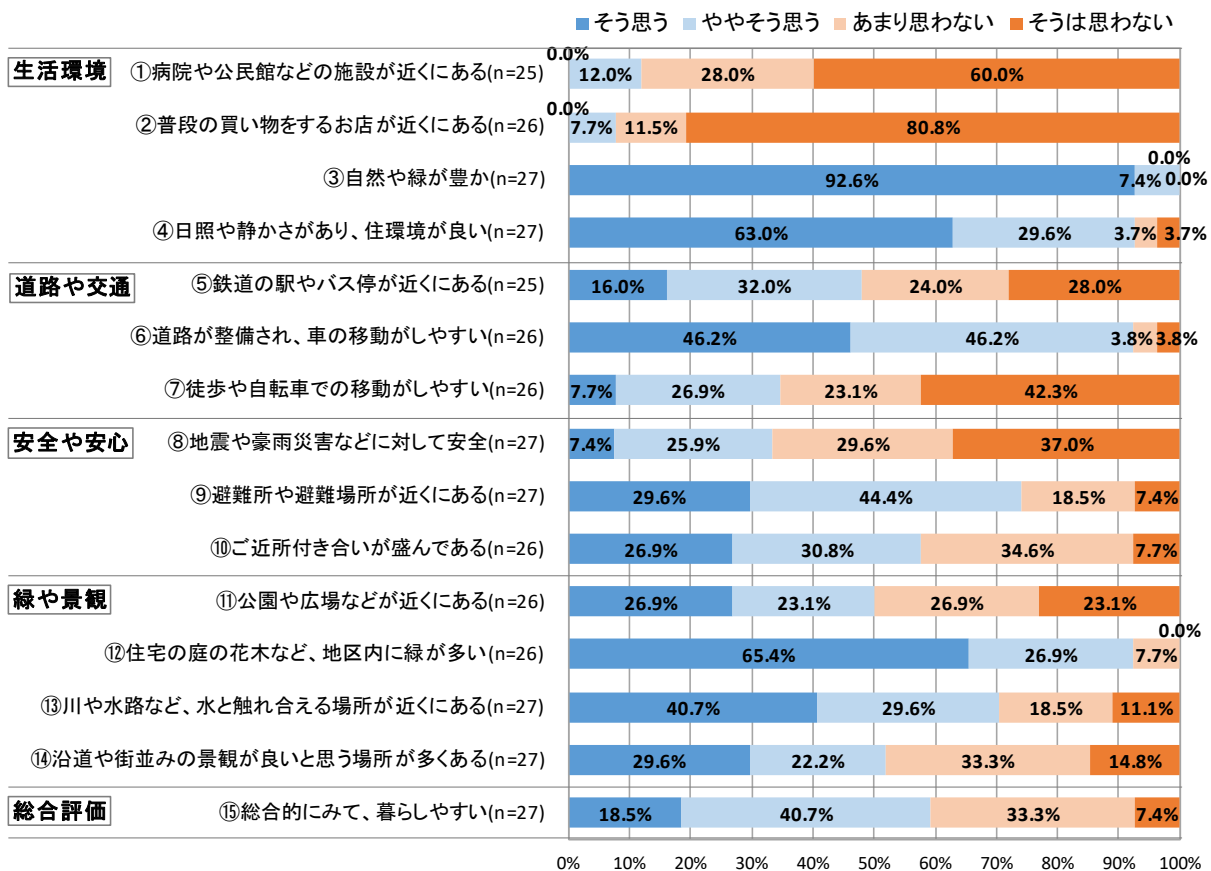


図 4-34 美麻地区の暮らしやすさに関する評価

出典：大町市「立地適性化計画及び緑の基本計画策定に関するアンケート調査」

#### (4) 美麻地区の特性・課題図

美麻地区の即地的な特性や課題を整理しました。

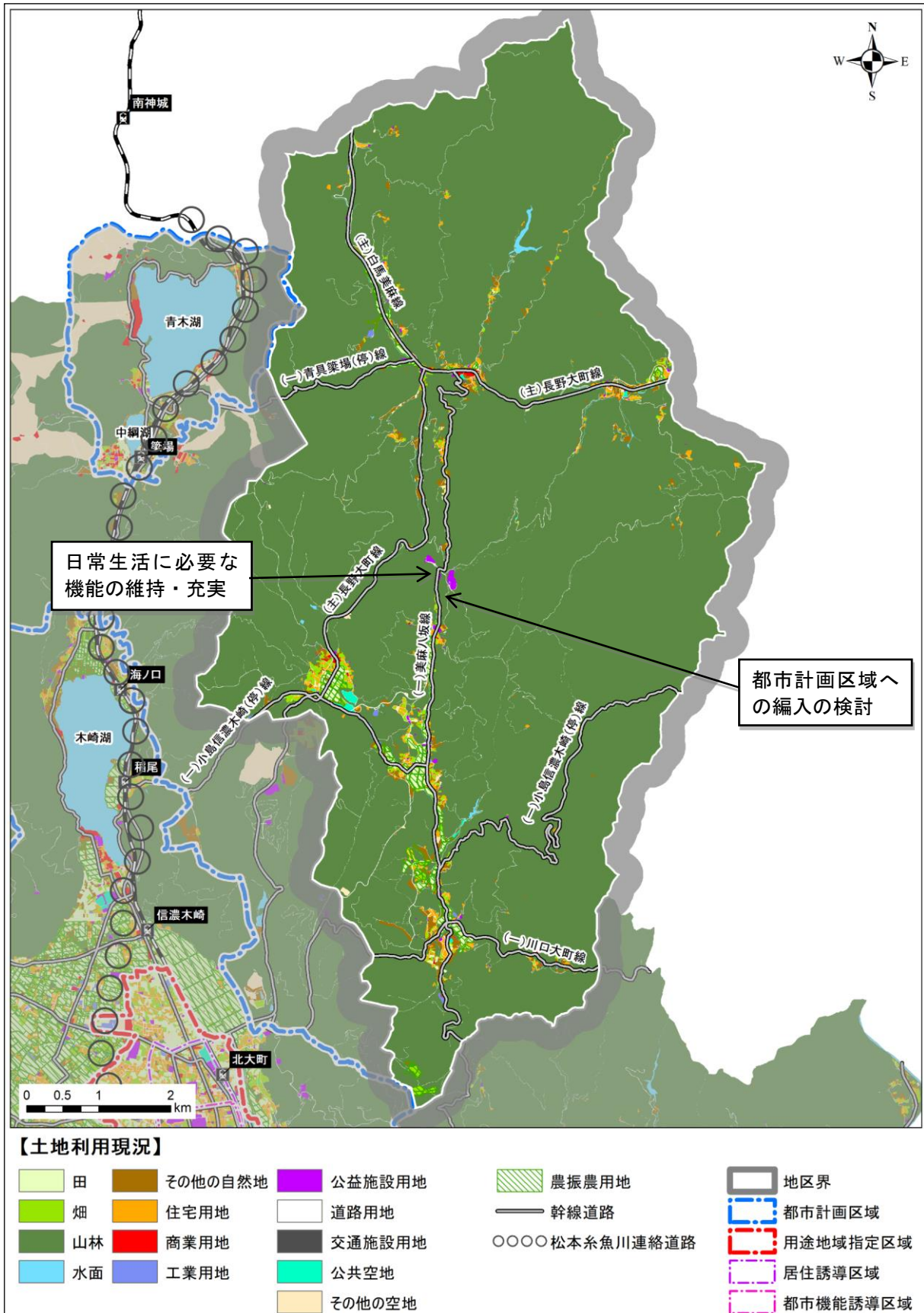


図 4-35 美麻地区の土地利用現況図

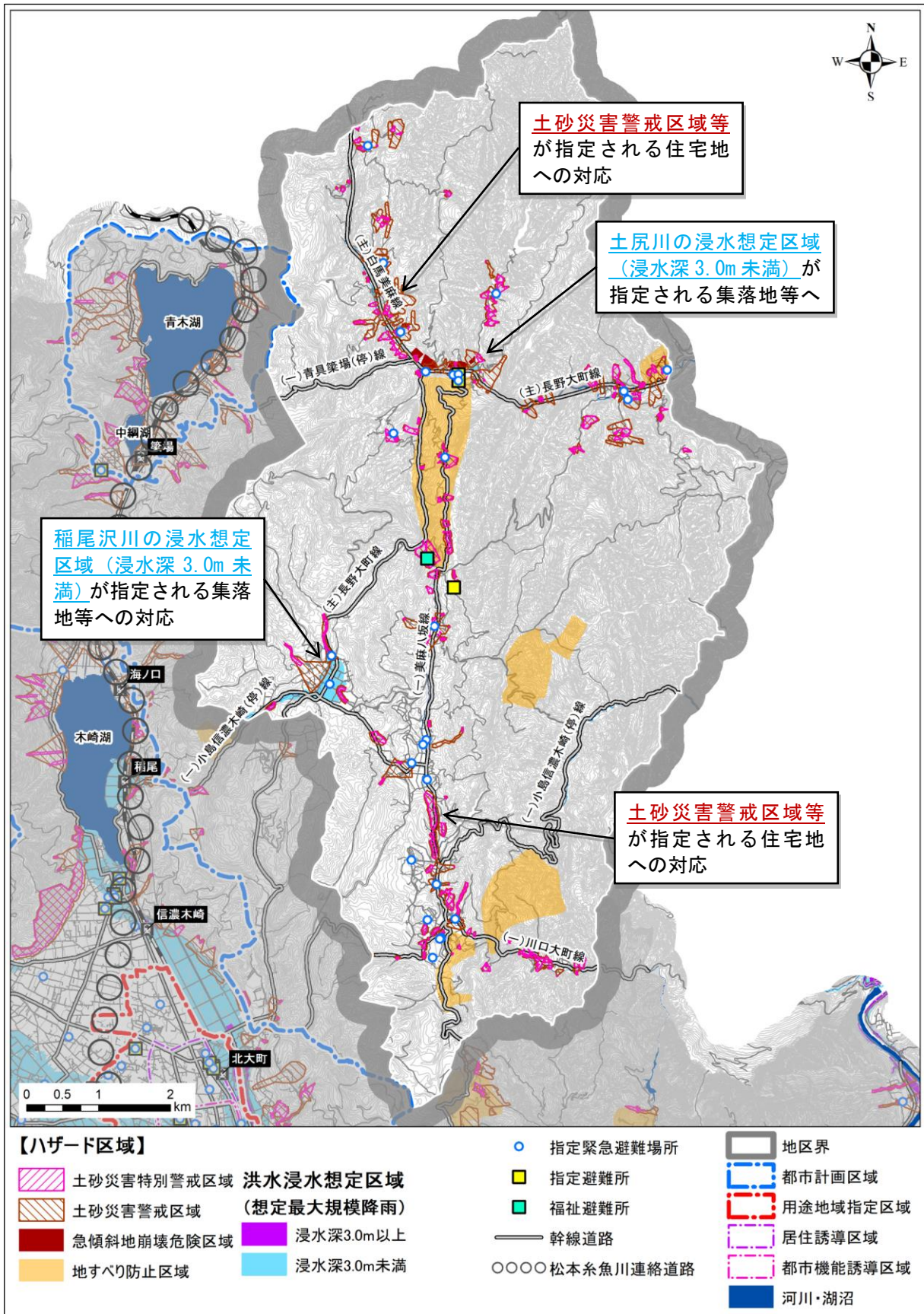


図 4-36 美麻地区の災害リスク分布図

出典：【浸水想定区域】長野県「長野県が管理する河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図」再編加工  
 【土砂災害警戒区域】国土交通省「国土数値情報（土砂災害警戒区域データ）[令和4年度]」再編加工  
 【指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所】大町市「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」再編加工  
 [令和5年4月現在]

## (5) 分野別の主な特性・課題

美麻地区における分野別の主な特性・課題を以下のとおり整理しました。

分野	特性・課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画区域への編入の検討</li><li>・空き家、空地、荒廃農地の対策及び有効活用</li></ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"><li>・幹線道路網の改良整備</li><li>・公共交通サービスの更なる充実</li><li>・安全で安心な道路空間の確保</li></ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"><li>・浸水想定区域が指定される集落地等への対応</li><li>・土砂災害警戒区域等が指定される集落地等への対応</li><li>・緊急輸送道路、広域救急の機能を有する道路の整備・強化</li></ul>
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"><li>・憩い、にぎわい、交流の場の確保</li></ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"><li>・保安林等の保全</li><li>・林業等の担い手確保</li></ul>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"><li>・良好な自然景観・田園景観の保全</li></ul>
処理施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別処理区域における水洗化（合併浄化槽設置）の促進</li></ul>



## 7-2 美麻地区のまちづくり構想

### (1) まちづくりの目標

美麻地区の特性・課題を踏まえ、まちづくりの目標を以下のとおり定めます。

#### 美麻地区のまちづくりの目標

##### 自然に囲まれた、いやしと安らぎのあるまちづくり

- 地区内において生活サービス機能が集積する美麻支所周辺を「生活拠点」として設定し、暮らしを支える拠点の維持及び機能強化を目指します。
- 「里ゾーン」については、農地と宅地が混在した良好な居住環境の形成と営農環境の維持を目指します。また、農振農用地として指定されている優良農地の保全に努めます。
- 里ゾーンの外側に位置する「山ゾーン」については、自然環境の保全に努めます。
- 空き家となった住居を都会からの移住者に提供するなど、定住促進や滞在型クライנגルデン、山村留学などによる交流人口を含めた人口増加を目指します。



## (2) 分野別の整備方針

分野	分野別の整備方針
土地利用	<p><b>① 都市計画区域外の地域における計画的な土地利用の誘導</b></p> <p>美麻地区は都市計画区域に指定されていないことから、一体的な都市圏としての整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域への編入を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。</p> <p><b>② 定住促進、地域の活性化に向けた取組の推進</b></p> <p>定住を促進するための助成制度等を活用しながら、定住促進住宅の整備を推進します。</p> <p>また、大町市空家等対策計画に基づく取組や、大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」によるマッチングを継続的に実施し、空き家の有効活用を図ります。</p>
道路・交通	<p><b>① 幹線道路のネットワーク形成</b></p> <p>(主)長野大町線などの幹線道路の改良を推進します。</p> <p><b>② 都市との交流を図るための交通機能の強化</b></p> <p>地域内及び信濃大町駅周辺の市街地等と結ぶ公共交通ネットワークの充実を図ります。</p> <p><b>③ 安全で安心な道路空間の確保</b></p> <p>生活道路の整備を進め、災害時における避難空間としても機能する安全・安心な道路空間の確保を図ります。</p>
防災・減災	<p><b>① 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化</b></p> <p>第1次緊急輸送道路である(主)長野大町線や、第2次緊急輸送道路の(一)美麻八坂線の強化のほか、松本糸魚川連絡道路へのアクセス性の向上を促進します。</p> <p><b>② 浸水想定区域が指定される集落地等における浸水対策の推進</b></p> <p>浸水想定区域が指定される集落地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画等に基づく浸水対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p> <p><b>③ 土砂災害警戒区域等が指定される集落地等における土砂災害対策の推進</b></p> <p>土砂災害警戒区域等が指定される集落地等において、大町市国土強靱化地域計画や大町市地域防災計画に基づく土砂災害対策の計画的な実施や避難計画の策定等を通じて、居住の安全性確保に努めます。</p>

分野	分野別の整備方針
公園・緑地	<p><b>① 住民が緑化活動に参加できる仕組みづくりの推進</b></p> <p>大町市緑の基本計画等に基づき、コミュニティ・スクール活動等を通じたグリーンインフラを支える人材育成を推進します。また、市民農園などを活用し、交流を通じて住民が緑化活動に参加できる仕組みづくりを推進します。</p>
自然環境	<p><b>① 保安林の維持</b></p> <p>保安林について、水源涵養や土砂崩壊の抑制等の公益的な機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら保安林改良事業を推進します。</p> <p>また、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源の監視に努めます。</p> <p><b>② 里山等の環境整備の推進</b></p> <p>大町市緑の基本計画等に基づき、集落に近い山麓部における災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備を推進します。</p>
景観形成	<p><b>① 地域固有の景観の保全</b></p> <p>大町市景観計画を策定し、魅力ある地域固有の景観形成・保全に向けた取組を推進するとともに、自然景観や山村・里山風景と調和した、住宅地・集落景観の形成を図ります。</p>
処理施設	<p><b>① 個別処理区域における合併浄化槽の設置促進</b></p> <p>山間部や農村部を中心とした個別処理区域では、未水洗化住宅（汲み取り式）が残っていることから、合併浄化槽の設置促進に向けて、関係機関等と連携しながら啓発活動を行い、未水洗化住宅の水洗化を促進します。</p>



姉妹都市メンドシーノ訪問

### (3) 将来構想図

将来の美麻地区の骨格構造を示す「将来構想図」を以下のとおり定めます。

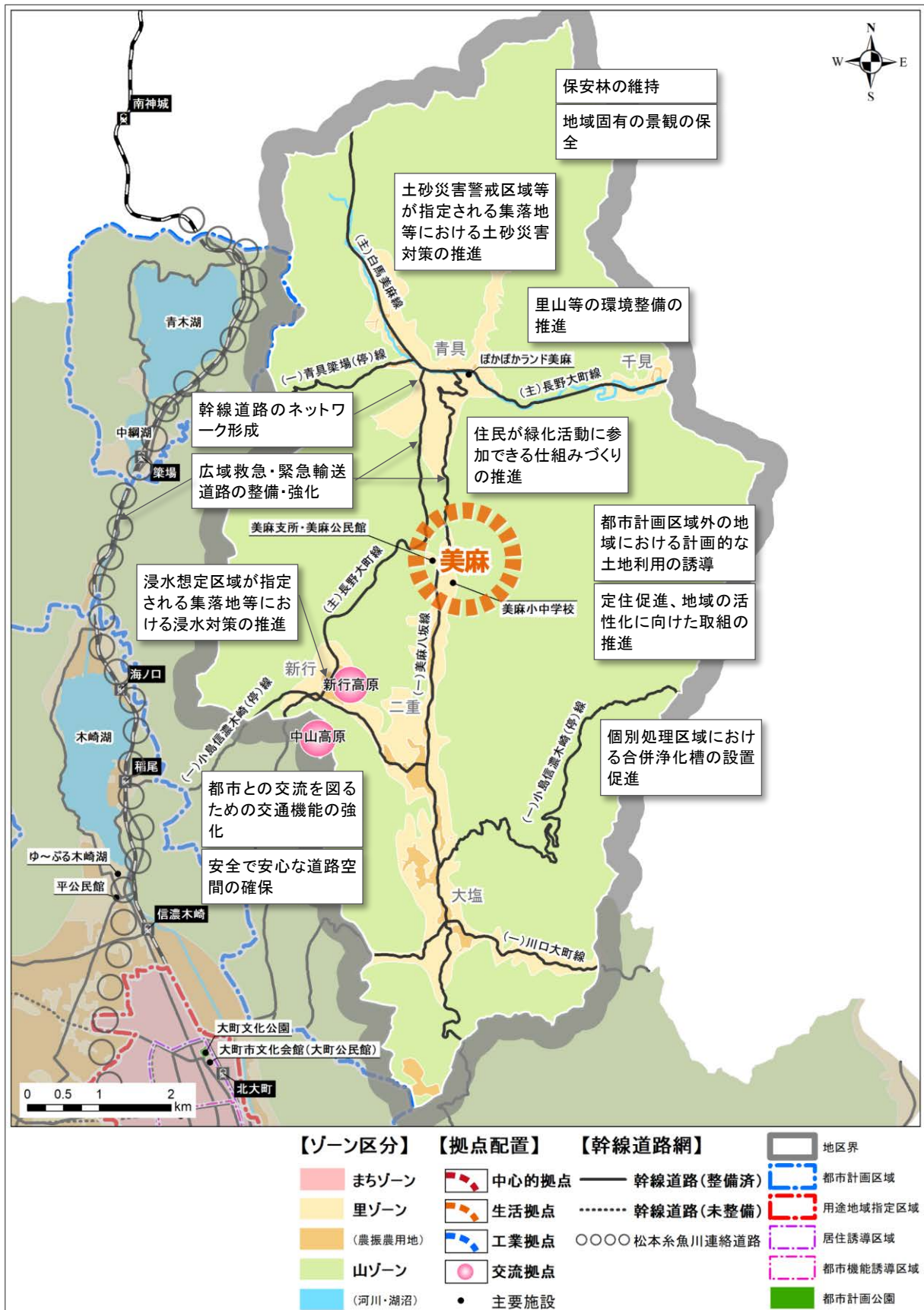


図 4-37 【美麻地区】将来構想図

# 第5章 実現化方策

本章では、計画の実現化方策として、都市計画制度の運用の考え方、実現化に向けた分野別施策、計画の進行管理と見直しについて示します。

## 1 都市計画制度の運用の考え方

### 1-1 都市計画区域の見直し

都市計画区域とは、自然的・社会的条件、人口・産業・土地利用・交通量等の現状とその将来的な推移を考慮し、「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」として指定するものです。

本市は、平成18年に、都市計画区域の指定がない「八坂村」と「美麻村」を編入合併しています。両地区は、生活圏域は旧大町市と一体的でありながら、開発許可制度及び建築基準法の集団規定が適用されておらず、必ずしも秩序のある土地利用が図られていないという現状があります。

八坂地区、美麻地区は、山林が大半を占めるものの、まとまりのある集落地も存在しています。そのため、良好な山村集落地としての環境を保全するとともに、住環境の安全性を担保し、移住者も安心して暮らしていただけるような環境づくりを目的として、都市計画区域への編入や準都市計画区域の導入を検討します。なお、検討に当たっては、土地利用動向の把握や、住民意向にも配慮のうえ、合意形成に努めるものとします。

表 5-1 都市計画区域と準都市計画区域の比較

	都市計画区域	準都市計画区域
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域は、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を推進することを目的に県が指定する。</li> <li>また、区域の指定は、都市計画を行うべき都市の範囲を明示するとともに、開発行為や建築行為に対して、一定の制限を課すことにより、秩序ある土地利用の実現を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域外で、<u>土地利用の整序又は環境の保全</u>が必要な区域を県が指定する。</li> <li>準都市計画区域で定めることができる都市計画は、用途地域、風致地区等の土地利用整序のために必要なものに限られ、<u>都市施設や市街地開発事業に関する都市計画を定めることはできない。</u></li> </ul>
区域に指定されると	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域又は準都市計画区域においては、建築物の敷地の接道要件や建築物の高さ制限などの建築基準法の規定（集団規定）が適用され、土地利用の規制、誘導と連動して良好な都市環境の形成を図ることができる。</li> </ul>	

図 5-1 都市計画域と準都市計画区域（国交省 HP）

表 5-2 都市計画区域指定による規制等

項目	根拠法	(現状) 都市計画区域外	区域に編入したことで見込まれる効果	新たに発生する規制や手続等
開発許可	都市計画法	1 ha (10,000 m <sup>2</sup> )以上の開発行為の場合、申請が必要	開発において一定の安全確認が必要となり、道路、排水などにおいて環境悪化を防止し、良質な住環境確保が期待される（「田舎暮らし」の受け皿としての質の向上につながる）	3,000 m <sup>2</sup> 以上の開発行為の場合、申請が必要となる。
建築許可	建築基準法	学校や病院など特殊建築物として指定されたもの以外は必要なし	建物の新築や増改築の際に建築確認を行うことで、建物の安全性確保につながる。	建築基準法による確認を受けなければならない。
建築規制		必要なし	白地地域（山間部）では建ぺい率60%、容積率100%となっており、ゆとりある住環境を維持するための規制が設けられる。	建ぺい率、容積率の制限が課せられる。
接道義務		必要なし	消防車や救急車などの緊急車両が通行しやすい環境が整備される。	建築物の敷地が幅員4 m以上の道路に、2 m以上接する必要がある。
道路後退		必要なし		幅員4 m未満の道路では、道路後退が課せられる。
都市計画制度の活用によるまちづくり	都市計画法 都市再生特別措置法	不可能	都市計画制度を利用した道路や公園の整備が可能になる（立地適正化計画策定に伴う補助メニュー（ex. ハザードエリアから居住誘導区域内への移転支援）の活用が可能	-

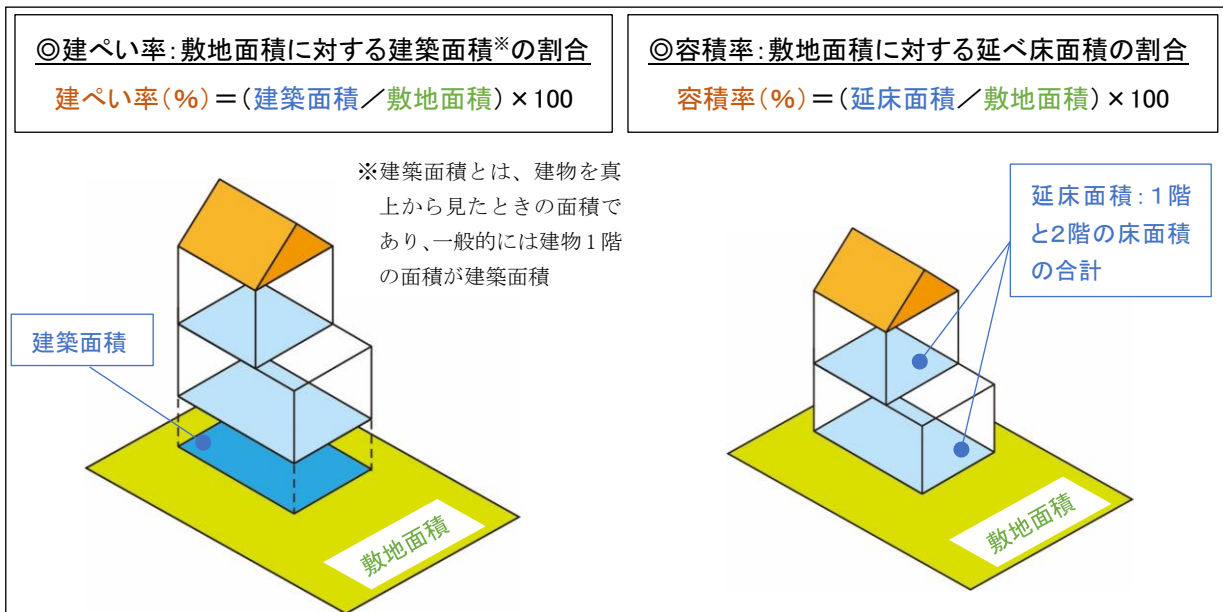


図 5-2 建ぺい率と容積率

### 1-2 用途地域の見直し

用途地域は、市街地の大きな土地利用の方向を定めるもので、住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形態を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものです。

今後、まちなかにおける学校施設跡地の活用などの各種事業の推進に当たっては、必要に応じて事業内容に適合した用途地域の見直しを行います。

また、松本糸魚川連絡道路建設に伴い都市計画道路の見直しが想定されることから、都市構造との整合や土地利用の外延化抑制をねらいとして用途地域の見直しを行います。

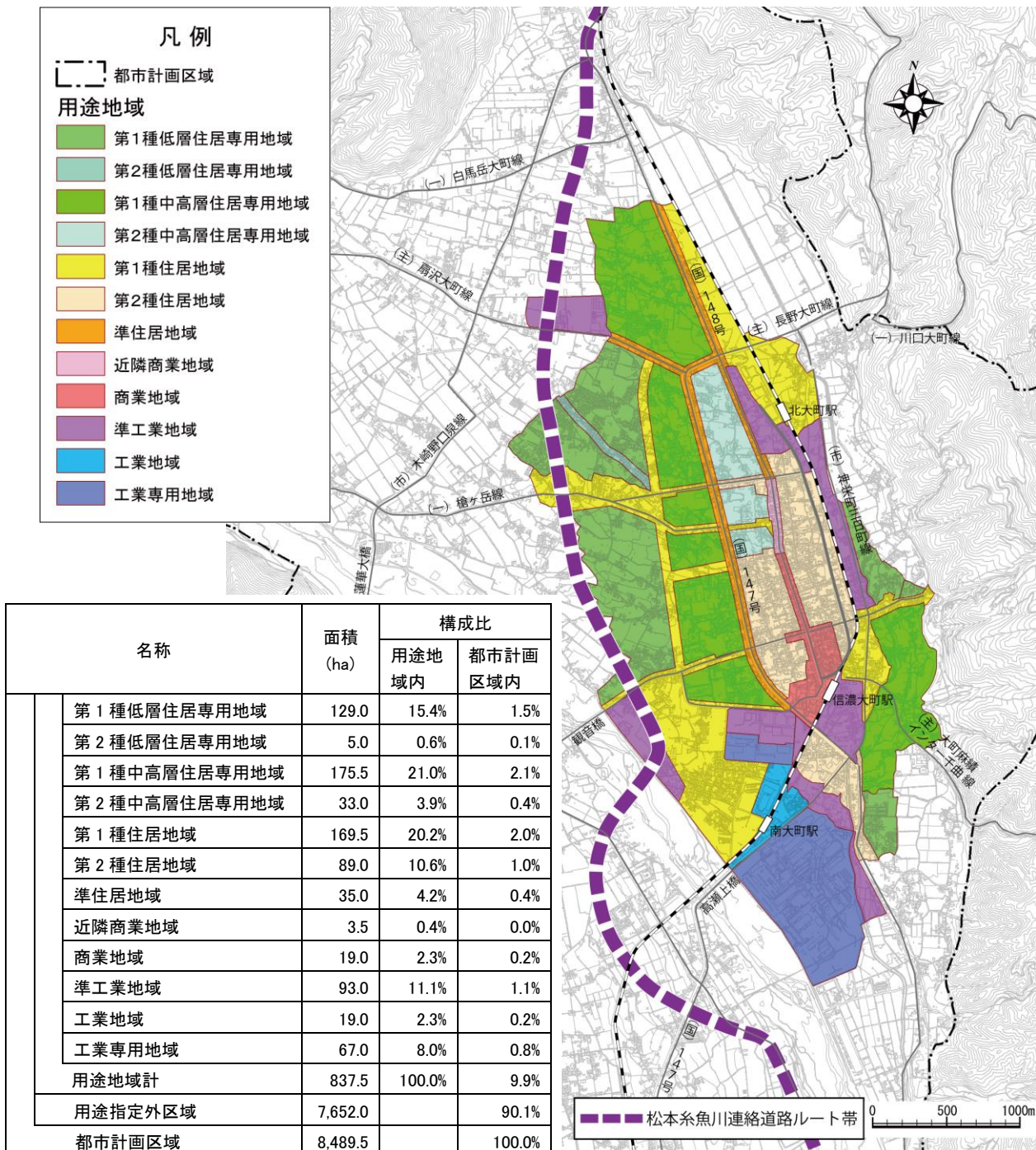


図 5-3 用途地域の指定状況

### 1-3 白地地域の規制・誘導方策

用途地域外において、特定の用途が混在することによって、生活環境や営農環境の悪化が懸念される地域や、インターチェンジ計画地周辺など、周辺土地利用を誘発するおそれのある地域では、「特定用途制限地域<sup>※</sup>」の活用により環境保全を図ることが考えられます。

本市の都市計画区域の中で、用途地域の指定がない、いわゆる白地地域の割合が約9割を占めており、これらの区域においては、「農業振興地域」の運用が行われているのみとなっています。

今後、松本糸魚川連絡道路のインターチェンジ計画地には、用途地域の指定がないエリアも存在することから、周辺環境との調和に配慮の上、「特定用途制限地域」や「地区計画制度<sup>※</sup>」の導入を検討し、計画的な土地利用の誘導を図ります。

#### 特定用途制限地域

- ・用途地域無指定地（白地地域）で周辺土地利用を誘発するおそれのあるエリアにおいて、良好な環境を形成・保持し、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図るために指定（例えば、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある工場や風俗店舗などを規制）
- ・農業振興地域との重複指定も可能

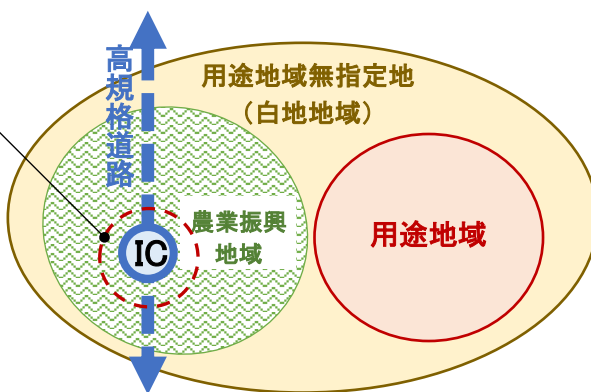


図 5-4 特定用途制限地域の活用イメージ

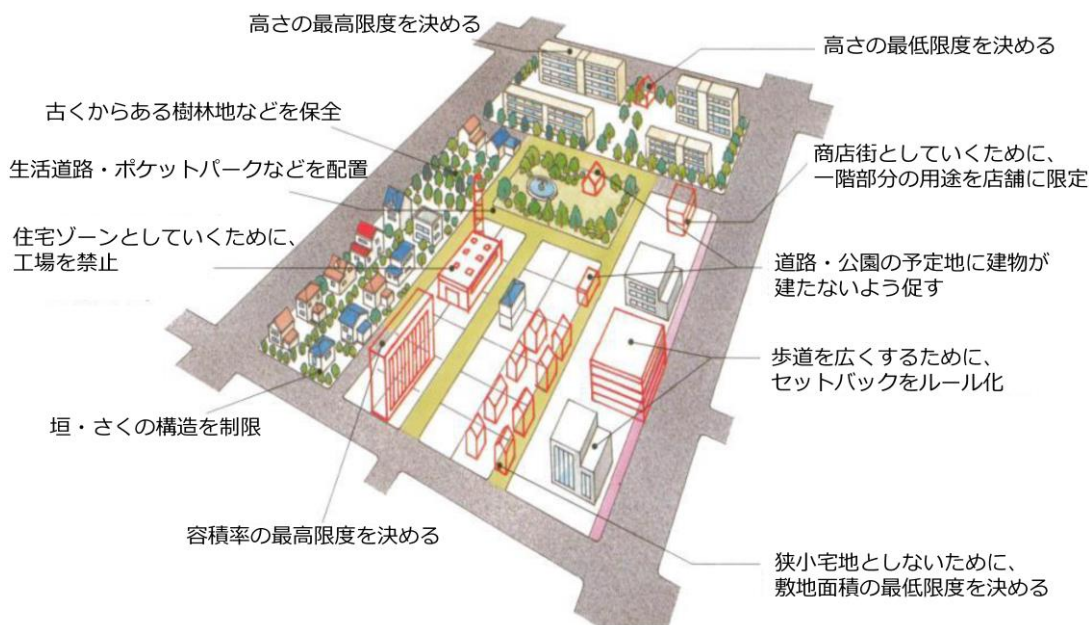


図 5-5 地区計画のイメージ

出典：国土交通省「土地利用計画制度」令和5年2月

**※特定用途制限地域** 用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域

**※地区計画制度** 地区の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るため、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置・建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」からなり、住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるもの。

## 1-4 都市計画道路の見直し

広域主要幹線道路として位置づけられる松本糸魚川連絡道路の計画に伴い、市街地内の交通流動が大きく変わることが想定されます。そのため、松本糸魚川連絡道路の効果を考慮の上、市街地周辺の効率的な道路ネットワークの形成に向けて、都市計画道路の見直しを行います。

## 2 分野別施策

第3章で示している分野別の整備方針について、実現化に向けた主な取組を整理しました。

**重**：重点施策（全庁的な推進体制を構築し、事業化等に向けて重点的に取り組む施策）

### 2-1 土地利用

#### 方針1 「大町市版コンパクト・プラス・ネットワーク」構築に向けた土地利用の推進

施策	実現化に向けた主な取組
①都市計画区域の指定に向けた検討	○ 都市計画区域への編入検討（平、八坂、美麻地区）
②都市計画区域内における適正な規制誘導方策の検討	<b>重</b> インターチェンジ計画地周辺等における土地利用の規制誘導方策 ○ 旧大町北高校跡地等における用途地域の見直し
③中心市街地のにぎわいの再生	<b>重</b> まちなかの駐車場の再整備と誘導方策 <b>重</b> 官民連携による、歴史的建造物を活用したまちなか再生の推進 <b>重</b> (都)中央通り線沿道のまちなみ整備 ○ 水辺空間の創出
④まちなか居住の推進（居住誘導区域）	○ 市営住宅の整備（移転建替え）
⑤都市機能の維持及び適正配置並びに居住誘導	<b>重</b> 小学校跡地の有効活用

#### 方針2 自然環境との調和や保全による秩序ある地域づくり

施策	実現化に向けた主な取組
①自然環境との調和や保全による秩序ある地域づくり	○ 地元の市民団体や自治会等の活動に係る支援の実施
②インターチェンジ計画地周辺等における計画的な土地利用の推進	<b>重</b> 周辺環境との調和に配慮した土地利用規制方策
③木崎湖、青木湖などの豊かな自然環境や優良農地の保全	○ 風致地区に関する条例の県からの権限移譲を踏まえた継続的な取組

### 方針3 定住促進、地域の活性化に向けた取組の推進

施策	実現化に向けた主な取組
①定住に向けた住宅の整備	○ 計画的な定住促進住宅建設の継続
②空き家の利活用	○ 空き家バンクやリフォームに関する支援等による流動化の推進

## 2-2 道路・交通

### 方針1 効率的な道路ネットワークの形成

施策	実現化に向けた主な取組
①幹線道路ネットワークの整備	<b>重</b> 松本糸魚川連絡道路の整備促進 <b>重</b> 松本糸魚川連絡道路へアクセス道路の計画・整備
②都市計画道路の整備	○ 松本糸魚川連絡道路ルート帯等を考慮した都市計画道路の見直し及び計画的な整備の推進 ○ 歩道整備の推進

### 方針2 安全でやさしい道づくり

施策	実現化に向けた主な取組
①まちなかの狭あい道路改良	○ まちなかの狭幅員な生活道路の改良
②ゾーン 30*の導入・拡大、グリーンベルト	○ 病院・学校・行政施設周辺等におけるグリーンベルトの設置
③除雪・排雪	○ 持続可能な除雪体制の構築
④生活道路整備	○ 地域要望を踏まえた道路改良
⑤自転車ネットワーク路線の整備促進	<b>重</b> 「北アルプス地域自転車活用推進計画」を踏まえた自転車ネットワーク路線の整備




\*ゾーン30 警察署が、生活道路での歩行者等の安全な通行を確保するため、おおむね20～25haの区域をゾーンとして指定し、最高速度30km/hの速度規制や通り抜けの抑制等、面的な規制により安全対策を行うもの。

方針3 歩いて暮らせるまちづくりを支える公共交通の利便性向上と利用促進

施策	実現化に向けた主な取組
①パークアンドライドの促進	○ パークアンドライドの促進
②JR 大糸線の利用促進及び信濃大町駅を核とした結節性の強化	<b>重</b> 利用促進イベントへの支援及び信濃大町駅を核とした結節性の強化
③フィーダーバス系統の充実	○ 高齢者、障がい者や来訪者等に対応したフィーダーバス系統の充実

**■パークアンドライド**

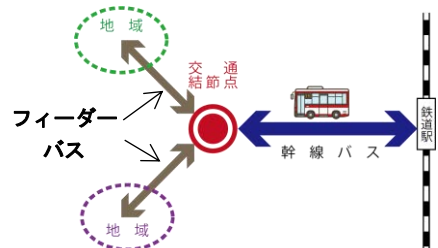
自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや電車等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムです。交通渋滞の緩和や地球温暖化防止にもつながります。



(長野県 HP より)

**■フィーダーバス**

交通網において幹線と接続し、支線の役割をもって運行される路線バスまたはその路線



2-3 防災・減災

方針1 広域救急・緊急輸送道路の整備・強化

施策	実現化に向けた主な取組
①第1次緊急輸送道路	○ 長寿命化修繕計画による橋梁、トンネル、舗装等の整備・修繕の実施
②第2次緊急輸送道路	○ 長寿命化修繕計画による橋梁、舗装等の整備・修繕の実施及び市から県へ改良要望の実施
③松本系魚川連絡道路	<b>重</b> 松本系魚川連絡道路(緊急時の輸送道路)の整備推進
④その他県道等	○ 交通安全対策に併せた道路改良
⑤橋梁長寿命化の推進	○ 市内全橋梁の点検及び長寿命化修繕計画の策定Ⅲ判定(早期予防措置)の橋梁の修繕実施
⑥道路沿道の建物耐震化	<b>重</b> 緊急輸送道路沿道の耐震義務化建築物の耐震化の推進

## 方針2 流域治水における取組の推進

施 策	実現化に向けた主な取組
①護岸の整備や堤防の強化	○ 護岸の整備や堤防の強化による治水機能向上
②高瀬川の低水護岸整備、環境整備の推進	○ 高瀬川の低水護岸整備、支障木伐採等環境整備の推進
③大町ダム等再編事業の推進	<b>重</b> 高瀬ダム、七倉ダム、大町ダムが連携した洪水調節機能の確保及び発電事業者との連携による流域治水対策の推進
④流域における雨水貯留等の取組	○ 公共施設での雨水貯留施設の設置を検討 ○ 各戸への貯留施設設置（補助制度）

## 方針3 市街地における防災対策

施 策	実現化に向けた主な取組
①建物耐震化、不燃化の推進	○ 耐震化の促進及び法規制（準防火地域）による不燃化の促進
②延焼拡大防止、避難路確保	○ ブロック塀等の転倒による被害の防止及び避難通路の確保 ○ グリーンインフラ（街路樹）活用による延焼拡大の防止
③雪害対策	○ 地域住民と除雪事業者、行政とが互いに力を合わせた「共助」による地域毎の除雪を検討
④空き家対策	○ 第2期大町市空き家等対策計画(R4～8年度)に基づく施策の推進
⑤生活道路の改良	○ 狭あい道路等の改良推進
⑥計画的な雨水対策	<b>重</b> 公園・緑地やオープンスペースにおける雨水浸透能力の向上 <b>重</b> グリーンインフラを活用した雨水流出抑制

## 方針4 浸水リスクの低減に向けた対策

施 策	実現化に向けた主な取組
①避難所等の適正配置	<b>重</b> 指定緊急避難場所・指定避難所（公共施設）の確保
②個別支援施策の活用促進による防災機能の強化	○ 家屋の嵩上げに対する補助制度の導入検討

## 方針5 土砂災害対策

施 策	実現化に向けた主な取組
①山麓部の森林整備	○ 防災・減災のための里山等の整備

## 2-4 公園・緑地

## 方針1 公園・緑地の適正な配置及び維持管理

施策	実現化に向けた主な取組
①公園施設長寿命化計画の策定	○ 公園施設について、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的とする「公園施設長寿命化計画」策定
②既存公園の適正な維持・管理	<b>重</b> 大町運動公園の機能拡充
③公園・ポケットパークの整備	○ コミュニティ活動を支える公園等が立地していない地区での公園・緑地の検討（空地等の有効利用など） ○ 防災拠点となる公園の整備

## 方針2 水と緑のネットワークの形成

施策	実現化に向けた主な取組
①緑化重点地区における取組の推進	<b>重</b> ウォーカブルなまちづくりの形成に向けた水路沿いを中心とした歩行者ルートの整備促進
②仁科三湖の周辺整備	○ 水辺環境等のうるおい空間の創出推進（木崎湖休憩スポットの整備など）

## 方針3 多様な主体が参加する仕組みづくり

施策	実現化に向けた主な取組
①緑化取組への支援	○ 市民団体と連携した花壇整備
②民間活力による自然資源の活用支援	○ 地元住民と連携した、水辺を歩いて楽しめる周遊環境づくり

## 2-5 自然環境

## 方針1 豊かな自然環境の保全

施策	実現化に向けた主な取組
①水源涵養保安林の維持	○ 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源の監視

## 方針2 ゼロカーボン施策の推進

施策	実現化に向けた主な取組
①ゼロカーボン施策の推進	○ ゼロカーボン住宅支援の推進
②グリーンインフラの活用	<b>重</b> 公共施設の緑化及び駐車場における緑化舗装の導入、ポケットパークの整備 <b>重</b> まちなかにおける水辺空間の創出

## 2-6 景観形成

### 方針1 大町らしい景観の保全

施策	実現化に向けた主な取組
①北アルプスの玄関口にふさわしい良好な都市景観と眺望の形成	○ 北アルプスの玄関口にふさわしい良好な都市景観や、東山から望むまちなみを含めた北アルプスの眺望などの景観形成の推進
②大町市景観計画の策定	<b>重</b> 魅力ある市独自の景観形成に向けた「大町市景観計画」策定
③うるおいのある水辺環境の創出	○ 農具川における親しみが持てる水辺環境の創出に向けた取組の継続、支援（アヤマ植栽事業の支援、農具川での親水空間の整備、市民団体への継続支援）



### 方針2 良好な都市景観の形成

施策	実現化に向けた主な取組
①まちなかの景観の形成	<b>重</b> (都) 中央通り線沿道における景観整備 ○ 水と緑を活かした個性的な都市景観の形成
②良好な自然景観の保全	○ 北アルプスなどの自然景観や田園風景と調和した住宅地・集落景観の形成
③良好な山村風景・景観の保全	<b>重</b> 松本糸魚川連絡道路沿道における景観形成 ○ 自然景観や山村風景が調和した、住宅地・集落景観の形成

### 方針3 パートナーシップでの景観づくりの推進

施策	実現化に向けた主な取組
①市民・企業・行政が連携した景観づくり	<b>重</b> 歴史的建造物を活用した取組の推進 ○ 生け垣の促進及びまちなかの緑地整備の推進

## 2-7 処理施設

## 方針1 快適な水循環の推進

施策	実現化に向けた主な取組
①生活排水施設の適切な維持管理	<b>■</b> 維持管理の広域化（社南部農業集落排水施設の近隣事業者との広域化についての検討） ○ スtockマネジメント手法を踏まえた長寿命化計画の策定及び下水道施設の効率的な維持管理の推進
②下水道整備区域外における合併浄化槽の普及促進	○ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上について啓発を図るとともに、合併浄化槽設置費用に対する助成制度の周知による個人設置型の合併浄化槽の整備促進
③計画的な雨水対策の推進	○ 老朽化が進む雨水渠の計画的な改築・更新
④水環境への意識啓発	○ 生活排水施設に関わる情報発信

## 方針2 処理施設の適正管理

施策	実現化に向けた主な取組
①施設の適正管理・運営	○ 広域施設である北アルプスエコパークの適正な管理運営 ○ 大町市グリーンパークの適正な管理運営と、ごみ処理広域化に伴う運営主体の移管準備



## 3 都市計画マスタープランの進行管理

### 3-1 庁内推進体制

本計画に沿った都市づくりを展開していくため、都市計画マスタープランの周知を図ります。さらに、地域レベルの計画や個別基本計画等による事業展開について、本計画との整合を図り、庁内の関係機関によるワーキンググループ等を開催し、都市づくり全体の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を図ります。

### 3-2 都市計画マスタープランの適切な見直し

本計画は、現時点において望ましいと考えられるまちづくりの方向性や、その実現に向けて取り組むべき事業、施策などを定めています。

しかし、少子・高齢社会の進行や、自然災害の頻発・激甚化、景気の低迷など、本市を取り巻く社会・経済情勢は変化しており、本計画においても柔軟な対応が必要です。

また、松本糸魚川連絡道路の整備により、本市へのアクセスが飛躍的に高まり、来訪者の増加や、大北圏域の中心的拠点としての機能確保などにも対応していくことが必要です。

このため、本計画がより実効性のあるものとなるよう、これからも以下の視点で見直しを行います。

#### 視点1 経年変化に応じた見直し

おおむね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査などに基づき、人口・世帯数の推移、産業動向、土地利用・開発の動向、都市計画関連事業の進捗状況など、さまざまなデータの更新を行い、これらを根拠とする将来予測について見直しを行います。

こうした将来予測の更新を含め、社会・経済情勢の変化や市民・来訪者ニーズの動向なども踏まえつつ、本計画が硬直化しないよう、次の段階を見据えた計画に適宜見直しを行います。

#### 視点2 上位計画等の策定（改定）に伴う見直し

本計画は、全国レベルの計画である「国土形成計画」をはじめ、「大北圏域(大町・池田・白馬都市計画) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」、「大町市総合計画」などの上位計画に即しながら見直しを行っていますが、これらの上位計画についても、社会・経済情勢の変化などに対応するため、定期的な見直しが行われています。

このため、関係部局との連携・協力は不可欠であり、全庁が一体となってまちづくりを進めるためにも、上位計画等の策定（改定）状況と調整を図りながら適宜見直しを行います。

#### 視点3 大規模プロジェクト等に伴う見直し

本市の骨格形成に大きな影響を及ぼす大規模プロジェクト等の進捗状況を踏まえつつ、関係機関との調整を図りながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

### 3-3 進行管理

本計画は、おおむね20年後を見通した計画であり、地域のさまざまな動向や社会・経済情勢の変化に対応していく必要があります。このため、市民への情報発信や市民参加のもと、本計画で位置づけた施策について定期的に評価・検証を行い、柔軟に内容の改善や修正を行っていきます。

また、大町市都市計画審議会等により行政評価の一環として都市計画マスタープランを取り上げ、本計画に掲げる方針が各種施策や事業に反映され実現しているかを点検し、計画の中間年を目途に、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

併せて、関連計画である立地適正化計画、緑の基本計画で定める数値目標により、施策の達成状況などを評価・検証します。

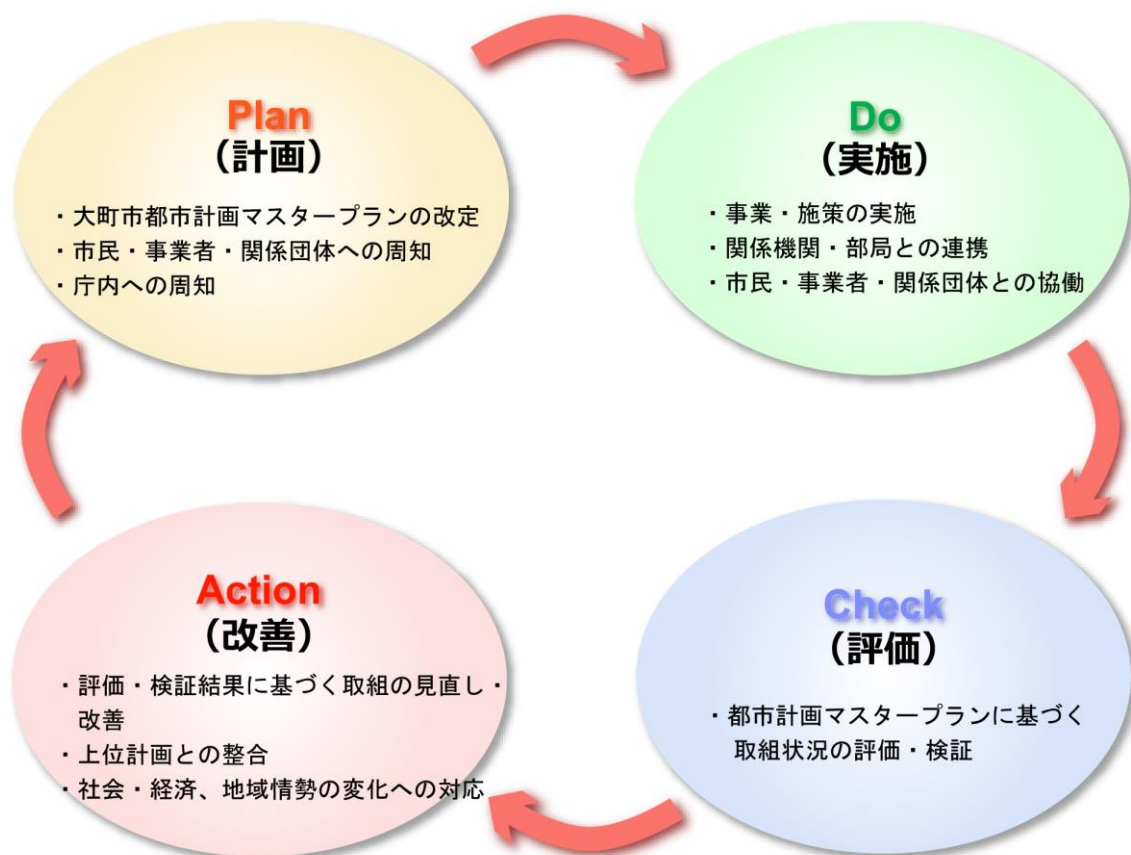


図 5-6 PDCAサイクルによる計画の進行管理

# 資料編

## 1 計画策定の経過

令和3年度に旧計画の評価・検証、見直しに当たっての課題整理等を行い、令和4年度より、「庁内検討委員会\*」、「検討委員会\*」による検討を進めてきました。また、地区別の住民懇談会を全2回、パブリックコメントを全1回実施し、住民の皆さまからのご意見等を踏まえながら、大町市都市計画マスタープランの改定版を取りまとめました。

※令和4年4月に策定した「大町市立地適正化計画」、「大町市緑の基本計画」の検討組織と同様の構成

表 資-1 計画策定の経過

	時期	会議等	主な検討事項
令和4年度	R4.6.16	第1回庁内検討委員会	・計画の概要
	R4.6.22	第1回検討委員会	・旧計画の評価・検証結果
	R4.9.27	第2回庁内検討委員会	・全体構想（素々案）
	R4.10.5	第2回検討委員会	
	R5.3.10	第3回庁内検討委員会	・全体構想（素々案）
	R5.3.15	第3回検討委員会	
令和5年度	R5.5.24	第4回庁内検討委員会	・全体構想・地区別構想（素々案）
	R5.6.2	第4回検討委員会	
	R5.6.21 6.22 6.26 6.27	第1回住民懇談会	・計画の概要 ・旧計画の評価・検証結果（地区別構想） ・意見交換
	R5.8.18	第5回庁内検討委員会	・都市計画マスタープラン（素案）
	R5.8.23	第5回検討委員会	
	R5.10.12 10.13 10.16 10.17	第2回住民懇談会	・計画の概要 ・全体構想（素案） ・地区別構想（素案）
	R5.11.7	第6回庁内検討委員会	・都市計画マスタープラン（素案）
	R5.11.10	都市計画審議会	
	R5.11.24	第6回検討委員会	
	R5.12.6～ R6.1.4	パブリックコメント （意見募集）	・都市計画マスタープラン（素案）
	R6.1.24	第7回庁内検討委員会	・都市計画マスタープラン（最終案）
	R6.2.2	第7回検討委員会	
	R6.3.7	都市計画審議会	

## 2 策定体制

### (1) 大町市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会

(敬称略)

役職名	構成団体・機関・所属等	氏名	備考
会長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻特任助教	新 雄太	
副会長	大町商工会議所副会頭	蜜澤 茂志	
委員	大町市連合自治会会長	鷺澤 恒夫	
	大町市消防団団長	平出 誠二	～R5.6.1
		北村 泰洋	R5.6.2～
	大町まちづくり協議会副会長	福島 章弘	
	一般社団法人縁家 理事長	黒川 恵理子	
	公募委員	荒山 あゆみ	
	美麻商工会会長	和田 俊彦	
	大北農業協同組合経済部長	黒川 英明	～R5.6.1
	大北農業協同組合大町支所長	丸山 秀人	R5.6.2～
	大町市観光協会会長	遠藤 高弘	
	公益社団法人長野県建築士会大北支部 まちづくり委員長	竹内 祐一	
	株式会社関電アメニックス北アルプス交通事業部 事業部長	野上 明	～R5.6.1
		佐藤 洋之	R5.6.2～
	社会福祉法人大町市社会福祉協議会会長	中村 勝彦	
	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会中信支部	金井 透貴	～R5.8.22
		太谷 竜樹	R5.8.23～
北アルプス地域振興局企画振興課長	土屋 征寛		
大町建設事務所整備・建築課長	関 貴幸		

### (2) 大町市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画庁内検討委員会

役職名	所属・役職名
委員長	副市長
副委員長	建設水道部長
委員	企画財政課長、まちづくり交流課長、税務課長、危機管理課長、情報交通課長、八坂支所長、美麻支所長、市民課長、中央保健センター所長、生活環境課長、福祉課長、子育て支援課長、商工労政課長兼産業立地戦略室長、観光課長、農林水産課長、上下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ課長、国民スポーツ大会準備室長、市立大町総合病院総務課長、北アルプス広域連合総務課長
アドバイザー	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 新 雄太 特任助教

---

# 大町市都市計画マスタープラン

令和6年3月発行

大町市 建設水道部 建設課

〒398-8601 長野県大町市大町 3887 番地

Tel 0261-22-0420 Fax 0261-23-5188

URL:<https://www.city.omachi.nagano.jp/>



